まちづくり環境委員会 令和4年7月15日

環境清掃部 資料2番

所管 環境計画課

令和4年度 環境清掃部事業概要



大田区公式PRキャラクター



大田区

第1部 大田区環境アクションブラン・部の目標及び重点項目	
1 大田区環境アクションプラン(概要) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 令和4年度 部の目標及び重点項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2部 環境清掃部の執行体制・予算	
1 環境清掃部の組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 一般財団法人大田区環境公社の組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3 環境清掃部、一般財団法人大田区環境公社の分掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4 令和4年度環境清掃部の予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3部 環境清掃部各課(所)の事務事業の概要	
第1章 環境計画課	
第1節 環境基本計画の推進	
1 環境保全対策の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2 大田区環境基本条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3 大田区環境審議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4 大田区環境基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
5 おおた環境基本計画推進会議(旧名称エコシティ大田推進会議)・・・	15
6 環境保全意識の普及・啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
7 食品ロス削減への取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
8 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第2節 給食生ごみリサイクル事業	
1 給食残渣に係る食品リサイクルの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第3節 地球温暖化対策の推進	
1 地球温暖化対策の計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2 区民運動「おおたクールアクション」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
3 地球温暖化防止活動への取組気運の醸成	
(大田区地球温暖化防止アンバサダー) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
4 地球温暖化対策に関する普及啓発活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
5 区役所による率先行動「大田区役所エコオフィス推進プラン」・・・・・・・・・	36
6 環境にやさしいエネルギー等の導入拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第2章 環境対策課	
第1節 緑化の推進・自然環境の保護	
1 緑の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2 緑の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
3 緑の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
4 自然環境の保護等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第2節 環境美化対策	
1 屋外における喫煙マナーの向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 環境美化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第3節 羽田空港周辺環境対策	
1 経過概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52

2 民家防音工事(未実施住宅、告示日後住宅)	52
3 空気調和機器更新工事①(未実施住宅、告示日後住宅)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
4 空気調和機器更新工事②(未実施住宅、告示日後住宅) ・・・・・・・・・・・・	54
5 空気調和機器更新工事③ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
6 共同利用施設整備事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
7 木造改造による共同利用施設整備事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
8 共同利用施設空気調和設備機能回復工事 ·····	57
9 生活保護等世帯への電気料金補助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
第4節 騒音・振動対策	
1 移動発生源対策 ······	58
第5節 大気汚染・悪臭対策	
1 大気汚染常時監視 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
2 一般環境監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
第6節 水質汚濁	
1 河川・海域環境監視 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
2 水辺環境改善対策等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	65
第7節 工場等への指導と苦情処理	
1 工場等への指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	67
3 化学物質の適正な管理指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
4 苦情処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
5 土壤汚染窓口相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
6 環境保全協定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
第8節 その他の取組み	
1 放射線に関する取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
2 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物に関する取組み ・・・・・・・・・・	70
第3章 清掃事業課、各清掃事務所	
第1節 清掃事業計画の概要	
	72
	77
3 令和3年度一般廃棄物の処理に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
第2節 清掃事業経費概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
第3節 事業別概要	
1 作業収集計画、収集・運搬事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
2 リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
	102
>	105
	107
	109
第4節 一般財団法人大田区環境公社事業概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	110
第5節 清掃事業関係資料	
	113
2 関連資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116

第1部 大田区環境アクションプラン・部の目標及び重点項目

1 大田区環境アクションプラン(概要) 令和4年3月策定

1 計画の目的と位置づけ、計画期間

(1)目的

大田区環境アクションプランは、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、 区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示すものである。

また、国や東京都の動向を踏まえ、環境の保全や持続可能な社会の構築につながるよう、多くの区民等や事業者と連携し、「持続可能で快適なまち」の実現に向けて取り組むための指針となるものである。

(2) 位置づけ

「大田区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ための最上位計画であると同時に、「大田区基本構想」及び「新おおた重点プログラム」の実 現を環境面から支える計画である。

なお、本計画には「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく「大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「生物多様性基本法」第13条に基づく「大田区生物多様性地域戦略」、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画(大田区気候変動適応方針)」を包含している。

(3) 本計画の計画期間

令和3年度で「大田区環境基本計画(後期)」の計画期間が終了となるため、「第2次大田区環境基本計画」の策定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、上位計画である大田区長期基本計画の策定が延期になったことなどを踏まえ、「第2次大田区環境基本計画」の策定を延期することとした。そのため、「大田区環境基本計画(後期)」と令和7年度からの「第2次大田区環境基本計画」の間をつなぐ緊急計画として本計画を位置付け、計画期間は令和4年度から令和6年度までの3年間とする。



2 見直しの背景と視点

大田区環境基本計画(後期)に基づく取組を踏まえて施策を見直し、新たな環境課題や社会的 要請に柔軟に対応できる計画体系を再構築した。

(1) 新たな環境課題への対応

令和3年6月改正された地球温暖化対策推進法で基本理念とされた「2050年までの脱炭素社会の実現」をはじめ、プラスチックの資源循環の促進、食品ロスの削減、ウィズコロナ・アフターコロナの「新しい生活様式」を踏まえた事業展開、といった新たな環境課題に対応する。

(2) SDGsの推進

世界的なSDGs推進の機運に対応し、SDGsのゴールと本計画の基本目標や取組の関係性を整理し、「大田区環境版ローカルSDGs」として目標の共有を図る。

(3) 気候変動への適応

平成30年12月施行された気候変動適応法において、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力する仕組みが整備された。地方公共団体において、地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされたことに伴い、本計画の中に「大田区気候変動適応方針」を包含することとする。

3 大田区が目指す環境像

環境と生活・産業の好循環を礎とした

持続可能で快適な都市

大田区環境基本計画の環境像を継承し、引き続き、「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市(まち)」の実現を目指すものとする。

大田区が持つ「地域力」を活かしたこれまでの取組をより一層推進するとともに、区民生活と産業、そして環境がそれぞれ調和し、一方の向上が他方の向上を引き出すような、効果的な好循環を伴う地域づくりを推進する。また、環境問題への対策を制約やコストではなく、技術革新などの産業分野の発展の機会と捉えて次なる成長へ繋げ、経済の発展と活性化が環境に好影響をもたらす「環境・経済・社会の好循環」の実現を目指す。

また、2050年の目指すべき社会の実現に向けて、「大田区環境ビジョン2050」を掲げる。

大田区環境ビジョン 2050

『「2050年に向けた3つのゼロ」を通じた 持続可能な環境先進都市おおたの実現』

- 1 温室効果ガス排出量実質 ―ゼロ―
 - ⇒2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにまで削減します。
- 2 プラスチックごみ ―ゼロ―
 - ⇒2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減します。
- 3 食品ロス実質 ―ゼロ―
 - ⇒2050年までに食品ロスを実質ゼロにまで削減します。

4 5つの基本目標

5つの基本目標のもと、各基本目標の達成に向けた環境保全の取組を推進する。

特に複雑多岐にわたる環境課題の解決のためには、区や区民等、区内事業者など大田区を構成する様々な主体と協力体制を構築する必要があるため、「基本目標A:環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進」を他の基本目標BからEまでを包括した分野横断的な目標として位置付ける。

【5つの基本目標】



5つの基本目標は、それぞれが単独ではなく、互いに密接な関係を保ちながら目標実現に向かう。



2 令和4年度 部の目標及び重点項目

(1) 部の目標

環境清掃部は大田区環境基本条例に謳う「環境先進都市おおた」の実現のため、「大田区環境 基本計画(後期)」を継承し、新たな環境課題への対応、SDGsの推進、気候変動への適応を 見直しの視点として、令和4年3月「大田区環境アクションプラン」を策定した。

本計画に掲げる5つの基本目標の達成に向け、区民等・事業者・区のパートナーシップを一層 強化し、部一丸となって"環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市(まち)" の実現を目指す。

また、新たに掲げた「大田区環境ビジョン 2050」の下、『①温室効果ガス排出量実質ゼロ ②プラスチックごみゼロ ③食品ロス実質ゼロ』の3つのゼロを通じて、持続可能な環境先進都市おおたの実現を目指す。

区民生活の基盤である清掃事業については、「大田区一般廃棄物処理基本計画」に掲げる基本理念『区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現』のため、3つの基本方針(3Rの推進、適正処理の推進、協働の推進)に対応した施策を着実に実施する。

(2) 重点項目

1 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進

○ 地球温暖化や気候変動の現状、現在のくらしや未来に及ぼす影響などの課題共有を図り、 地球温暖化への取組機運を醸成する「大田区地球温暖化防止アンバサダー」事業をはじめ、 各種セミナー、啓発イベントの開催や情報発信により、大田区環境アクションプランの 実現に向け取り組む。

2 気候変動緩和策の推進

- 地球温暖化に密接に関係する温室効果ガス削減に向け、区役所自らが率先して省エネルギーや省資源対策、再生可能エネルギーの導入などの具体的な環境配慮行動を実践して示すことで、区民の脱炭素ライフスタイルへの転換を牽引していく。
- 区民一人ひとりが気候変動や地球温暖化の問題を「自分ごと」として捉え、「省エネ・3 R・グリーン購入」を実践、事業者・団体・区の連携協働により地球温暖化対策を推進する区民運動「おおたクールアクション」を着実に推進する。
- 大田区環境アクションプランに掲げる「2050 年度までの脱炭素社会の実現」及び「2030年度までの温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)の達成」に向け、具体的なロードマップを示す「(仮称)大田区脱炭素戦略」を策定する。

3 自然共生社会の構築

- まちの個性を地域住民と連携して「まちの緑」で表現するとともに、まちなかに残された貴重な緑を保護することで、大田区の緑化に対する区民意識の向上へと繋げる。
- まちなかに残された貴重な緑や、地域の景観的なシンボルとなっている樹木、区有地・ 民有地内の樹木・樹林等に対して、保全区域等の指定や助成などの制度を活用し、区内の 貴重な緑の保護に努める。

4 快適で安全な暮らしの実現

- 喫煙する人としない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを 目的として、喫煙マナーの周知徹底に努めるとともに、分煙環境の整備等総合的な施策を 推進する。
- 呑川の水質定期調査及び悪臭やスカム発生状況等の監視パトロールを実施し、東京都や 流域自治体と連携した水質改善の取り組みにつなげていく。

5 循環型社会の構築

- 発生抑制・再使用・再生利用 (3 R) の行動を定着させるために、様々なツールを活用 したわかりやすい情報発信を実施する。
- プラスチックごみ削減に向けて、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの効果 的な資源回収を一部地域から開始する。

- 不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属系有価物のピックアップ回収の実施や、使用済小型 電子機器類を回収し資源化を図るなど、ごみを資源に変える取組みを推進する。また、不 燃ごみに含まれる水銀含有物等の適正処理を引き続き実施する。
- 資源の持ち去りを防止するため、民間委託事業者や職員によるパトロール、警察との合 同パトロールを実施し、持ち去り行為の抑止に向けた取組みを推進する。
- 持続可能で安定的な収集体制を構築するため、(一財)大田区環境公社への業務委託(可 燃ごみ収集業務等)を拡大する。

(3) 庁議指定事務事業

1 脱炭素ライフスタイルへの転換

[事業概要]

地球温暖化を食い止め、気候変動の影響を最小限に抑えるためには、原因となる温室効果ガスの排出を削減することが必要です。セミナーやイベントの開催などの普及啓発や地域の事業者や団体との主体間連携を強化し、区民一人ひとりが地球温暖化を「自分ごと」として捉え、解決のための行動を実践する脱炭素ライフスタイルへの転換を促進します。

「今年度の目標(執行計画)]

【区民運動「おおたクールアクション」の推進】

- 1大田区地球温暖化防止アンバサダーによる取組機運の醸成
- 地球温暖化解決のための区民の行動実践を促すため、地球温暖化防止講演会を開催 (1回)する。
- 区民の取組機運を醸成するため、地球温暖化防止アンバサダーからの応援メッセージ 動画を作成し、YouTubeの大田区チャンネルで公開する。
- 具体的な実践行動を提示するため、区公式ツイッターにて「依田さんからのクールアクション」を配信(月1回)する。
- 2 「おおたクールアクション推進連絡会」との連携
- 区民運動「おおたクールアクション」の拡大を目的に、おおたクールアクション推進 連絡会の事務局として団体運営(総会1回、幹事会3回程度)を支援する。
- おおたクールアクション推進連絡会のレベルアップを目的に、活動報告会を開催(1 回)する
- 区民運動の賛同団体への活動支援のため、講師を講習会等へ派遣(家庭向け3回、事業者向け1回)する。

2 3R+Renewableの推進

「事業概要]

発生抑制・再使用・リサイクル(3R)の行動を定着させます。さらに、再生可能な資源の利用(Renewable)を通じて区民や事業者の行動変容等を促進し、地球温暖化や海洋汚染につながるプラスチックの資源循環体制の構築に取り組みます。

「今年度の目標(執行計画)]

【資源プラスチック回収事業の実施】

○ プラスチックの持続可能な利用とCO₂の削減に向けて、粗大ごみの中から衣装ケースを中心としたプラスチック製品のピックアップ回収を新たに実施する。

目標回収量: 26,500 kg

3 さらなるごみの適正処理推進

[事業概要]

やむを得ず排出された不燃ごみ・粗大ごみに含まれる資源物や、拠点回収等によって集められた品目の有効活用を図ります。

「今年度の目標(執行計画)]

【粗大ごみ・不燃ごみに含まれる有価物の再資源化】

○ 粗大ごみ・不燃ごみとして排出される使用済小型家電等に含まれる有用金属等について、安定的な再資源化を図るため、ピックアップ回収を引き続き実施する。

目標回収量: 2,400t

【新たな拠点回収の実施】

○ ごみの減量化を図ることを目的に、平成31年度から古着の行政回収モデル事業を実施しており、令和4年度も継続実施する。

目標回収量:120,000kg

(4) 部局重要事務事業

【取組内容】

. / -	102X 7 13 7 X	radar July
1	受動喫煙防止対策の推進	【禁煙勧奨及び受動喫煙防止対策の強化】
2	香川水質浄化対策の推進	【東京都や流域自治体と連携した総合的な水質浄化対策の検討、研究②】
3	大田区環境基本計画の改定	【第2次大田区環境基本計画の策定】 【2050 年脱炭素社会の実現に向けた取組】
4	脱炭素ライフスタイルへの転換	【セミナー、イベント等による普及啓発】 【食品ロス削減への取組】
5	区による率先行動	【「大田区エコオフィス推進プラン」の推進】
6	3R+Renewableの推進	【大田区分別収集計画の推進】 【区民・事業者に対する 3R の行動を定着させるため の周知の推進】 【ふれあい指導の推進】 【資源循環学習教室等の実施】
7	さらなるごみの適正処理推進	【使用済小型電子機器等の再資源化】 【資源持去りパトロール】
8	まちを彩りこころを潤す緑事業	【地域の緑づくり】

第2部 環境清掃部の執行体制・予算

令和4年4月1日現在

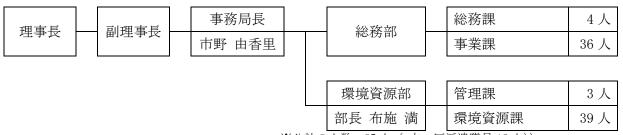
1 環境清掃部の組織図

環境清掃部	環境計画課		計画推進・	16 人
部長 小泉 貴一	課長 石川 里香		温暖化対策担当	10 人
(部の人数 355人)	(課の人数 17人)			
		_		
環境清掃部参事 (調整担当)	環境対策課		環境推進担当	9人
岡本 輝之	課長 菅野 俊明		環境調査指導担当	21 人
	(課の人数 31人)			
		_		
	清掃事業課		清掃リサイクル担当	13 人
	課長 池田 真司		事業調整担当	1人
	(課の人数 20人)		勤労調整担当	1人
			許可指導係	4 人
	大森清掃事務所		管理係	5人
	所長 中野 明樹		作業担当 (大森地区)	77 人
	(課の人数 83人)			
	蒲田清掃事務所		管理係	9人
	 所長事務取扱 岡本 輝之		作業担当 (調布地区)	60 人
	(課の人数 202人)		作業担当 (蒲田地区)	119 人
			自動車運転係	13 人
	少	-, -) .) . a am / . \ 1	,

※令和4年4月1日付け組織改正により調布清掃事務所を廃止し、 蒲田清掃事務所に統合した。

2 一般財団法人大田区環境公社の組織図

令和4年4月1日現在



※公社の人数 85 人 (内、区派遣職員12人))

3 環境清掃部、一般財団法人大田区環境公社の分掌事務

課係	系名		分	掌	事	務	
	計画推進•	(1)部の政策立	案、事業執行	· 方針、事業計	画及び事業	の進行管理に	関すること。
環境計画課	温暖化対策	(2)部の事務事	業の改善に	関すること。			
永先 们	担当	(3)行政組織及	び職員定数	に関する部の約	&括に関する	こと。	
		(4)部の事業に	係る調査研究	咒に関すること。			
		(5)議会に関す	る他部及び語	羽内他課との連	経調整に関	すること。	
		(6)議会に関す	る部の総括に	こ関すること。			
		(7)部の庶務に	関すること。				
		(8)予算及び決	算に関する語	邪の総括に関す	 すること。		
		(9)大田区環境	審議会に関	すること。			
		(10)大田区環境	竟基本計画に	関すること。			
(11)環境保全に係る人材の育成及び啓発に(他の主管に属するものを除く。)。					に関すること		
		(12)地球温暖(比対策実行計	・画に関すること	<u>L</u> 0		
		(13)大田区役別	斤エコオフィス	推進プランに	関すること。		
		(14) 地球温暖(1	ヒ対策の推進	に関すること。			
		(15)地球温暖们	比対策地域協	議会に関する	こと。		
		(16)環境にやさ	しいエネルキ	デー等の導入拡	太大に関する	こと。	
		(17)他部及び音	『内他課との	連絡調整に関	すること。		
		(18)危機管理に	こ関すること。				
		(19)環境影響部	平価に関する	こと。			
		(20)部内他課	こ属さないこと	-0			
	環境推進担当	(1)環境対策の	推進に関する	ること。			
環境対策課	來現住些追当	(2)環境美化推	進に関するこ	<u>-</u> と。			
		(3)みどりの保証	養及び緑化の	推進に関する	こと。		
		(4)自然環境保	護に関するこ	<u>-</u> と。			
		(5)課の庶務に	関すること。				
		(6)課内他係に	属しないこと)			
		(1)公害関係法					
	環境調査 指導担当	(2)移動発生源 及び対策に		動車、鉄道等)	による騒音、	振動及び排力	ての調査
		(3)大気環境の	調査及び対象	策に関すること	0		
		(4)河川海域環	境の調査及	び対策に関する	ること。		
		(5)有害物質等	の化学物質	に係る調査及び	バ対策に関す	つ ること。	
		(6)公害関係法	令等に基づ	く公害に係る苦	情及び相談	に関すること。	
		(7)公害事故及	び光化学スプ	モッグ通報に関	すること。		
		(8)空港周辺環	境対策事業	に関すること。			
		(1)廃棄物の収				· -	
清掃事業課	清掃リサイクル 担当	(2)清掃事務所除く。)に関]すること。				
111111111111111111111111111111111111111			と除く。)に関	すること。	おける事故の	防止及び処理	!(他の主管に
		(4)家庭廃棄物					
		(5)ごみ減量及		,	, , , , ,	ŭ	
		(6)資源回収(個				_	
		(7)その他リサイ	イクル事業(他	」の主管に属す	るものを除く	。)に関するこ。	노。
		(8)資源物持ち		-			
		(9)清掃事務所	及び清掃事	業所の管理運	営に関するこ	.と。	

課係	名名	分 掌 事 務
清掃事業課	清掃リサイクル	(10)清掃・リサイクル協議会に関すること。
	担当	(11)廃棄物処理手数料に関すること。
		(12)一般廃棄物処理基本計画に関すること。 (13)全国都市清掃会議及び大都市清掃事業協会の事務に関すること。
		(13)主国都川有備云識及び入都川有備事業協云の事務に関すること。 (14)東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会その他関係機関
		との連絡調整に関すること。
		(15)災害廃棄物処理計画(区、特別区)に関すること。
		(16)課の庶務に関すること。
		(17)課内他係に属しないこと。
		(1)清掃事業のあり方に関すること。
	事業調整担当	(2)清掃工場運営協議会等(大田、多摩川)の取りまとめに関すること。
		(3)その他特命に関すること。
	勤労調整担当	(1)清掃事務所及び清掃事業所職員の人事、勤務条件等(他の主管に属するものを除く。)に関すること。
		(2)その他特命に関すること。
		(1)事業系廃棄物に係る排出指導の企画及び調整に関すること。
	許可指導係	(2)一般廃棄物処理業に係る指導等の企画及び調整に関すること。
		(3)浄化槽に係る指導等(他の主管に属するものを除く。)に関すること。
		(4)一般廃棄物処理業の許可に関すること。
		(5)浄化槽清掃業の許可に関すること。
		(6)排出事業者に係る廃棄物の減量に関すること。
\+ [= +-74	tota ann tot	(1)所の庶務及び経理に関すること。
清掃事務所	管理係	(2)職員の服務に関すること。
(大森、蒲田)		(3)公印の管守及び文書に関すること。
		(4)所内他係に属しないこと。 (1)廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること(し尿については、蒲田清掃事務所
	作業担当	(1) 焼果物の収集、運搬及の処力に関することに旅については、浦田有冊事務別に限る。)。
		(2)廃棄物の排出量の算定に関すること。
		(3)廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。
		(4)リサイクル事業の推進に関すること。
		(5)大規模建築物の廃棄物の保管場所等に関すること。
		(6)所管区域内の大規模排出事業者等の排出指導に関すること。
		(7)一般廃棄物処理業の指導に関すること。
		(8)浄化槽に係る指導等に関すること。
		(9)作業の統計に関すること。
		(10)清掃事業用自動車の運営管理及び修理に関すること。
		(11)自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。
		(12)自動車運行作業の統計に関すること。
		(13)その他清掃作業に関すること。
	自動車運転係	(1)清掃事業用自動車の調達、運営管理及び修理に関すること
	(##) # [= - 	(運営管理及び修理については、作業担当に属するものを除く。)。
	(浦田清掃事務)	(2) 自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること
		(作業担当に属するものを除く。)。
		(3) 作業用具の修理に関すること。 (4) 作業用物品、材料及び燃料の管理に関すること。
		(4) 作業用物品、材料及び燃料の管理に関すること。 (5) 作業の統計に関すること(作業担当に属するものを除く。)。
		(6) その他清掃作業に関すること(作業担当に属するものを除く。)。
	<u> </u>	(1)一般廃棄物の収集及び中継業務
	↑ 団 法 人	(2)資源循環に関する事業
大田区	環境公社	(3)環境保全に関する事業
		(C) NEDUNETICIN / OF NE
		I .

4 令和4年度環境清掃部の予算

(1) 歳出予算[環境清掃部]

(単位:千円)

	款項目	事	業	4年度	3年度	増減
弱	環境清掃部合計			11,335,785	10,860,342	475,443
	7 都市整備費			35,602	35,256	346
	8 環境清掃費			11,300,183	10,825,086	475,097

(2) 歳出予算[環境計画課・環境対策課]

(単位:千円)

	款	項	目	事業	4年度	3年度	増減						
	7	都下	卜整	備費	35, 602	35, 256	346						
		1	都市	「整備費	35, 602	35, 256	346						
			4	空港費	35, 602	35, 256	346						
	8	環境	竟清:	掃費	763, 709	771, 030	△ 7, 321						
		1	環境	管保全費	763, 709	771, 030	△ 7, 321						
			1	環境保全総務費	417, 151	417, 570	△ 419						
				1 職員人件費	417, 151	417, 570	△ 419						
			2	環境対策費	284, 773	283, 062	1, 711						
環				1 環境保全に関する計画及び啓発	14, 335	5, 381	8, 954						
環境計				2 給食残渣に係る食品リサイクルの推進	0	48, 575	\triangle 48, 575						
画				3 環境計画課事務費	406	696	△ 290						
課•				4 地球温暖化対策の推進	8, 468	11, 715	△ 3, 247						
環境対策				5 環境の調査及び啓発	64, 295	65, 657	△ 1,362						
対対				1 大気環境の監視	51, 599	53, 700	△ 2, 101						
策課				2 水環境の監視	12, 696	11, 957	739						
				6 工場等公害対策	27, 384	6, 594	20, 790						
				1 危機管理対策	2, 305	2, 453	△ 148						
										2 工場認可と苦情処理	25, 079	4, 141	20, 938
									7 交通公害対策	54, 659	55, 147	△ 488	
				8 環境美化対策	76, 619	83, 121	\triangle 6, 502						
				9 環境対策課事務費	38, 607	6, 176	32, 431						
			3	緑化推進費	61, 785	70, 398	△ 8,613						
				2 緑の保全事業	50, 142	58, 052	△ 7,910						
				1 緑化の推進	50, 142	58, 052	△ 7,910						
				3 自然環境の保護	11, 643	12, 346	△ 703						
		環境	急計	画課・環境対策課 計	799, 311	806, 286	△ 6,975						

(3) 歳出予算[清掃事業課·各清掃事務所]

(単位:千円)

款	坟項	目	事業	4年度	3年度	増減
8	環	境》	青掃費	10, 536, 474	10, 054, 056	482, 418
	2	清	掃管理費	3, 847, 363	3, 472, 262	375, 101
		1	清掃総務費	3, 700, 131	3, 317, 421	382, 710
			1 職員人件費	363, 670	344, 542	19, 128
			2 東京二十三区清掃一部事務組合分担金	3, 150, 559	2, 858, 599	291, 960
			3 東京二十三区清掃協議会分担金	400	300	100
			4 一般廃棄物処理基本計画等の策定	0	0	0
			5 清掃事業課事務費	185, 502	113, 980	71, 522
		2	安全衛生費	15, 835	18, 226	△ 2,391
油			1 職員の安全衛生	15, 835	18, 226	△ 2,391
清		3	普及調査費	1, 989	2, 915	△ 926
掃			1 清掃普及調査	1, 989	2, 915	△ 926
事		4	指導費	1, 867	1, 785	82
शार -			1 許可・指導業務	1, 728	1, 646	82
業			2 浄化槽指導業務	139	139	0
課		5	事務所費	127, 541	131, 915	△ 4, 374
			1 清掃事務所等の管理	127, 541	131, 915	△ 4, 374
₽.			1 清掃事務所等管理運営	8, 813	15, 044	△ 6,231
各			2 清掃事務所等建物維持	118, 728	116, 871	1, 857
清		6	清掃事務所施設建設費	0	0	0
掃			1 清掃事務所の建設	0	0	0
	3	廃	棄物対策費	6, 689, 111	6, 581, 794	107, 317
事		1	廃棄物対策管理費	1, 944, 905	2, 075, 000	△ 130, 095
務			1 職員人件費	1, 944, 905	2, 075, 000	△ 130, 095
所		2	ごみ収集費	2, 887, 791	2, 787, 621	100, 170
			1 ごみ収集作業	2, 887, 791	2, 787, 621	100, 170
			1 車両雇上費	1, 878, 277	1, 903, 579	△ 25, 302
			2 車両等維持管理	49, 569	47, 706	1, 863
			3 作業運営費	959, 945	836, 336	123, 609
		3	リサイクル対策費	1, 852, 896	1, 716, 094	136, 802
			1 行政回収の推進等	1, 777, 851	1, 637, 208	140, 643
			1 行政回収の推進	1, 766, 997	1, 626, 311	140, 686
			2 資源の持ち去り防止対策	10, 854	10, 897	△ 43
			2 リサイクル活動グループの支援	75, 045	78, 886	△ 3,841
		4	動物死体処理費	3, 519	3, 079	440
			1 動物死体処理作業	3, 519	3, 079	440
		Ý	情掃事業課・清掃事務所 計	10, 536, 474	10, 054, 056	482, 418

「「「「「「「「「」」」	1 年 庄	9 年帝	(半位:1円)
	4年度	3年度	増減
3 使用料及び手数料	604, 756	570, 018	34, 73
1 使用料	507	478	2
7 環境清掃使用料	507	478	2
1 行政財産目的外使用料	507	478	24.70
2 手数料	604, 249	569, 540	34, 70
6 環境清掃手数料	604, 249	569, 540	34, 70
1 廃棄物処理手数料	601, 034	565, 981	35, 05
1 事業系・粗大ごみ	591, 344	548, 653	42, 69
2 持込処分手数料	9, 690	17, 328	△ 7,63
2 動物死体処理手数料	1, 425	1, 365	6
3 一般廃棄物処理業許可手数料	1, 315	1,750	△ 43
4 浄化槽清掃業許可手数料	1	1	
5 工場公害防止認可手数料	474	443	3
4_国庫支出金	21, 754	12, 675	9, 07
2 国庫補助金	21, 754	12, 675	9, 07
5 都市整備費補助金	11, 777	12, 675	△ 89
1 都市整備費補助金	11, 777	12, 675	△ 89
1 住宅防音工事費	11, 777	12, 675	△ 89
9 環境清掃費補助金	9, 977	0	9, 97
1 環境保全費補助金	9, 977	0	9, 97
3 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援	,	0	9, 97
5 都支出金	7, 882	10, 000	△ 2, 11
2 都補助金	7, 882	10,000	\triangle 2, 11
8 環境清掃費補助金	7, 882	10,000	\triangle 2, 11
1 環境保全費補助金	7, 882	10, 000	△ 2,11
7 受動喫煙防止対策の強化に伴う喫煙環境の整備事業		10, 000	\triangle 10, 00
11 アスベスト資格取得促進事業	72	0	7
12 アスベストアナライザー機器整備事業	7, 810	0	7, 81
6 財産収入	1,010	11	△ 1
2 財産売払収入	1	11	\triangle 1
3 物品壳払収入	1	11	△ 1
1 不用品壳払収入	1	11	\triangle 1
1	172, 831	125, 780	47, 05
1 延滞金、加算金及び過料	172, 631	125, 760	47,00
1 延滞金、加算金及び過料	0		
		0	
1 延滞金及び加算金 2 特別区預金利子	0	0	^
	4	6	^_
1 特別区預金利子	4	6	^
1 預金利子収入	4	6	
2 前渡金等預金利子	4		Δ
4 受託事業収入	375		<u>△</u> 2
6 清掃費受託収入	375		△ 2
1 動物死体処理受託収入	375	398	△ 2
7 雑入	172, 452	125, 376	47, 07
5 納付金	8, 198	5, 852	2, 34
1 社会保険料個人負担金	8, 198	5, 852	2, 34
1 健康・厚生年金等保険料	8, 198	5, 852	2, 34
8 施設等収入	507	534	△ 2
1 施設等利用者負担金	507	534	△ 2
11 施設利用者光熱水費等負担金	507	534	△ 2
14 雑入	163, 747	118, 990	44, 75
2 その他 20 注目 左 年 物 主 ナ (以 3	163, 747	118, 990	44, 75
20 清掃有価物売払収入	153, 734	114, 276	39, 45
1 ごみ収集作業	3		<u> </u>
2 資源回収事業	147, 650		37, 72
3 小型家電等リサイクル事業	659	739	△ 8
4 不燃ごみの再資源化事業	1, 041	1, 323	△ 28
5 羽毛布団の再資源化事業	4, 138	2, 190	1, 94
6 リユース事業	3	3	
7 古着の行政回収モデル事業	240	86	15
50 太陽光発電電力売払収入	1	1	
61 プラ製容器包装・再資源化支援事業補助金		0	5, 00
62 再商品化合理化拠出金収入	1		
83 大都市減量化・資源化共同キャンペーン	0	927	△ 92
87 地域環境力活性化事業	3, 247	2, 732	51
	1	1	
95 東京二十三区清掃一部事務組合配分金	1	11	
95 東京二十二区情掃一部事務組合配分金 99 その他	1,763	1, 052	71

第3部 環境清掃部各課(所)の事務事業の概要

第1章 環境計画課

第1節 環境基本計画の推進

4 年度予算 14.335 千円

1 環境保全対策の経緯

昭和30年代から40年代にかけて、大気汚染や水質汚濁をもたらした産業公害は深刻な社会問題となった。京浜工業地帯の一翼を担い、多様な公害発生源をかかえていた大田区は、昭和44年に公害課を設置し、公害分析室や大気汚染観測システムなどの監視測定体制を整備するとともに、区内工場の現況調査や公害問題総点検会議を設置して、公害の防止改善に努めてきた。

近年では、区内工場のいわゆる「公害」はやや緩和してきたものの、自動車からの排気ガス、ダイオキシンなどの有害化学物質、建築資材に使われるアスベスト、土壌汚染などの問題がクローズアップされてきた。また、緑や水辺の減少、ビルなどの建設が進んだためのヒートアイランド現象、さらには化石燃料の大量使用による二酸化炭素の増加に伴う地球温暖化問題など、より困難な課題への対応が必要となっている。

区は、環境保全施策を推進するための全庁的な調整機関であるエコシティ大田推進会議を平成6年に設置した。平成8年には区の事務事業に伴う環境負荷の低減を目的に「大田区役所エコオフィス推進プラン」を策定し、区役所における省エネを全庁的に取り組んでいる。

平成 11 年には、地球環境保全のための大田区行動計画「おおたエコプラン」を策定し、環境対策への取組みを強化した。また、平成 19 年には「大田区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減の取組みを開始した。さらに、「おおた未来プラン 10 年」に基づき、平成 21 年度に「大田区環境基本条例」(平成 22 年 4 月 1 日施行)を制定し、平成 22 年度・23 年度の 2 年間で「大田区環境基本計画」を策定した。当該計画は「大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「大田区生物多様性地域戦略」を包含している。

「おおたエコプラン」は「大田区環境基本計画」に、また「大田区地球温暖化対策地域推進計画」は「大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に継承されている。

年表	
昭和 44 年	公害課設置(監視測定体制を整備し、工場現況調査を実施)
昭和 47 年	公害問題総点検会議を設置
昭和 49 年	公害問題対策会議を組織
昭和61年	大田区環境公害問題対策会議を組織
平成6年	エコシティ大田推進会議を設置
平成8年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を策定
平成 11 年	地球環境保全のための大田区行動計画「おおたエコプラン」策定
平成 12 年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を改定(5年計画)
平成 17 年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を改定(5年計画)
平成 19 年	「大田区地球温暖化対策地域推進計画」を策定

平成 22 年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を改定(5年計画) 「大田区環境基本条例」を制定 大田区環境審議会を設置 大田区環境公害問題対策会議を廃止
平成 24 年	「大田区環境基本計画」を策定(10年計画) ※「大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「大田区生物多様 性地域戦略」を包含
平成 24 年	エコシティ大田推進会議を改組、おおた環境基本計画推進会議を設置
平成 27 年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を改定(5年計画)
平成 29 年	「大田区環境基本計画」の中間見直しを行い、「大田区環境基本計画(後期)」を策定
平成 31 年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を1年前倒しで改定(5年計画)
令和4年	「大田区環境基本計画(後期)」の理念を継承した「大田区環境アクションプラン」を策定 ※「大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「大田区生物多様性地域戦略」、「大田区気候変動適応方針」を包含

2 大田区環境基本条例 [平成22年4月1日施行]

環境の保全について基本理念を定め、区、区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、区の良好な環境を確保することを目的に制定した。この条例を基に平成 24 年度に「大田区環境基本計画」を策定した。また、「大田区環境審議会」を区長の付属機関として設置し、「大田区環境基本計画」策定のほか、区の環境の保全に関することを区長の諮問に応じて調査審議することとした。

3 大田区環境審議会

大田区環境審議会は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定による区長の付属機関として設置された。環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成22年度・23年度の2年間で7回の審議を踏まえ、大田区環境審議会会長から区長へ「『大田区環境基本計画』の策定について」を答申した。

以上の経緯を踏まえ、大田区環境基本計画を策定(平成24年3月)し、平成28年度には、社会情勢の変化を踏まえて中間見直しを行い、大田区環境基本計画(後期)を策定した。

令和3年度は「大田区環境基本計画の進捗についての調査審議」、「その他の環境の保全に関する 基本事項についての調査審議」について諮問事項として審議し、「大田区環境アクションプラン」 を策定した。

4 大田区環境基本計画

(1) 大田区環境アクションプラン (大田区環境基本計画)

平成 24 年 3 月、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る大田区環境基本計画を策定した。区の施策を環境の視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業に対して、環境の保全に関する基本的方向を示した。また、区民等や事業者が日常生活や事業活動等に際し、環境の保全及び創造に関する取組を主体的かつ協力して実践していくための指針とした。平成 28 年度には施策体系や取組内容等に関する中間見直しを行い、環境基本計画(後期)を策定した。令和 3 年度には、環境基本計画(後期)の理念を継承しつつ、2050 年までの脱炭素社会の実現など、新たな環境課題への対応や SDGs の推進、気候変動への適応などを見直しの視点とした大田区環境アクションプランを策定した。



大田区環境アクションプラン

<大田区環境アクションプランの概要>

【計画期間】令和4 (2022) 年度から令和6 (2024) 年度までの3年間

【対象地域】大田区全域

【対象とする環境の範囲】大田区環境基本条例 第4条に示される範囲

【計画の位置づけ】環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画、「大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「大田区生物多様性地域戦略」、「大田区気候変動適応方針」を包含

【進行管理】大田区環境基本計画に基づく取組の実績報告として「大田区の環境」を毎年発行

(2) (仮称) 大田区脱炭素戦略の策定

令和3年度に策定した大田区環境アクションプランに基づき、脱炭素社会の実現に向けた取組の 強化を目的に策定する。本戦略は、区内各地域における各種エネルギーの利用状況や温室効果ガス の排出要因等を詳細に分析した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及促進や建築物・ 移動手段の脱炭素化など、区で排出される温室効果ガスを効果的に減らすためには、何をどのくら い力を入れて取り組む必要があるのかを評価し、脱炭素社会実現に向けたロードマップとするもの である。本戦略に基づき、大田区の地域特性を踏まえた、温室効果ガスの効果的な削減策を計画的 に推進していく。

5 おおた環境基本計画推進会議(旧名称:エコシティ大田推進会議)

大田区環境基本計画の推進には全庁的な取組みが必要であることから、エコシティ大田推進会議を改組、おおた環境基本計画推進会議を設置し、大田区環境基本計画の推進を図ることとした。

審議事項は、基本計画の全庁的な推進に関すること、全庁的な環境施策の総合調整に関することなどである。

【審議事項】

- (1) 大田区環境基本計画の推進体制及び「大田区の環境|令和2年度実績報告について
- (2)(仮称)大田区環境アクションプランの策定について

【報告事項】

- (1) 平成30年度大田区の温室効果ガス排出量報告について
- (2) 大田区役所エコオフィス推進プラン(第5次)令和2年度実績【速報】について
- (3) 大田区役所エコオフィス推進プラン(第5次)令和2年度実績について
- (4) 移動手段の脱炭素化を促進するための区役所の率先行動の強化について

6 環境保全意識の普及・啓発事業

(1) 環境に関する情報の提供

ア 環境啓発コーナー (区役所本庁舎2階)

平成29年度に、世界初の水を使わずに紙を再生する乾式オフィス製紙機「PaperLab(ペーパーラボ)」を導入したことに伴い、区役所本庁舎2階の会議室を「環境啓発コーナー」として整備した。環境関連の動画を上映するモニターを設置するとともに、環境施策等のパネルの掲示やパンフレット等の配布による情報提供を行っている。

令和3年度においては、区内の環境活動団体等から動画、パネル等の掲示物を募集して、情報発信の場として活用した。

令和3年度掲示団体

4 団体



イ ホームページでの情報提供

コロナ禍における「新しい生活様式」に適応できるよう、環境関連のコンテンツを細分化し「地球温暖化対策」「公害」「ごみ・リサイクル」などに分類した。また、環境問題に関する概要や学習支援につながるツールの紹介や環境学習動画を充実させるなどして、環境に関する情報を、区民にわかりやすく発信している。

<動画コンテンツの紹介>

動画視聴はコチラから(大田区公式 YouTube チャンネル)▶

■ ### 200 ###

参照先) 大田区ホームページ > 生活情報 > 住まい・まちなみ・環境 > 環境・地球温暖化対策・公害 > 環境学習

「5分で分かる環境問題~みんなで守ろう地球の未来~」

『5分でわかる!区民運動「おおたクールアクション」』



「初心者でもできる地域の花の育て方!~18色の緑づくり (大田区)~」



「5分で分かる地球温暖化シリーズ」計4本



「冷蔵庫整理術~食品ロス削減に取り組もう~」



「4分で分かる脱炭素社会~大田区環境アクションプラン~」







(2) イベントの開催・出展

ア エコフェスタワンダーランドの開催

「地域から考える地球の未来」をテーマに、団体、NPO 法人、企業・事業者等が協働して、環境活動の発表など、子どもを主に広く区民の環境意識の高揚を図るため、平成 13 年度から開催している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に非接触型イベントとしてオンライン方式にて開催した。

年度	開催日	会 場	参加団体	参加者数	環境清掃部の出展内容
令和 元年度	2月16日(日)	東六郷小学校	23 団体	808 人 内キッズス タッフ 25 人	水素をつくる自転車・燃料電池のしく み・環境にやさしいエネルギーの体験、 PaperLab の仕組み、手回し発電機を使っての列車走行・デジタル地球儀の展示、ミニ映画会、小型家電の回収、18 色の緑づくり支援事業の紹介
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止により事業が中止となったため、代替事業として主に 小学校高学年以上向けに環境普及啓発動画「アニメで解説!5分で分かる環境問題~みん なで守ろう地球の未来~」を制作し、大田区公式チャンネル(YouTube)で公開した。				
令和 3年度	2月1日 (火)~ 28日(月)	特設 WEB サイト	利用ユーザ 1,203 人 26 団体 ページ表示		(動画、資料等配信) アニメで解説「5分で分かる環境問題〜みんなで守ろう地球の未来〜」、「気象予報士依田司さんと学ぶ!地球温暖」、「気象予報士依田司さんと実験!〜雲を作ってみよう〜」、「冷蔵庫整理と食品ロス削減」、「初心者でもできる地域の花の育て方!〜18色の緑づくり〜」、「大田区自然ふれあいマップ【秋・冬編】」、「みんなでごみを減らそうよ 2021」

<令和3年度の出展団体>

エプソン販売㈱、(一財)大田区環境公社、おおたく環境探検隊、大田区環境マイスターの会、おおたクールアクション推進連絡会、NPO 法人大田・花とみどりのまちづくり、大森海苔のふるさと館、オール東京62地区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」、ガールスカウトケナフおおた、㈱環境向学、東京ガスネットワーク㈱東京中支店、NPO法人東京港グリーンボランティア、東京電力パワーグリッド(株品川支社、(公財)東京都環境公社、東京工業大学木倉研究室、東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)、日本航空㈱、羽田水辺の学校、富士通㈱富士通ソリューションスクエア、NPO 法人リトルターン・プロジェクト、㈱リーテム、レトロ鍋、ワタミ㈱、大田区環境清掃部環境計画課・環境対策課・清掃事業課



エコフェスタワンダーランド ONLINE 特別 Web サイト

イ パネル展の開催

区民の環境意識向上を目的に、環境月間に合わせたパネル展示等を行った。

年 度	開催期間	内 容	
令和元年度	6月14日(金) ~18日(火)	環境保全に関する区の取り組みや、区内の環境活動団体の取組み紹介パネルの展示、環境活動団体による貴重な自然環境で見られる生き物の映像の上映会、区役所の環境配慮行動を紹介する「乾式オフィス製紙機ガイドツアー」を実施	
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和3年度	6月1日 (火) ~30日 (水)	環境啓発コーナーでのパネル等展示、健康アプリへの投稿による環境情報発信、地球温暖化防止アンバサダー依田氏ツイッター配信、区ホームページへの掲載	

ウ イベント等への出展

区民の環境意識向上を目的に、区主催イベント等にて環境に関する普及啓発活動を実施した。

年 度	イベント名	開催日	備考
公和二年 由	子どもガーデンパーティ (蒲田西会場)	4月28日(日)	
令和元年度	多摩川清掃工場フェア	10月6日(日)	
今和 0年度	子どもガーデンパーティ (六郷会場)	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止	
令和2年度	多摩川清掃工場フェア		
△和9年	子どもガーデンパーティ	新型コロナウイルス感染症	
令和3年度	多摩川清掃工場フェア	拡大防止の	ため中止

(3) 「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクールの開催

ア 「地球にやさしいまちづくりポスター」の募集

小・中学生を対象に平成 25 年度から「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクールを開催している。ごみ減量・リサイクル、自然環境、地球温暖化などをテーマにポスターを募集し、優秀作品を表彰した。

年 度	応募学校数	応募点数	表彰作品数
令和元年度	22 校	243 点	22 点
令和2年度	31 校	323 点	30 点
令和3年度	39 校	280 点	25 点

令和3年度地球にやさしいまちづくりポスター「最優秀賞」受賞作品

小学校低学年の部

小学校高学年の部







イ 「地球にやさしいまちづくりポスター」の展示

区民の環境意識向上を目的に、「地球にやさしいまちづくりポスター」の受賞作品を展示した。

年 度	展示場所	展示期間
	地球にやさしいまちづくりポスター展(本庁舎1階北ロビー)	11月18日~25日
令和 元年度	大田清掃工場・多摩川清掃工場	11月~(通年)
	東急バス・京急バス車内掲出	11月(1か月間)
	生活展、OTA ふれあいフェスタ、エコフェスタワンダーランドなど	イベント開催月
令和 2年度	地球にやさしいまちづくりポスター展(本庁舎2階環境啓発コーナー)	10 月
	大田清掃工場・多摩川清掃工場	12月~(通年)
	東急バス、京急バス、たまちゃんバス車内掲出	11~3月
令和 3年度	地球にやさしいまちづくりポスター展 ・本庁舎2階環境啓発コーナー ・本庁舎3階中央展示コーナー	11~12月 2月
	東急バス、京急バス車内掲出	11 月
	大田清掃工場・多摩川清掃工場	12月~(通年)
	エコフェスタワンダーランド ONLINE	2月

[※]上記以外にも、ホームページ、区報、おおたの教育などの媒体で広報を行った。

(4) 環境にかかわる人材・団体の育成(支援)

ア 環境にかかわる人材の育成

地域の環境学習における中心的な役割を担うとともに環境保全における地域のリーダーとなる人材を育成するため、環境マイスター養成講座を平成27年度から実施してきた。

年 度	実施時期	内 容	受講者数	修了者数
令和元年度	6~10月	【講義】大田区環境基本計画、自然観察路講義 【体験】自然観察路散策(区内全5か所)ほか	13 人	8人
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止			
令和3年度	事業見直しによる休止			

イ 環境経営勉強会

事業者及び区の関係部局が情報共有を図るとともに、産業分野の施策の推進のリーダー役となる人材や団体を育成するため、平成25年度から環境経営勉強会を開催してきた。

年 度	内容	実施回数	参加者数
令和元年度	環境経営勉強会の今後の進め方についてなど	1回	7人
令和2年度	省エネルギー対策に関する情報交換及び環境経営勉強会の あり方検討	1回	5人
令和3年度	事業見直しによる休止		

ウ 環境製品技術カタログ

区内企業がこれまで蓄積してきた専門技術や環境配慮に関するノウハウを生かした製品を周知するため、大田区中小企業新製品・新技術コンクールなどの受賞、大田区優工場、IS014001 認定工場の製品等を掲載した「大田区環境製品技術カタログ」を隔年で作成している。

7 食品ロス削減への取り組み

(1) 「大田区食べきり応援団」登録事業者の募集

区内で、「小盛メニュー」や「量り売り」等の実施により食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等を「大田区食べきり応援団」として登録する。その取組を区として支援、PRすることにより、事業者及び消費者への食品ロス削減に対する意識啓発につなげる。

【具体的な支援手法】

- ・登録事業者へ「はねぴょんステッカー」を配布し、PRしていく。
- ・希望する事業者へ啓発用ポスターや卓上POP、缶バッジを配布することで、事業者による 普及啓発を推進する。
- ・区は広報媒体(ホームページ、区報等)を通じた登録事業者のPRを行い、区民等の利用を 促す等

登録事業者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3月31日現在	36 事業者	41 事業者	50 事業者



はねぴょんステッカー





啓発用資材:ポスター(左)、卓上 POP(中)、缶バッジ(右)

(2) 食品ロスに係る出前授業の実施

持続可能な開発目標(SDGs)でも掲げられている食品ロス削減に向け、将来を担う小・中学生を対象に、食品ロスについて「知る」「考える」きっかけとなる出前授業を座学方式及び調理実習方式にて実施している。

(令和元年度実績報告)

座学方式	3回(3校分)開催:7月12日(金)、11月5日(火)、12月5日(木)	
調理実習方式	方式 1回開催:12月7日(土)	

(令和2年度実績報告)

座学方式	6回(4校分)開催:11月16日(月)2時限分、12月1日(火)、 12月17日(木)2時限分、1月14日(木)
調理実習方式	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(令和3年度実績報告)

座学方式	5回(2校分)開催:10月14日(木)3時限分 11月2日(火)2時限分
調理実習方式	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(3) 未利用食品有効活用のための事業者マッチング

区内の事業者から排出される食品ロスについて、食品を必要としている区内の福祉団体等とマッチングし、有効活用を図ることで食品ロス削減へとつなげる。

提供事業者は食品取扱事業者のみならず、防災備蓄食品を有する事業者等も対象としており、配送における環境負荷の軽減、お互いに顔が見える信頼関係の構築など、地産地消を活かした事業展開としている。

マッチングにあたっては、福祉団体等との需給調整及び配送について(社福)大田区社会福祉協議会との連携のもと実施している。

年 度	生鮮食品 ・加工食品等	防災備蓄食品	備考
令和元年度	790kg	2, 226kg	防災備蓄食品には 2,088kg の保存水を含む。
令和2年度	7件		令和2年度から、区が社会福祉協議会等へ紹介する役割を確立したため、相談・紹介件数を実績としている。
令和3年度	7件		同上

(4) フードドライブ

フードドライブは、家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう未利用食品を区に持ち寄ってもらい、地域の福祉団体や施設などに寄付している。受付場所は環境計画課のほか特別出張所の協力を得て利便性を図っている。

(令和元年度実績報告)

時 期	(第1回) 6月17日(月)~21日(金) (第2回) 9月9日(月)~13日(金) (第3回) 1月20日(月)~24日(金)
受付場所	特別出張所4所(池上・嶺町・羽田・矢口)、環境計画課(区役 所本庁舎8階)
参加者数	延 416 人(内訳:第1回126人、第2回145人、第3回145人)
寄付内容	商品数 3,913 点、重量 1159.56 kg

(令和2年度実績報告)

時 期	(第1回) 9月7日(月)~11日(金) (第2回) 1月18日(月)~22日(金) ※6月実施は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
受付場所	特別出張所4所(池上・嶺町・羽田・矢口)、 環境計画課(区役所本庁舎8階)
参加者数	延 341 人(内訳:第1回131人、第2回210人)
寄付内容	商品数 3,496 点、重量 1,028.79kg

(令和3年度実績報告)

時 期	(第1回) 6月14日(月)~18日(金) (第2回) 9月27日(月)~10月1日(金) (第3回) 1月24日(月)~28日(金)
受付場所	特別出張所4所(池上・嶺町・羽田・矢口)、 環境計画課(区役所本庁舎8階)
参加者数	延 392 人(内訳:第1回119人、第2回135人、第3回138人)
寄付内容	商品数 4,892 点、重量 1,378.28kg

(5) 食品ロス削減実践講座

食品ロス削減への取組を家庭の各場面で実践してもらえるように、「身近なことからはじめる食品ロス削減」をテーマにした区民向け講習会を開催し普及啓発を図る。

(令和2年度実績報告)

新型コロナウイルス感染症拡大防止により講習会の開催は中止とし、代替事業として食品ロス削減に係る動画を制作し、大田区公式チャンネル(YouTube)にて公開した。

テーマ	「冷蔵庫整理と食品ロス削減」	
公開開始日	令和2年9月29日(火)	
視聴回数	令和2年度 令和3年度	
(3月31時点)	514 回	862 回(通算)

(令和3年度実績報告)

新型コロナウイルス感染症拡大防止により講習会の開催は中止とし、エコレシピコンクールの代替事業として実施した「わたしの"エコクッキング自慢"」キャンペーンにて、はねぴょん健康アプリを通じて応募し、「食品ロス削減につながるアイデア料理」や「電気・ガス・水をできるだけ使わないエコな料理法」をチラシ等にまとめ、環境啓発コーナーほか区施設並びに区ホームページにて発信して普及啓発を図った。

8 その他

(1)環境影響評価制度(環境アセスメント)

環境影響評価法または東京都環境影響評価条例等に基づき、東京都からの意見照会を受け、区長の意見書を提出している。また、事業者が行う環境影響評価について、縦覧等の事務に協力している。

第2節 給食生ごみリサイクル事業(令和4年度より総務課に移管)

1 給食残渣に係る食品リサイクルの推進

区立小・中学校から排出される給食の食べ残しや調理過程で生じた調理くずなどの残渣を回収し、 区内食品リサイクル事業者により飼料等にリサイクル活用して再生利用を促進する。これにより、 ごみの減量とともに循環型社会の構築、小・中学校での食品ロス削減の普及啓発や環境意識の向上 へとつなげる。

(令和2年度実績報告)

回収対象	区立小・中学校 86 校 ※
回収量	604, 370kg

(令和3年度実績報告)

回収対象	区立小・中学校 86 校 ※
回収量	652, 750kg

※志茂田小・志茂田中学校については小・中一体校舎のため1校として数える

1 地球温暖化対策の計画

(1) 大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に定める「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策」に必要な事項を定める計画であり、区民等・事業者・区が各々の役割に応じた取組みを総合的かつ計画的に推進することで、大田区の温室効果ガスの排出量を抑制し、脱炭素社会を構築することを目的とする。

なお、本計画は、令和4年3月に策定した「大田区環境アクションプラン」に包含されている。

<計画の概要>

計画期間	令和4 (2022) 年度から令和6 (2024) 年度までの3年間
削減目標	温室効果ガス排出量を令和 12(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で 46%削減
長期理念	令和 32 (2050) 年度までに脱炭素社会(温室効果ガス排出量実質 0) の実現

<計画の進捗状況>



※ グラフ中の数値は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による 「特別区の温室効果ガス排出量算定手法の標準化」による算定結果を用いている。

(2) 大田区役所エコオフィス推進プラン

地球温暖化対策推進法第21条第1項に定める「地方公共団体実行計画」に位置付ける計画であり、区の事務事業活動に伴う環境負荷の低減を目的とする。

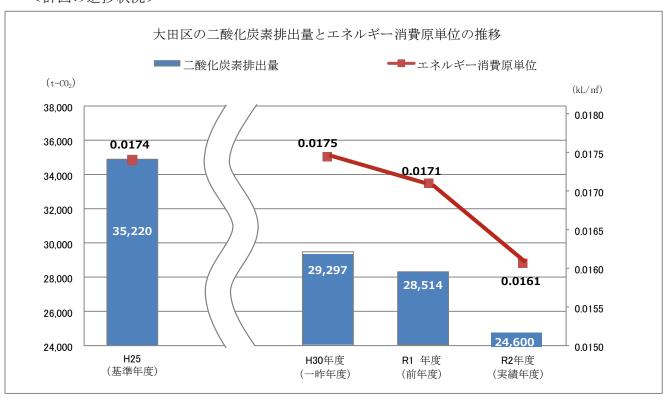
令和元年度からは、1年前倒しで策定した第5次計画に基づく取組みを推進している。

<第5次計画の概要>

計画期間	令和元年 (2019) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 5 年間		
基準年度	平成 25 (2013) 年度		
目標年度	令和 5 (2023) 年度		
削減目標	温室効果ガス排出量 を 23.5%削減する。 エネルギー消費原単位 を 12.9%低減する。 上水道の使用量 を 18.0%削減する。 コピー用紙使用量 を 12.0%削減する。 廃棄物の排出量 を 平成 25 (2013) 年度以下にする。		



<計画の進捗状況>



2 区民運動「おおたクールアクション」

「おおたクールアクション」は、以下の3つのスローガンを掲げ、区民一人ひとりが省エネ・3R・グリーン購入などの環境配慮行動を実践するとともに、本運動に賛同する事業者・団体・区が自らの取り組みを共有・発信することで区内全域に活動の輪を広げ、脱炭素社会の実現をめざす区民運動である。



おおたクールアクションロゴマーク

(1) 3つのスローガン

- 一人ひとりが地球温暖化を「自分ごと」と捉え、脱炭素ライフスタイルを実践しよう!
- 区民・団体・事業者・区は、それぞれの責務を果たし、連携・協力を図りながら地球温暖化 対策に取り組もう!
- 地球温暖化対策の実践者の取組みを共有(見える化)することで、活動の輪を大田区全体に 広げていこう!

(2) 脱炭素ライフスタイルの実践

区民一人ひとりが、まずはできることから環境配慮行動を実践することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減を図る。

【一人ひとりが実践しよう!】







©大田区

(3) おおたクールアクション賛同団体(おおたクールアクション推進連絡会)

令和2年8月、区民運動「おおたクールアクション」への賛同を表明した事業者・団体によって、賛同団体による情報の共有と区内全域に向けた情報発信を目的とした区民運動のプラットフォームとなる任意団体「おおたクールアクション推進連絡会」を立ち上げた。区は推進連絡会の事務局を担うとともに、活動に必要な支援を実施している。

「おおたクールアクション」連絡会は、平成20年に設立した「大田区地球温暖化対策地域協議会」の後継として、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に定める地球温暖化対策地域協議会として位置づけられている。

ア 賛同登録の状況

登録団体数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(3月31日現在)	50 団体	85 団体	94 団体

イ おおたクールアクション推進連絡会への支援

(ア) 各種会議の開催

	幹事会	総会
令和元年度	(準備会) 2回/11月12日(火)、 2月27日(木)	_
令和2年度	(準備会) 1回/7月15日(水) ※ (幹事会) 2回/10月16日(金)、 12月18日(金)	(設立総会) 1回/8月7日(金) ※
令和3年度	(幹事会) 3回/6月23日(水) ※、 9月24日(金) ※、11月10日(水)	1回/7月30日(金)※

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議とした。

(イ) 活動報告会等の開催(おおたクールアクションのつどい)

	開催日	テーマ	会場	参加人数
令和元年度	3月27日 (金)	SDGs で自分を変える未来が変わる	大田区産業プラ ザ Pi0	延期 ※1
令和2年度	2月4日 (木)	SDGs で自分を変える未来が変わる	区役所本庁舎 ※ 2第五・六委員 会室	35 団体 135 人 内オンライン 100 人
令和3年度	2月2日 (水)	コロナ禍からの経済復興と SDGs「カーボンニュートラル と中小企業のビジネス戦略」	大田区産業プラ ザPiO	延期 ※3

- ※1 区民運動「おおたクールアクション」のキックオフイベントとして開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため翌年度に延期した。
- ※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会場とオンライン視聴の併用開催とした。
- ※3 新型コロナウイルス感染症の急拡大及びまん延防止等重点措置の実施を受け、開催を延期した。

(ウ) 区民等に向けた普及啓発活動

a ポスター掲出

区民運動「おおたクールアクション」のPRポスターを 賛同団体の事業所及び区施設に掲出した。

+日 111 + 4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4	令和2年度	令和3年度
掲出枚数	1,500 枚	2,000 枚



b OTAふれあいフェスタへの出展

地球温暖化防止の普及啓発を目的に、平成 21 年度から大田区地球温暖化対策地域協議会と 区が協働で出展していた。令和 2 年度からはおおたクールアクション推進連絡会の活動とし て出展する。

年度	開催日	主な出展内容	参加者数		
平成 30 年度	11月3日(土)、4日(日)	環境クイズ、パネルの展示	2,100 人		
令和元年度	11月2日 (土)、3日 (日)	環境クイズ、パネルの展示	2,300 人		
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止				
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止				





令和元年度の様子

c ホームページを活用した情報発信

区民運動「おおたクールアクション」及びおおたクールアクション推進連絡会の発足に 伴い、特色のある賛同団体の活動事例をホームページで紹介した。

ウ 賛同事業者・団体への支援

(ア) 自治会町会等の省エネ講習会の開催支援

区民一人ひとりに環境配慮行動の実践を促すことを目的に、自治会町会等が主催する省エネ 講習会に講師を派遣した。なお、本事業は平成29年度から自治会町会と連携し開催していた省 エネ講習会を令和2年度から講師派遣制度に変更したものである。

年度	実施団体	参加者数(延	備考
平成 30 年	3団体	べ) 104 人	地域力推進新井宿地区委員会、地域力推進千束地区委員会、地域力推進蒲田東地区委員会
令和元年度	3団体	125 人	地域力推進蒲田西地区委員会、地域力推進馬込 地区委員会、地域力推進久が原地区委員会
令和2年度	1 団体	60 人	地域力推進雪谷地区委員会
令和3年度	2団体	105 人	地域力推進雪谷地区委員会 東六郷一丁目町会

(イ) 事業者等を対象とした省エネ講習会の開催支援

事業者等における環境配慮行動の実践を促すことを目的に、賛同団体が主催する省エネ講習会に講師を派遣した。なお、本事業は平成19年度から大田区地球温暖化対策地域協議会と協働し開催していた事業者向け省エネルギーセミナーを令和2年度から講師派遣制度に変更したものである。

年度	開催日	テーマ	会場	参加者数
平成 30 年度	2月1日 (金)	SDGs に挑む!区が導入した乾式オフィス製紙機 (PaperLab) の開発秘話	区役所本庁舎	30 人
令和元年度	3月27日 (金)	SDGs で自分を変える未来が変わる	大田区産業プラザ Pi0	延期※

年度	実施団体	参加者数 (延べ)	備考		
令和2年度	1 団体	11 人	大田区企業交流会「OKK-21」		
令和3年度		実施団体なし			

(ウ) 省エネ診断の受診促進

区内中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、東京都地球温暖化防止活動推進センターが実施する「省エネ診断」の受診促進に、連携して取り組んでいる。

年度	平成 30 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診件数	8件	28 件	6件	10 件

協力: 東京都地球温暖化防止活動推進センター

3 地球温暖化防止活動への取組気運の醸成(大田区地球温暖化防止アンバサダー)

(1) 大田区地球温暖化防止アンバサダーの任命



区民運動「おおたクールアクション」の応援団として、地球温暖化の影響や気候変動による生活への影響に関する情報等を発信していただき、区民の脱炭素ライフスタイルへの転換をけん引していただくことを目的に、大田区出身の気象予報士依田司氏を大田区地球温暖化防止アンバサダーとして任命した。

任命期間	氏名等
令和2年6月1日から 令和4年5月31日まで	依 田 司 氏

(2) 地球温暖化防止講演会

地球温暖化の現状や気候変動の生活への影響など、地球温暖化に関する問題意識の共有を目的に、平成28年度から講演会を開催している。令和2年度からは、地球温暖化防止アンバサダー事業の1つとして位置づけ実施することとしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催を中止して、区ホームページ・ツイッターを活用した情報発信や、啓発動画の作成などの代替策を実施した。



令和元年度の様子

年度	開催日	事業名	会場	参加者数
平成 30 年度	6月16日 (土)	教えて、依田さん! 未来の地球はどうなるの?	東京工科大学・ 日本工学院専門	420 人
令和元年度	6月15日 (土)	お天気キャスター依田さんと はねぴょんの「地球温暖化って なんだ!?」	学校 3号館 地下1階大講義	500 人
令和2年度	6月6日 (土)	_	大田区民ホール 「アプリコ」 大ホール	中止
令和3年度	_	_	_	中止

(3) ホームページやSNSを活用した普及啓発事業

ア SNSを活用した情報発信

大田区地球温暖化防止講演会の中止に伴い、コロナ禍における非接触型の普及啓発事業として、令和2年9月から月1回、「依田さんからのクールアクション」を区の公式 ツイッター及びホームページで配信している。



ツイッターによるメッセージ配信

イ 健康アプリ連携事業

コロナ禍における非接触型の普及啓発事業として、令和2年10月から健康づくり課が所管する「健康アプリ」のタイムライン機能を活用し、区民の環境にやさしい取組みを紹介していただく「わたしのエコ自慢キャンペーン」を実施している。

年度	開催期間	キャンペーン名	投稿数
令和2年度	10月1日(木)から 11月30日(月)まで	「エコバッグ自慢」 お気に入りのエコバッグの写真を投稿	33 件
	2月1日(月)から 3月31日(水)まで	「わたしのあったか自慢」 体を温めるグッズや取組みの写真を投稿	18 件
令和3年度	5月18日 (火) から 6月30日 (水) まで	「わたしの COOLBIZ スタイル自慢」 涼を感じる服装やくらしの工夫の写真を 投稿	24 件
	7月5日 (月) から 8月31日 (火) まで	「おいしい夏が旬の野菜・果物自慢」 夏が旬の野菜と果物の写真を投稿	102 件
	10月1日(金)から11月30日(火)まで	「わたしのエコクッキング自慢」 環境にやさしいおすすめ調理の工夫やア イデアの写真を投稿	79 件
	1月20日 (木) から 2月28日 (月) まで	「教えてわたしのウォームビズ自慢」 エネルギーを使わずに「暖」がとれる取 り組みやアイデアの写真を投稿	20 件

(4) 啓発用リーフレット等の作成・配布

- ア 「啓発動画」の作成・配信
- (ア)「5分でわかる! 区民運動『おおたクールアクション』」の配信

令和2年6月に大田区地球温暖化防止アンバサダーに就任した依田司氏からの応援メッセージとして「5分でわかる! 区民運動『おおたクールアクション』」を作成した。

応援メッセージは、大田区公式チャンネル (YouTube) で配信するとともに、おおたクールアクション賛同団体の店舗等で放映した。

(イ)「5分で分かる地球温暖化」シリーズの配信 区民等への地球温暖化対策への取組機運醸成と 解決のための行動「おおたクールアクション」の 実践を目的に、大田区地球温暖化防止アンバサダ ーによるメッセージ動画を制作した。

大田区公式チャンネル(YouTube)で配信をはじめ、エコフェスタワンダーランド ONLINE や環境 啓発コーナーで放映した。





なお、大田区地球温暖化防止講演会の中止に伴う代替事業として、当初の予定よりもメッセージ動画の拡充を図りシリーズとして4本制作した。

イ 啓発用リーフレット等の作成・配布

(ア)「おおたクールアクション実践ハンドブック」の配布

地球温暖化の現状や家庭における省エネ等の環境配慮行動を促 進することを目的に、区施設やおおたクールアクション賛同団体 の店舗等で配布した。

(イ) はねぴょんの地球にやさしい行動シールの配布

家庭における省エネ行動の促進と次代を担う子どもたちの環境意 識の向上を目的に、平成30年度から「はねぴょんの地球にやさし い行動シール」を全区立小学校5年生に配布している。



SECURE OTA CHOICE THE HEAVEN LIVES

4 地球温暖化対策に関する普及啓発活動

(1) 家庭における省エネ型行動様式への転換の促進

ア エコライフ講習会

家庭における省エネルギー対策の促進を目的に、平成26 年度から実施している。



(令和元年度の様子)

年度	開催日	テーマ	会場	参加者数
令和元年度	7月26日 (金)	環境にやさしいお料理教室「フライパンひ とつでできる! 簡単でエコなパエリア」	佐伯栄養 専門学校	40 人
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止			
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止			

(2) こども環境教室

ア 公用車 (燃料電池車) を活用した普及啓発

次世代エネルギーの普及と次代を担うこどもたちの 環境意識の向上を目的に、公用車(燃料電池車)と企 業の CSR (社会貢献)活動を活用した小中学校への出 前授業等を平成27年度から実施している。



燃料電池車の出前授業(志茂田小)

年度	事業名	実施校	参加者数	備考
人和一欠库	燃料電池車の出前授業 (東京ガス連携事業)	小学校 1 校	67 人	南六郷
令和元年度	教育委員会主催「ものづくり 教育・学習フォーラム」出展		600 人	(日時) 1月18日(土) (会場)大田区産業プラザ

令和2年度	燃料電池車の出前授業 (東京ガス連携事業)	1 381 Д		西六郷・梅田・南六郷・ 道塚
	教育委員会主催「ものづくり 教育・学習フォーラム」出展	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中		
今和?左 座	燃料電池車の出前授業 (東京ガス連携事業)	小学校 2 校	106 人	志茂田・東六郷
令和3年度	教育委員会主催「ものづくり 教育・学習フォーラム」出展	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中		

イ 区内企業と連携した施設見学会の開催

家庭における省エネルギー対策と次代を担うこどもたちの環境意識の向上を目的に、平成 29 年度から実施している。

年度	開催日	事業名	対象	参加者数
令和元年度	12月15日(日)	JAL 工場見学 SKY MUSEUM とそらエコ教室 「高度1万メートルから考える環境と SDGs」	中高生	88 人
13/14/11 1/2	8月6日 (火)	夏休みバス見学会 (株)リーテム東京工場・大田清掃工場	小学生と 保護者	17 組 36 人
令和2年度	3月13日(土)	JAL リモート工場見学とそらエコ教室 ーオンライン開催ー	小中高生	692 人
137H Z 1 /Z	バス見学会 ※新型コロ	₹ □ナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和3年度	1月15 日(土)	JAL リモート工場見学とそらエコ教室 (オンライン)	小中学生	508 人
17 H O T /X	バス見学会 ※新型コロ	₹ ロナウイルス感染症拡大防止のため中止		_



JAL リモート工場見学とそらエコ教室開始画面



JAL リモート工場見学とそらエコ教室格納庫映像

(3) エコレシピコンクール

地球温暖化の防止、食品ロスの削減、ごみ減量を目的に、平成 29 年度から隔年でエコレシピコンクールを実施している。入賞したレシピはお料理教室の実施やレシピカードの作成など普及啓発に活用している。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的にコンクールは中止とし、代替事業として「わたしの"エコクッキング自慢"」キャンペーンを実施した。

年度	テーマ	応募件数		受賞作品
	休日のランチに食べた		最優秀賞	華やかエコなパエリア
平成29年度	いエコレシピ	152 件	優秀賞	夏野菜ゴロゴロカレーとカラ フルサラダとコーンスープ
			優秀賞	わいわい食べよう!おうち de エコごはん 〜熱々パエリアとヒコーキサ ラダ〜
令和元年度	キャベツまるごと使い 切りレシピ	148 件	最優秀賞	定番メニューをがっつりヘル シーに!キャベツの無水カレ ーとお豆腐キャベツメンチ
			優秀賞	キャベツがもっと好きになる!栄養&愛情たっぷりレシ ピ
			優秀賞	キャベツの芯のトースト ほか
令和3年度	「食品ロス削減につながるアイデア料理」 「電気・ガス・水をできるだけ使わないエコな料理法」	79 件	ンペーンとし) "エコ自慢クッキング"」キャ して、はねぴょん健康アプリを 「ア、料理法等を募集した。



《エコレシピ等の普及啓発》

年度	開催日	内 容
令和元 年度	7月26日(金)	環境にやさしいお料理教室の開 催
	_	レシピカードの作成
令和 2年度	_	レシピカードの作成、環境啓発 コーナーでのパネル展示
令和 3年度	_	・レシピカードの作成、環境啓発コーナーでのパネル展示 ・「わたしの"エコ自慢クッキング"」キャンペーン応募のアイデア、料理法等をチラシ等にまとめ、環境啓発コーナーほか区施設並びに区ホームページにて発信して普及啓発を図った

(4) 打ち水の普及促進

ア おおた打ち水大会

ヒートアイランド対策及び地球温暖化対策の推進を目的 に、自然の力で涼を感じる「打ち水」の普及活動として、平 成21年度から開催してきた。

年度	開催日	会場	参加人数
令和元年度	8月4日 (日)	蒲田東口商店街 (大蒲田祭)	約 300 人
令和2年度	新型コロナウイク	ルス感染症拡大防止	上のため中止
令和3年度	新型コロナウイ	ルス感染症拡大防」	上のため中止





令和元年度の様子

イ 打ち水支援事業

打ち水の普及促進を目的に、平成 21 年度から区 民、区民活動団体、区内事業者等を対象に、打ち 水用具の貸出しを行っている。平成 28 年度からは 区内自治会町会を対象に打ち水用具の給付を実施 している。

年度	貸出件数	給付件数
令和元年度	0件	51 件
令和2年度	0件	0件
令和3年度	0件	44 件

※令和2年度は新型コロナウイルス 感染症拡大防止のため事業中止

5 区役所による率先行動「大田区役所エコオフィス推進プラン」

(1) 区の業務から発生する二酸化炭素排出量等(過去5年間)

大田区役所エコオフィス推進プラン第5次計画に基づき、区の事務事業活動に伴う環境負荷の低減に取り組んでいる。

				基準(平成	25 年度)	実績(年度)				
				目標(令和	5 年度)	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和3
区の事務事業全般にかかる二		実 績	35, 220	30, 366	29, 297	28, 514	24, 600	(注)		
酸化炭素排出量(t-CO ₂)		H25 年度比	-23.5%	-13.8%	-16.8%	-19.0%	-30.2%			
区の事務事業全般にかかるエ		実 績	0.0174	0. 0181	0.0175	0.0171	0.0161			
	ネルギー消	ルギー消費原単位(kL/m²)		H25 年度比	-12.9%	4.0%	0.6%	-1.7%	-7.5%	
	(内訳)	電気	ī,	実 績	5, 074	5, 192	5, 041	4, 954	4, 515	
		(万 k)	Wh)	H25 年度比	_	2.3%	-0.7%	-2.4%	-11.0%	
		ガン	ス	実 績	3, 607	3, 730	3, 594	3, 456	3, 713	
		(千 m	n ³)	H25 年度比	<u>—</u>	3.4%	-0.4%	-4.2%	2.9%	
課	上水道使用	用量(千 m	1^3)	実 績	1, 306	1, 222	1, 186	1, 146	890	
				H25 年度比	-18.0%	-6.4%	-9.2%	-12.3%	-31.8%	
題	コピー用約	氏使用量	(t)	実 績	372.0	382. 2	396. 8	396. 9	379. 0	
咫				H25 年度比	-12.0%	2.7%	6. 7%	6. 7%	1.9%	
別	廃棄物の排	非出量(t	;)	実 績	3, 584	3, 549	3, 408	3, 539	2, 821	
万·J				基準年	度以下	-1.0%	-4.9%	-1.3%	-21.3%	
\vdash	環境保全	省エネル	空調	導 入	<u> </u>	6 施設	1 施設	1施設	3施設	2施設
	型公共施	ギー機器の道る		累 計		63 施設	64 施設	65 施設	68 施設	70 施設
	設の整備	の導入	照明	導 入	<u> </u>	7施設	7施設	2施設	11 施設	5 施設
標				累計	_	65 施設	72 施設	74 施設	85 施設	90 施設
		太陽光発	施設	導 入		0 施設	4 施設	1施設	2施設	0 施設
		電設備の		累計		18 施設	22 施設	23 施設	25 施設	25 施設
		導入	容量	導 入		O kW	67.6kW	20kW	30kW	O kW
				累計	_	250.4kW	318kW	338kW	368kW	368kW
		デマンド		導 入		0 施設	0 施設	0 施設	0施設	0 施設
		置の導入	•	累 計		24 施設	24 施設	24 施設	24 施設	24 施設
低公	*害車の導	電気	र्रो	保有数		1台	1台	1台	1台	0台
入		水	表		—	1台	1台	1台	1台	1台
		メタノ	ール			0台	0台	0台	0台	0台
		天然と	ガス			3台	1台	1台	1台	1台
		LPO	Ĵ		<u> </u>	0台	0台	0台	0台	0台
		プラグイ ハイブリ			<u> </u>	0台	0台	0台	0台	1台
		ハイブ	リッド		<u>—</u>	13 台	12 台	15 台	15 台	21 台
		その	他			42 台	45 台	42 台	41 台	53 台
			導入率	₫		56. 1%	56.6%	56. 1%	56. 2%	58.3%

⁽注)区の事務事業全般に係る二酸化炭素排出量、エネルギー消費原単位等は、現在集計中である。 集計結果は、別途「大田区役所エコオフィス推進プラン第5次計画実績報告」として公表する。

(2) 区有施設で使用する電力の環境性向上

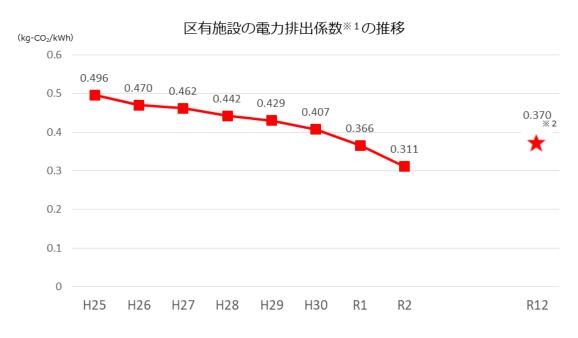
ア 取組経過

区の業務から排出される二酸化炭素排出量の削減を目的に調達する電力の環境性向上に取り組んでいる。

内容
3区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力を一部の区立小学校(3校)で 尊入開始
大田区電力の調達に係る環境配慮方針を策定
高圧 50kW 以上の区有施設に電力の環境性を条件に付した電力入札を開始
大田区電力調達方針を策定
3 区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力を全区立小・中学校と大 森・調布清掃事務所に導入拡大 区役所本庁舎と蒲田清掃事務所に再生可能エネルギー100%電力を導入
算 大 高 大 3

イ 取組状況

取組状況		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入札	高圧施設(H25~)	81 施設	80 施設	36 施設	36 施設
	RE100 (R2∼)	0施設	0施設	2施設	2施設
23 区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活 用した電力の調達状況 (H22 年度~)		38 施設	47 施設	91 施設	91 施設
太陽光発電の導入状況		22 施設	23 施設	25 施設	25 施設



- imes1 電力排出係数は、区有施設で使用した電気1kWh当たりの co_2 排出量であらわされ、 co_2 排出量の少ない電力を選択するほど数値は小さくなる。
- % 2 大田区役所エコオフィス推進プラン(第5次)では、令和12年度までに電力排出係数を0.370kg- CO_2 /kWhまで低減していくことを視野に CO_2 排出量の削減目標を設定している。

ウ 取組結果

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度の CO2 の削減効果 ※ 3	6,592 t
---------------------------------------	------------------------	---------

※3 区有施設の電気使用量すべてを東京電力エナジーパートナー(株)とした場合との比較

(3) 職員の環境意識向上

ア 職員研修

区の業務から排出される温室効果ガスの削減と職員の環境配慮意識向上をめざし、平成27年度から職員研修等を実施している。

年度	開催日	内容	参加者数
令和元年度	3月27日(金)	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
令和2年度	2月4日(木)	おおたクールアクションのつどい基調講演「SDGs で自分を変える未来が変わる」のオンライン視聴	65 人
令和3年度	3月2日(水)	官庁施設における地球温暖化対策の推進	18 人

イ エコオフィス通信の発行

職員の環境意識の向上を目的に、平成30年度から年4回(5・8・11・2月)エコオフィス通信を発行しており、令和3年度は臨時号を含め年5回発行した。

ウ マイボトル・マイバッグキャンペーン

ワンウエイプラスチックの削減と環境負荷の低減を目的に、職員を対象とした「マイボトル・マイバッグキャンペーン」を令和元年度から実施している。

(4) 乾式オフィス製紙機の導入

区の業務から発生する環境負荷の低減、庁内で使用するコピー用紙の削減などを目的に、世界初の水を使わない製紙技術により庁舎内で使用済コピー用紙から新たな紙に生まれ変わらせる乾式オフィス製紙機「PaperLab (ペーパーラボ)」を平成29年10月に導入した。

ア 運用実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
回山	又所属	9部局16課	8部局15課	9 部局 16 課
年間回	重量	1, 983. 2 kg	2, 195. 4kg	1, 910. 6kg
収量	A 4 換算	約 50 万枚	約 55 万枚	約 47 万枚
配付枚	A 4	224, 045 枚	117, 173 枚	203, 942 枚
数	A 3	42,780 枚	27, 450 枚	74, 903 枚



はねぴょんノート

〈主な活用実績〉

職員名刺、環境啓発グッズ(はねぴょんノート・はねぴょんはがき・スケッチブックなど) 清掃だより、イベント等の事業周知ちらし

イ 視察などの受入れ実績

小学校の区役所訪問や企業からの視察を受け入れた。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	4校	0 校	0校
自治体	1件	0件	0件
その他	2件	1件	0件



社会科見学の様子(令和元年度)

6 環境にやさしいエネルギー等の導入拡大

(1) 再生可能エネルギーの導入協議

「地域力を生かした大田区まちづくり条例」第63条の再生可能エネルギーの活用に基づき、 再生可能エネルギー導入計画書の提出を求めている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
導入協議書提出件数	128 件	103 件	128 件
再生可能エネルギー導入予定件数	4件	6件	8件
設置予定規模総量	35.3kW	96.1kW	106. 1kW

(2) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種事業のPR

ア 東京都などが実施する「みんなで一緒に自然の電気」キャンペーンの周知 区内の再生可能エネルギー導入拡大を目的に、東京都などが実施する再エネ電力の購入希望者を募り、一定量の需要をまとめることで価格低減を実現し購入を 促す「みんなで一緒に自然の電気」キャンペーンを区報やホームページで周知した。

イ 小学生へのリーフレット配布

令和2年度10月から全区立小中学校に23区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力を導入拡大したことを契機に、児童や保護者の方に地球温暖化の問題や環境にやさしいエネルギーについて考えていただくため、リーフレット「学校で使用する電力の環境性」を制作し、区立小学校4年生に配布した。



【参考】区内の再生可能エネルギー導入量



出展: 資源エネルギー庁「固定買取制度 情報公表用ウェブサイト(令和3年12月末現在)」

第2章 環境対策課

第1節 緑化の推進・自然環境の保護

4 年度予算 61,785 千円

1 緑の育成

(1) 生垣造成の助成 [平成元年度から]

安全でみどり豊かな生活環境をつくるため「大田区生垣造成助成要綱」に基づき、接道部または 隣地境界の生垣づくりに助成を行っている。

<補助の内容>

ア 既存の塀を取り壊して生垣を造成する場合: 16,000 円/m イ 新たに生垣を造成する場合: 10,000 円/m

ただし、助成金の対象となる生垣の長さは2m以上で、50m分までを上限とする。

<牛垣造成助成実績>

左座	生 垣	造 成	うち、ブロック塀等の生垣化	
年度	件 数	生垣延長(m)	件 数	生垣延長(m)
令和元年度	10	154	5	80
令和2年度	5	68	0	0
令和3年度	6	57	4	37
累計	21	279	9	117

[※]累計は令和元年度から令和3年度までの件数、生垣延長(m)の合計である。

(2) 植栽帯造成の助成 [令和元年度から]

安全でみどり豊かな生活環境をつくるため「大田区植栽帯造成助成要綱」に基づき、接道部の植 栽帯づくりに助成を行っている。

<補助の内容>

ア 植栽帯の造成費用 : 6,000 円/㎡ 上限 50 ㎡ (30 万円まで) イ ブロック塀等の撤去費 : 6,000 円/m 上限 50m (30 万円まで)

ア+イで合計60万円まで

ただし、助成金の対象となる植栽帯は、接道部に長さは2m以上接しており、接道部から奥行き5m以内に1m以上の面積があること。

<植栽帯造成助成実績>

左座	植栽带造成		
年度	件 数	面積(m²)	
令和元年度	0	0	
令和2年度	1	5	
令和3年度	2	13	
累計	3	18	

※累計は令和元年度から令和3年度までの件数、面積(m²)の合計である。

(3) 屋上緑化・壁面緑化の助成 [平成21年度から]

地球温暖化防止、都市の温熱環境の改善、雨水流出の制御及び自然環境の創出を図ることを目的として、住居もしくは住居併用として使用されている建築物の屋上部分及び外壁面に、樹木等を継続的に栽培し、緑化整備しようとする建築物の所有者または権限を有する個人に対して、その費用の一部を助成している。

<補助の内容>

助成対象経費の2分の1とする。

ただし、緑化される植栽基盤等の面積 1 m³当たり 2 万円、助成金の総額 50 万円を上限とする。 <屋上緑化・壁面緑化助成実績>

年度	屋上緑化・壁面緑化		
11月	件 数	面積(m²)	
令和元年度	2	60	
令和2年度	2	28	
令和3年度	0	0	
累計	4	88	

[※]累計は令和元年度から令和3年度までの件数、面積(m²)の合計である。

2 緑の保護

(1) 樹木の保護 「昭和50年度から]

地域に残された緑は長年区民が親しんできた貴重な財産である。神社や寺院、個人の庭などの樹木・樹林は周辺の雰囲気を和ませるばかりでなく、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止にも寄与している。私たちの生命を支える区民共通の財産である緑を保全するため、昭和50年に「大田区みどりの保護と育成に関する条例」が制定された。この条例に基づき、一定の基準を超える樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として指定し、その所有者等に補助金を交付してきた。

さらなる緑の保護と育成、保護対象の拡大を図るため、平成25年4月1日から「大田区みどりの条例」を施行した。なお、新条例の施行に伴い「大田区みどりの保護と育成に関する条例」は廃止された。

<指定基準> (規則)

特に保護し、育成すべき樹木及び緑地で健全で適切な維持管理が行われており、倒木等で周囲に著しい損害が及ぶおそれがない樹木及び緑地(植栽によるものは、当該植栽からおおむね5年以上経過しているものに限る。)。

【保護樹】地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さが1.25m以上の樹木。ただし、地上1.5m以下の高さで幹が2以上に分岐しているものは、地上1.5mの高さにおいて幹の太さが最大のものから3分岐までの幹の周囲の長さの合計に0.7を乗じた値(以下「株立ち樹木の幹の周囲の長さ」という。)が1.25m以上の樹木

【保護つる性樹木】連続した枝葉の被覆面積が30 m²以上の樹木

【特別保護樹木】景観形成上重要な樹木、歴史的由緒のある樹木、希少価値のある樹木等で区長が特に 認めるもの 【保護樹林】連続した樹冠投影面積が 300 ㎡以上の一団の複層林(樹冠が上下段違いに 2 以上 形成されている樹林をいう。)

【保護生垣】次のいずれにも該当するもの

- (1) 延長 20m以上でかつ樹高 0.9m以上であり、樹木の枝葉が連続し景観上優れている もの
- (2) 専用住宅又は兼用住宅の敷地にあり、道路に面しているもの
- (3) 樹木を植栽する地帯を縁石で囲ってある場合は、当該縁石の高さが道路面から 0.5 m以下のもの

【保護並木】次のいずれにも該当するもの

- (1)延長50m以上でかつ樹高5m以上であり、枝葉が触れ合う並木状の樹木で、道路に面しているもの
- (2) 道路に面するコンクリートブロック塀、目隠しフェンス等の連続した遮蔽物がなく 景観上優れているもの

【特別保護緑地】300 ㎡以上の歴史的由緒のある土地、水辺地等を含む希少価値のある緑地で区長が特に認めるもの

<保護樹木指定(解除)状況>

保護樹 年度	保護樹	保護樹林	保護樹林	保護つる性樹木	保護つる性樹木	保護生垣	保護生垣	
干皮	指定本数	解除本数	指定件数	解除件数	指定件数	解除件数	指定件数	解除件数
令和元年度	9	31	7	1	0	0	2	0
令和2年度	28	24	1	0	0	0	1	0
令和3年度	22	23	4	5	1	0	1	1
累計	1, 709	645	130	43	2	0	8	1

令和4年3月31日現在 保護樹木1,064本 保護樹林87か所 保護つる性樹木2か所 保護生垣7か所

<補助金の交付状況>

【管理経費】

保護樹: 1本目8,400円、2本目からは1本6,000円

保護つる性樹木: 1件当たり 6,000円

特別保護樹木: 1本目8,400円、2本目からは1本6,000円

保護樹林: 300 m以上1,000 m未満は60,000 円

1,000 m以上 2,000 m未満は 72,000 円

2,000 m²以上は84,000円

保護生垣: 1 m当たり 400 円 保護並木: 1 m当たり 400 円

特別保護緑地:300 m以上1,000 m未満は60,000 円

1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満は 72,000 円

2,000 ㎡以上は84,000円

複数の保護樹木等を所有している場合の一の所有者等に対する補助は、保護樹木等の種別にかかわらず1会計年度1回とし、84,000円を上限とする。

[※] 累計は昭和50年度から令和3年度までの本数、件数の合計である。

(令和3年度実績)

保護樹:358件 保護樹林:75件 保護生垣:5件 保護つる性樹木:1件

補助金額: 11,630,800 円

【せん定経費】

保護樹: 地上 1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが 2.1m未満・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり100,000円を上限とする。

地上 1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが 2.1m以

上・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり200,000円を上限とする。

特別保護樹木: 地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが2.1m 未満・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり100,000円を上限とする。 地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが2.1m 以上・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり200,000円を上限とする。

保護樹林: せん定経費の2分の1以内

保護並木: せん定経費の2分の1以内

特別保護緑地: せん定経費の2分の1以内

複数の保護樹木等を所有している場合の一の所有者等に対する補助は、保護樹木等の種別にかかわらず3会計年度に1回とし、50万円を上限とする。

(令和3年度実績)

保護樹:129件(235本) 保護樹林:26件

補助金額: 22,840,133円

(2) 特別緑地保全地区維持管理助成 [令和2年度から]

特別緑地保全地区の指定を受けた緑地の所有者等に対して、樹木の維持管理費用について助成を行っている。

<補助の内容>

特別緑地保全地区内にある主な樹木(管理樹木として指定)の危険・障害状態解消のための検査・伐採・せん定等を対象(同一管理樹木については3か年度に1度対象)。

補助上限額300万円(年度総額)。

※うち、全額助成額100万円。100万円を超えた分は2分の1を助成。

(令和3年度実績)

補助件数:2件

補助金額: 1,969,600円

3 緑の普及啓発

(1)緑の講演会

みどりの効用と、草木の育成・栽培方法などを学ぶ機会を区民に提供するため、大田区緑化推 進協議会と共催している。

開催日	会場	参加者数	
令和元年6月25日(火)	区民ホールアプリコ	117人	
令和2年6月10日(水)	区民ホールアプリコ	中止※	
令和3年6月22日(火)	区民ホールアプリコ	中止※	

[※]新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(2) 緑の普及講座

ア 緑のカーテン講習会 [平成20年度から]

地球温暖化対策とともに省エネルギー効果が期待でき、楽しみながら継続的に取り組める「緑のカーテン」の栽培方法などを習得する講習会を開催してきた。

開催日	会場	参加者数	合計
平成31年4月13日(土) 平成31年4月19日(金)	大田文化の森 消費者生活センター	90人 60人	150人
令和2年4月18日 (土) 令和2年4月24日 (金)	大田文化の森 消費者生活センター	中止※	中止※
令和3年4月17日(土) 令和3年11月14日(日)	大田文化の森 消費者生活センター	中止 ※ 42人	42人

[※]新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

イ 緑化普及講座 [令和元年度から]

幅広く区民の方に緑に親しんでいただき、緑のまちづくりを進めていくため、令和元年度から 新たに開催している。

内容	開催日	会場	参加者数	合計
ハーブ講座 キッチンガーデン 講座	令和元年5月18日(土) 令和元年6月8日(土)	池上会館 消費者生活センター	86人 89人	175人
ハーブ講座 野菜講座	令和2年6月14日(日) 令和2年10月10日(土)	消費者生活センター 池上会館	中止※	中止※
ハーブ講座 ベジダンゴ講座	令和3年5月8日(土) 令和3年10月23日(土)	池上会館池上会館	中止 ※ 43人	43人

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

ウ 集合住宅向け(プランター菜園講習会等) [平成23年度から]

集合住宅等において、プランターを活用して野菜を育てる楽しみ方や栽培方法を紹介し、緑の 普及啓発を図る講習会や体験コーナー及び園芸相談コーナーを開催している。

開催日	会場	参加者数	
令和元年11月17日(日)	大田区産業プラザPiO (「おおた住まいづくりフェア」内)	60人	
令和2年11月22日(日)	大田区産業プラザPiO (「おおた住まいづくりフェア」内)	中止※	
令和3年11月21日(日)	大田区産業プラザPiO (「おおた住まいづくりフェア」内)	中止※	

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(3) 18色の緑づくり支援 [平成25年10月から]

18 特別出張所管内の地区を、「まちの緑」として表現する、「18 色の緑のまちづくり」への取組みを支援する。具体的な取り組みとしては、希望する地区(特別出張所単位)が選んだ花の種等の提供、育成講習会、出張指導調査等を実施するなど、住民による緑づくりの支援を行う。

また、地域の花の育成オンライン動画を作成し、大田区公式 YouTube チャンネルに公開をしたほか、ホームページへの掲載等を行い、区民への周知を図った。

<育成講習会>

年度	実施回数	参加者数	
令和元年度	9回	252人	
令和2年度	1回	15人	
令和3年度	2回	44人	

(4) おおたの名木選 [平成27年度から]

まちなかに残された貴重な緑であり、二酸化炭素の吸収源としても効果の高い大木等を引き続き守り育てていくため、地域の景観的なシンボルとなっている樹木を「名木選」として指定し、みどりの保護及び緑化の推進に関する区民意識を啓発する。

平成 27 年度から複数回に分けて選定を実施し、本事業の周知を図り、指定された名木を活用し、区民に身近なみどりに親しんでもらうことで、まちの共有財産として地域力の向上につなげる。

平成27年度から平成29年度に指定した名木をPRするため、平成30年度に作成したパンフレット及びしおり等を活用し、周知・広報を行っている。

【平成27年度の名木選(公園部門)】

①クスノキ (旧呑川緑地) ②カタルパ (蘇峰公園) ③イチョウ (佐伯山緑地) ④ケヤキ (本門寺公園) ⑤シラカシ (田園調布せせらぎ公園) ⑥イチョウ (田園調布せせらぎ公園) ⑦サクラ (千鳥いこい公園) ⑧エノキ (光児童公園) ⑩アカマツ (東中公園) ⑪ムクノキ (洗足池公園) ⑫クスノキ (萩中公園) ⑬ヒマラヤスギ (萩中公園) ⑭サクラ (本羽田公園) ⑮キリ (東六郷一丁目公園) ※平成29年伐採により指定解除 ⑯トウカエデ (仲六郷三丁目公園) ⑪クスノキ (西蒲田公園)

【平成28年度の名木選(街路樹・公共施設部門)】

① 馬込桜並木(南馬込4・6丁目)②田園調布イチョウ並木(田園調布3丁目)③桜坂(田園調布本町43付近)④ガス橋ケヤキ並木(下丸子3丁目)⑤クスノキ(特別養護老人ホーム大森)⑥エノキ(調布清掃事務所)⑦アカマツ(大田図書館)

【平成29年度の名木選(総合部門)】

① ササベザクラ (池上本門寺) ②クロマツ (大坊本行寺) ③タブノキ (白山神社) ④ムクノキ (道々橋 八幡神社) ⑤ムクノキ (鵜ノ木八幡神社) ⑥クスノキ (穴守稲荷神社) ⑦クロマツ (穴守稲荷神社) ⑧クスノキ (羽田クロノゲート)

4 自然環境の保護等

(1) 多摩川河川敷清掃活動 ~グリーンアクションたまがわ~ [昭和48年度から]

多摩川河川敷を歩きながら清掃活動を行い、自然環境保護の大切さについて考えることを目的 として開催している。

区内企業や自然環境団体などによる活動展示や環境保護の取組みを紹介している。

実施日時	参加人数	ごみ収集量	
令和元年5月26日(日)	56団体 1,977人	1.3 t	
令和2年5月31日(日)	中止※	中止※	
令和3年度	中止※	中止※	

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(2) 自然観察会 [平成21年度から]

環境マインドを持つ人材の育成を目的に大田区内 5 箇所に設置している自然観察路を中心に 自然観察会や、区内NPOとの協働で講座を実施している。

ア自然観察会

(主催:大田区)

開催日	会場	参加者数	合計
令和元年6月23日(日)	田園調布せせらぎ公園、多摩川台公園	31人	
令和元年7月27日(土)	本門寺公園	33人	107人
令和元年8月3日(土)	本門寺公園	29人	107人
令和元年8月18日(日)	多摩川大師橋干潟	14人	
令和2年8月1日(土)	萩中公園	中止※	
令和2年8月8日(土)	本門寺公園	中止※	13人
令和2年9月27日(日)	大森ふるさとの浜辺公園	13人	13/
令和3年1月17日(日)	洗足池公園	中止※	
令和3年5月15日(土)	大森ふるさとの浜辺公園	中止※	
令和3年7月31日(土)	萩中公園	中止※	0 1
令和3年8月7日(土)	本門寺公園	中止※	0人
令和4年1月15日(土)	洗足池公園	中止※	

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

イ コアジサシ保護活動

絶滅のおそれのある渡り鳥「コアジサシ」の保護活動を実施している。(主催:NPO法人リトルターン・プロジェクト、大田区)

<観察会>

開催日	会場	参加者数	合計
令和元年6月15日(土)		中止	139人
令和元年6月23日(日)		139人	109/
令和2年6月13日(土)	東京都下水道局森ヶ崎水再生センター	中止※	中止※
令和2年6月21日(日)	屋上	中止※	中止※
令和3年6月13日(日)		中止※	H11.W
令和3年6月19日(土)		中止※	中止※

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

<講演会>

開催日	会場	参加者数
令和元年12月8日(日)	区民ホールアプリコ	92人
令和2年12月12日(土)	区民ホールアプリコ(オンライン開催)	64人
令和3年12月5日(日)	区民ホールアプリコ	100人

<営巣地整備>

開催日	会場	参加者数	合計
令和2年3月28日(土)		中止※	中止※
令和2年3月29日(日)			
令和3年3月27日(土)	東京都下水道局森ヶ崎水再生センター	43人	90 J
令和3年3月28日(日)	屋上	37人	80人
令和4年3月26日(土)		50人	101 /
令和4年3月27日(日)		51人	101人

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(3) 自然観察路

区内の代表的な自然環境を観察するのに適したモデルルートを開設した。多くの区民が利用し やすいように、現地に案内板や解説板を設置している。

【縄 文 の み ち】本門寺公園→本門寺林→池上梅園 (平成28年度更新)

【雑 木 林 の み ち】六郷用水(一部)→田園調布せせらぎ公園→多摩川台公園→宝来公園 (平成 29 年度更新)

【池 の み ち】洗足池公園・小池公園(平成30年度更新)

【川と干潟のみち】六郷橋→大師橋(平成27年度更新)

【海と埋立地のみち】東京港野鳥公園→京浜島(平成2年設置)

平成 26 年度は「縄文のみち」、平成 27 年度は「海と埋立地のみち」、平成 28 年度は「雑木林のみち」、平成 29 年度は「池のみち」、平成 30 年度は「川と干潟のみち」の生物・植物調査を実施し、案内パンフレットを作成した。

令和3年度は5つの自然観察路の案内パンフレット等を活用し、周知・広報を行った。

(4) 区民協働調査

生物多様性の社会への浸透を目指し、区民と協働で大田区内の身近な自然について調査を実施している。 区内NPOによる調査のほか、区民との協働調査も開催している。

また、令和3年度は協働調査の結果として、区内環境団体と協働でパンフレットを作成した。

調査期間	調査対象	調査場所
令和元年5月~	植物、昆虫類、	大田区の身近な生物・植物調査
令和2年2月	鳥類、哺乳類等	(公園、児童公園、緑地、児童遊園)
令和2年5月~	植物、昆虫類、	大田区の身近な生物・植物調査
令和3年2月	鳥類、哺乳類等	(公園、児童公園、緑地、児童遊園)
令和3年5月~	植物、昆虫類、	大田区の身近な生物・植物調査
令和4年2月	鳥類、哺乳類等	(公園、児童公園、緑地、児童遊園)

(5) ハクビシン等被害対策 [平成26年8月から]

生態系及び生活環境への被害の軽減と拡大の防止を目的に、ハクビシン・アライグマ等外来種の捕獲 事業を平成26年8月から開始した。令和2年度には、生態や区の取組事業を広く周知するため、区民向け に事例集を作成した。

<わな設置・捕獲実績>

	わな設置件数	捕獲数(合計)	うちハクビシン	うちアライグマ
令和元年度	150	41	40	1
令和2年度	214	36	32	4
令和3年度	173	35	29	6

(6) カラス被害対策 [平成9年度から]

繁殖期のカラスによる威嚇・攻撃等の被害を抑制し、安全で快適な生活環境を確保するために、 平成9年度から落下ヒナの捕獲を実施している。平成18年度からは、民有地で威嚇・攻撃等の被 害があるものを対象に、巣の撤去費用の半額補助(上限額1万円)を開始して、平成13年度から 16年度まで東京都が行っていた「カラスの巣の撤去事業」を引き継ぐこととなった。

さらに、平成21年度からは、繁殖期(4月~7月、土・日・祝を含む)の専用電話相談業務を 令和3年度まで実施した。なお、公有地の巣の撤去等は各施設管理者が対応している。

その他、ごみの集積所へのカラス被害防止のために、各清掃事務所では防鳥ネットの貸し出し を行っている。

<カラス被害対策実績>

年度	電話相談 開設日数	巣の撤去 (件)	落下ヒナ回収 (羽)	訪問調査 (件)
令和元年度	122	41	12	7
令和2年度	122	45	10	3
令和3年度	122	22	17	2

(7) 大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例 [令和4年度から]

「大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例」を令和4年4月1日から施行した。 野生のハト・カラスへの給餌(えさやり)は生態系やフンや羽毛等による生活環境への影響を及 ぼす恐れがあることから、大田区では野生のハト・カラスへの給餌行為を規制することで、区民 の生活環境向上や人と野生鳥獣の共存を目指すため、本条例を制定した。

<対象の動物>

野生のドバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス

<条例の主な内容>

- ア 公共の場所(道路・公園等)でハト・カラスへの給餌(エサやり)をすることを禁止する。 イ ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止する。
- ウ 区内全域において、ハト・カラスへの給餌をしないように努める。
- ※公共の場所とは、道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所をいい、 民有地であって、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用できる敷地を含む。



条例周知用ポスター

第2節 環境美化対策

1 屋外における喫煙マナーの向上

大田区では、平成9年6月1日に「清潔で美しい大田区をつくる条例」を定め、環境美化の促進に取り組んできた。さらに、平成16年6月1日からは、蒲田駅東西口周辺を路上喫煙禁止地区に指定するとともに、区内全域の道路・公園・広場その他の公共の場所における歩きたばこを規制するための条例改正を行った。

令和2年4月1日には、喫煙する人としない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」を施行した。

<条例の主な内容>

- ア 喫煙する人は、区内の公共の場所(道路・広場等)において、他の区民等にたばこの煙を吸 わせることがないように努める。
- イ 区内の公共の場所において、歩きたばこや自転車などを運転しながらの喫煙、吸い殻のポイ 捨てを禁止する。
- ウ 区内の公園内での喫煙を禁止する。
- エ 事業者は、喫煙していない区民等にたばこの煙を吸わせることがないよう、必要な環境整備 を行うよう努める。
- オ 区長が特に喫煙マナーの徹底を図る必要があるとして指定した地区を喫煙禁止重点対策地 区とし、公衆喫煙所を除く地区内での喫煙を禁止する。

(令和4年4月1日現在、喫煙禁止重点対策地区は蒲田駅東西口駅前広場周辺)

(1) 公衆喫煙所の整備

ア 区の公衆喫煙所整備

受動喫煙を防止し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごすことができるよう公衆喫煙 所の整備・管理を行う。令和4年4月1日現在、パーテーション型は4箇所、コンテナ型は2 箇所、トレーラーハウス型は1箇所設置している。

名 称	形態	住 所
蒲田駅東口駅前公衆喫煙所	パーテーション型	蒲田五丁目16番先
蒲田駅西口駅前公衆喫煙所	パーテーション型	西蒲田七丁目68番先
大森駅東口三角広場公衆喫煙所	パーテーション型	大森北一丁目5番先
大森駅東口駅前広場公衆喫煙所	コンテナ型	大森北一丁目1番先
雑色駅前公衆喫煙所	コンテナ型	仲六郷二丁目42番先
大岡山駅前公衆喫煙所	パーテーション型	北千東三丁目27番先
六郷土手駅前公衆喫煙所	トレーラーハウス型	仲六郷四丁目31番先

イ 民間の公衆喫煙所整備助成

民間の事業者が一定の要件を満たした喫煙所を整備する場合は「大田区公衆喫煙所設置等 助成要綱」に基づき助成を行う。

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
助成件数	1 件	1 件	0件

(2) 喫煙マナー指導・啓発活動の推進

喫煙マナーの周知徹底を図るために、喫煙マナー指導員による指導・啓発を実施するとともに、 区民、事業者等への啓発活動を行っている。

ア 喫煙マナー指導員による指導・啓発業務

- ・喫煙禁止重点対策地区を含む蒲田駅周辺や京急蒲田駅西口周辺において、平成 29 年 6 月から 2 人 1 組の指導員を配置し、喫煙マナーの周知徹底のための指導・啓発を実施している。令和 3 年度は、2 人 2 組の指導員を配置し、朝(7時 30分から 11時 30分)と夕夜間(15時 30分から 19時 30分)の時間帯で年間 359 日実施した。
- ・令和2年12月からは蒲田駅周辺や京急蒲田駅西口周辺に加え、公衆喫煙所及び苦情箇所周辺において2人1組の指導員を配置し、喫煙マナーの周知徹底のための指導・啓発を実施している。令和3年度は、朝(7時30分から11時30分)と夕夜間(15時30分から19時30分)の時間帯で平日242日実施した。
- イ 喫煙マナー啓発用路面表示シートの新規貼付及び貼りかえ

年度	新規及び貼りかえ枚数
令和元年度	86枚
令和2年度	176枚
令和3年度	252枚

- ウ 喫煙マナー啓発用ポスターの区設掲示板への掲出及び公園・ガードレール等への小型横断 幕の掲出
- エ 区報及び区ホームページへの掲載
- オ 喫煙マナー啓発用ステッカーの貼付及び配布

2 環境美化の推進

「地域美化活動の支援」として、各特別出張所と連携を図り、自治会・町会等の自主的清掃活動への支援用品(ごみ袋、軍手、トング)を配布した。

年度	町会	ごみ袋	軍手	トング
令和元年度	173町会	15,342袋	12,330双	1,265本
令和2年度	169町会	15,340袋	11,361双	704本
令和3年度	142町会	11,555袋	8,569双	486本

第3節 羽田空港周辺環境対策

1 経過概要

東京国際空港(羽田空港)に離着陸する航空機騒音によって、空港周辺住民の静穏な生活環境が破壊されている状況を重視し、羽田空港を管理する運輸省(現:国土交通省)が原因者負担の原則に則り、空港周辺環境対策を講じた。

昭和42年、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」が制定された。発足当初は、学校や病院等施設の防音工事の助成が対象であった。

昭和48年、「航空機騒音に係わる環境基準」を環境庁が告示し、環境基準を達成することが困難と考えられる地域に引き続き居住を希望する者に対しては、民家防音工事(防音室を造り、空気調和機器を設置する工事。)を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境の保持が示された。そこで、昭和49年に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」が改正され、運輸省(現:国土交通省)の負担による民家防音工事助成制度が開始された。

また、昭和55年度からは共同利用施設の助成対象に80㎡以上の小規模集会所が新たに加えられ、 町会会館等の共同利用施設の工事費を助成する制度が実施されることになった。

さらに、平成元年度からは民家防音工事によって空気調和機器が設置された世帯のうち、生活保護等世帯に対して、夏期に電力会社へ支払った冷房用相当分の電気料金の一部を助成することになった。

2 民家防音工事(未実施住宅、告示日後住宅)

民家防音工事の対象区域は、当初、昭和50年5月10日に運輸省(現:国土交通省)が告示した第一種区域(時間帯補正等価騒音レベルが62dB以上の地域)内に告示日以前から所在する住宅に限定されていたが、昭和52年4月2日に一部の地域が追加された。しかし、従来の地域との間に2年間の差が生じることとなったため、昭和50年5月10日告示の地域でも、昭和52年4月2日以前の住宅であれば防音工事が実施できるよう平成3年6月10日に運輸省(現:国土交通省)の要綱が改正された。この住宅を「告示日後住宅」といい、それ以外の住宅を「未実施住宅」という。

対象区域では表5-1に示すとおり、騒音の程度に応じた工法の種別が定められており、それぞれの計画遮音量を目標に防音工事を実施している。また、各工法の主な工事内容は、表5-2に示すとおりである。

なお、防音工事の対象室数等は表5-3に示すとおり、居住人数により定められている。 事業費は、国、区及び住民で負担するが、その割合は工事内容などにより異なる。 区は、この住民負担分も含め、国の負担分を除いた全ての額を助成している。

<表 5-1 騒音レベルによる工法の種別>

騒音の程度 (Lden:時間帯補正等価騒音レベル)	工法の種別	計画遮音量
73dB 以上の地域	A工法	30dB 以上
66dB 以上 73dB 未満の地域	B工法	25dB 以上
62dB 以上 66dB 未満の地域	C工法	20dB 以上

注)計画遮音量は、500Hzにおける総合透過損失値を標準とする。

<表 5-2 各工法の工事内容等>

工法の種別	工事内容等
A工法	対象となる部屋の天井や壁(外壁又は内壁)、外部に面する建具
及び	(防音サッシ) 及び区画となる内部の建具で防音室を整備する。
B工法	空気調和機器(冷暖房機や換気扇など)を設置する。
	対象となる部屋の外部に面する建具(防音サッシ)で防音室を整
C工法	備する。
	空気調和機器(冷暖房機や換気扇など)を設置する。

<表 5-3 居住人数による工事対象室数等>

	居住人数			
	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室数	2室	3室	4室	5室
冷暖房機対象室数	1室まで	2室まで	3室まで	4室まで

注) C工法の冷暖房機対象室数は、居住人数2人以上で2室までに限る。

令和3年度の防音工事の申請はなかったが、これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

3 空気調和機器更新工事① (未実施住宅、告示日後住宅)

民家防音工事助成制度発足以来10年以上が経過し、空気調和機器の故障及びその主要部品の劣化が問題となり、平成元年度から空気調和機器更新工事①の助成制度が開始された。

この更新工事①は、民家防音工事で設置した冷暖房機、空調換気扇及びレンジ用換気扇等の空気調和機器が対象である。その機器の更新は、工事完了から10年以上が経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるものと定められている。

工事対象室数は、防音工事と同様に表5-3に示すとおりである。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

事業費は、国、区及び住民で負担するが、その割合は工事内容などにより異なる。

区は、防音工事と同様に住民負担分も含め、国の負担分を除いた全ての額を助成している。近年 の助成状況及び事業費の負担割合は、表5-4に示すとおりである。

<表 5-4 更新工事①の助成状況(過去3箇年)>

	国負担率(%)		区負担率	
	国 貝15年 (70)	区 (%)	住民 (%)	区負担計(%)
令和元年度	60.8	7.3	31.9	39. 2
令和2年度	33. 5	4.0	62. 5	66. 5
令和3年度	31. 7	4. 0	64. 3	68. 3

4 空気調和機器更新工事②(未実施住宅、告示日後住宅)

平成11年度から助成制度が開始され、更新工事①で設置した空気調和機器が対象であり、更新内容、更新要件及び施工業者の決定方法は更新工事①と同様である。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

近年の助成状況及び事業費の負担割合は、表5-5のとおりである。

<表 5-5 更新工事②の助成状況(過去 3 箇年)>

	国負担率(%)		区負担率	
	国貝担牟(%)	区 (%)	住民 (%)	区負担計(%)
令和元年度	31. 2	3.8	65. 0	68.8
令和2年度	34.8	3. 9	61. 3	65. 2
令和3年度	36. 3	5. 1	58. 6	63. 7

5 空気調和機器更新工事③

平成22年度から助成制度が開始され、更新工事②で設置した空気調和機器が対象であるが、工事対象室数等は更新工事①、②と異なる。

工事対象室数等は表5-6に示すとおりであるが、生活保護等世帯については表5-3に示すとおりに 定められている。

更新要件及び施工業者の決定方法については更新工事②と同様である。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

近年の助成状況及び事業費の負担割合は、表5-7のとおりである。

<表 5-6 更新工事③工事対象室数等>

	居住人数				
	1人	2人	3人	4人以上	
工事対象室数	2室	3室	4室	5室	
冷暖房機対象室数	対象としない	1室まで	2室まで	3室まで	

注) C工法の冷暖房機対象室数は、居住人数3人以上で2室までに限る。

<表 5-7 更新工事③の助成状況(過去 3 箇年)>

	国負担率(%)	区負担率			
	国貝担争(%)	区 (%)	住民 (%)	区負担計(%)	
令和元年度	35. 8	5. 0	59. 3	64. 2	
令和2年度	34. 0	4.4	61. 6	66. 0	
令和3年度	35. 5	4. 5	60. 0	64. 5	

<表5-8 大田区民家防音工事等実績>

内容		民家防音	工事 (件)						更新工事(生活保護 等世帯電
Fr. rfr.	未多		告示日後	計		更新工事(1			更新工事②		更新工事	計	気料金補
年度	新規	追加	17.6	н	未実施	告示目後	計	未実施	告示日後	計	3	н	助(件)
S50	349	-	-	349	-	-	-	-	-	-			_
S51	532	-	-	532	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S52	525	-	-	525	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S53	843	5	-	848	-	-	-	-	-	-	-	-	_
S54	360	184	_	544	-	_	_	-	-	-	-	-	_
S55	597	204	_	801	-	_	-	-	_	-	-	-	-
S56	484	278	-	762	-	-	I	-	-	-	_	-	ı
S57	809	267	-	1,076	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S58	1,633	96	_	1,729	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S59	799	62	-	861	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S60	80	17	-	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S61	29	2	_	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S62	101	4	_	105	-	-	-	-	_	-	-	-	-
S63	44	3	-	47	-	-	-	_	-	-	_	_	-
H1	7	2	-	9	432	-	432	-	-	-	-	432	190
H2	2	6	-	8	227	-	227	-	_	-	_	227	206
Н3	3	1	0	4	429	_	429	_	_	_	_	429	213
H4	10	2	6	18	542	_	542	_	_	_	_	542	202
Н5	0	1	5	6	883	_	883	_	_	_	_	883	189
Н6	1	1	93	95	1, 132	_	1, 132	_	_	_	_	1, 132	197
Н7	3	0	1	4	603	_	603	_	_	_	_	603	195
H8	0	0	1	1	616		616					616	208
но Н9	1		1	3		_	671					671	216
		1			671	_		_	_	_	_		
H10	3	3	4	10	337	_	337	70	_	70	_	337	216
H11	2	0	0	2	318	_	318	72	_	72	_	390	246
H12	0	0	0	0	128	_	128	221	_	221	_	349	261
H13	0	0	2	2	89	_	89	291	_	291	_	380	266
H14	1	0	0	1	88	-	88	216	_	216	_	304	294
H15	1	0	0	1	47	9	56	232	_	232	_	288	276
H16	0	0	0	0	39	6	45	298	_	298	_	343	294
H17	2	0	0	2	41	0	41	385	_	385	_	426	303
H18	0	0	0	0	27	2	29	484	-	484	_	513	293
H19	1	0	0	1	11	138	149	182	_	182	_	331	273
H20	0	0	0	0	27	18	45	413	_	413	_	458	275
H21	0	0	0	0	28	0	28	630	-	630	_	658	288
H22	0	0	0	0	13	0	13	146	-	146	_	159	301
H23	0	0	0	0	12	6	18	95	-	95	25	138	319
H24	0	0	0	0	5	0	5	74	-	74	23	102	304
H25	0	0	0	0	11	2	13	96	-	96	32	141	317
H26	0	0	0	0	12	0	12	50	3	53	56	121	313
H27	0	0	0	0	4	0	4	36	0	36	38	78	306
H28	0	0	0	0	4	0	4	31	0	31	57	92	310
H29	0	0	0	0	6	0	6	28	0	28	37	71	294
H30	0	0	0	0	4	12	16	31	35	66	40	122	257
R1	0	0	0	0	6	1	7	29	4	33	34	74	217
R2	0	0	0	0	2	2	4	16	0	16	71	91	119
R3	0	0	0	0	3	0	3	11	0	11	50	64	99
計	7, 222	1, 139	113	8, 474	6, 797	196	6, 993	4,067	42	4, 109	463	11, 565	8, 257

6 共同利用施設整備事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」の第6条「共同利用施設の助成」に基づき、空港周辺地域の環境整備を目的として、周辺住民が静穏な環境のもとで地域活動が行えるよう、共同利用施設の工事費を助成する制度である。

費用負担割合は、国が事業費の3分の2程度、自治会・町会が残りの3分の1と定められている。 しかし、この自治会・町会負担分については、区が負担している。

昭和58年度から10施設の建替えを実施した。これまでの実績は、表5-9に示すとおりである。現在の制度では、対象施設はない。

<表5-9 共同利用施設整備事業実績>

年度	会 館 名	構造	設 置 管 理 者	完成年月日
十段	所 在 地	規模	利 用 対 象	種別*
	大森東一丁目町会会館(東一会館)	鉄筋コンクリート造2階建	大森東一丁目町会長	S59. 1. 31
S 5 8	大田区大森東一丁目1番17号	3 3 5. 3 4 m²	大森東一丁目在住の1,105世帯	三 種
558	東糀谷四・五・六町会会館	鉄筋コンクリート造2階建	東糀谷四・五・六町会長	S59. 3. 31
	大田区東糀谷四丁目3番10号	5 3 1. 6 0 m ²	東糀谷四・五・六丁目在住の967世帯	四種
S 5 9	大田区立大森東四丁目センター	鉄筋コンクリート造3階建	大田区長	S60. 3. 30
559	大田区大森東四丁目24番6号	2.3階部分 594.01㎡	大森東四・五丁目在住の1,718世帯	四 種
S 6 0	羽田稲荷前町会会館(稲荷前会館)	鉄筋コンクリート造2階建	羽田稲荷前町会長	S61. 2. 25
500	大田区羽田三丁目24番4号	1 2 5. 4 1 m²	羽田三・六丁目在住の447世帯	二種
	大森南一丁目自治会館	鉄筋コンクリート造2階建	大森南一丁目会長	S61. 8. 5
S 6 1	大田区大森南一丁目18番26号	1 2 7. 8 4 m²	大森南一・二丁目在住の133世帯	二種
301	羽田仲七町会会館(新仲七町会会館)	鉄筋コンクリート造3階建	羽田仲七町会長	S62. 3. 4
	大田区羽田五丁目14番8号	1 2 2. 2 9 m²	羽田五丁目在住の250世帯	二種
日元	羽田西町町会会館	鉄筋コンクリート造2階建	羽田西町町会長	H2. 3. 19
11)	大田区羽田二丁目25番5号	120.00 m²	羽田三丁目在住の235世帯	二種
H 6	羽田旭町町会会館	鉄筋コンクリート造2階建	羽田旭町町会長	Н7. 3. 22
	大田区羽田五丁目10番1号	3 2 6. 4 1 m²	羽田四・五丁目及び旭町の一部に在住の673世帯	三 種
H11	羽田仲東町会会館	鉄筋コンクリート造2階建	羽田仲東町会長	H12. 2. 28
1111	大田区羽田六丁目15番18号	$1\ 2\ 0\ .\ 0\ 0\ m^2$	羽田六丁目に在住の189世帯	二種
H 1 2	仲羽田町会会館	鉄筋コンクリート造3階建	仲羽田町会長	H13. 2. 28
п12	大田区羽田四丁目9番11号	1 2 8. 4 3 m²	羽田四丁目に在住の200世帯	二種

^{*} 鉄筋コンクリート造の共同利用施設は、一種~四種に区分される。

「一種」 = 利用対象世帯 50世帯以上・規模 80㎡以上 「二種」 = 利用対象世帯101世帯以上・規模120㎡以上 「三種」 = 利用対象世帯351世帯以上・規模310㎡以上 「四種」 = 利用対象世帯610世帯以上・規模500㎡以上

7 木造改造による共同利用施設整備事業

共同利用施設整備事業の対象となる建物は、鉄筋コンクリート造のものだけであった。

しかし、羽田空港周辺地域では、会館の敷地が狭くて建築確認の手続きが取れない、鉄筋コンクリート造への改修に土地所有者の承諾が得にくいなどの理由で、この制度を活用できない自治会・町会があった。

そこで区では、昭和62年8月に「羽田空港周辺における木造の自治会・町会会館等騒音防止工事 費補助金交付要綱」を定め、区独自の施策として木造改造による共同利用施設を整備することにし た。その結果、昭和62年度から7館の整備を実施した。これまでの実績は、表5-10に示すとおりで ある。現在は、対象施設はない。

<表5-10 木造改造による共同利用施設整備事業実績>

年度	会 館 名 所 在 地	構 造 規 模	設置管理者 利用対象	完成年月日
	<i>"</i> · — –	***	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	羽田上東町会会館	木造2階建	羽田上東町会長	S63, 3, 30
	大田区羽田六丁目22番5号	$1\ 2\ 4\ .\ 2\ 0\ m^2$	羽田六丁目在住の352世帯	
	羽田大東町会会館	木造2階建	羽田大東町会長	S63, 3, 30
	大田区羽田六丁目9番3号	1階部分40.57㎡	羽田六丁目在住の212世帯	300. 0. 00
	羽田仲東町会会館	木造平屋建	羽田仲東町会長	S63, 3, 30
S 6 2	大田区羽田六丁目15番18号	$62.106\mathrm{m}^2$	羽田六丁目在住の262世帯	303. 3. 30
302	羽田前河原町会会館	木造2階建	羽田前河原町会長	S63, 3, 30
	大田区羽田三丁目14番8号	72.2 m²	羽田三丁目在住の534世帯	303. 3. 30
	羽田横町町会会館	木造平屋建	羽田横町町会長	S63, 3, 30
	大田区羽田三丁目24番15号	24.45 m²	羽田三丁目在住の234世帯	303. 3. 30
	東糀谷三丁目町会会館	木造2階建	東糀谷三丁目町会長	S63, 3, 30
	大田区東糀谷三丁目4番12号	2階部分78.52㎡	東糀谷三丁目在住の556世帯	303. 3. 30
Н3	羽田下仲町会会館	木造2階建	羽田下仲町会長	НЗ. 6. 3
113	大田区羽田六丁目19番12号	79. 32 m²	羽田六丁目在住の349世帯	110. 0. 3

8 共同利用施設空気調和設備機能回復工事

共同利用施設整備事業により設置した空気調和設備の故障・主要部品の劣化に対応するため共同 利用施設空気調和設備機能回復工事の助成制度が開始された。

機能回復工事の対象となる共同利用施設は、機能回復工事を実施しようとする時点で、航空機騒音が基準値以上の区域にある施設で、かつ施設整備後15年以上経過したもののうち、空気調和設備の老朽化により空気調和設備の機能が著しく低下した施設である。

費用負担割合は、国が事業費の3分の2程度、自治会・町会が残りの3分の1と定められている。 しかし、この自治会・町会負担分については区が負担している。

これまでの実績は、表5-11に示すとおりである。現在の制度では、対象施設はない。

<表5-11 共同利用施設空気調和設備機能回復工事実績>

年度	会 館 名 所 在 地	構 造 規 模	設 置 管 理 者	完成年月日
H16	羽田稲荷前町会会館(稲荷前会館) 大田区羽田三丁目24番4号	鉄筋コンクリート造2階建 125.41㎡	羽田稲荷前町会長	H16. 10. 12
	羽田仲七町会会館(新仲七町会会館) 大田区羽田五丁目14番8号	鉄筋コンクリート造 3 階建 1 2 2 . 2 9 ㎡	羽田仲七町会長	H16. 10. 12
H 2 2	羽田旭町町会会館 大田区羽田五丁目10番1号	鉄筋コンクリート造2階建 326.41㎡	羽田旭町町会長	H22. 11. 22
H 2 7	羽田仲東町会会館 大田区羽田六丁目15番18号	鉄筋コンクリート造2階建 120.00㎡	羽田仲東町会長	H27. 11. 24

9 生活保護等世帯への電気料金補助

生活保護法に掲げる扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に掲げる支援給付を受けている世帯を対象に、民家防音工事で設置された冷暖房機の冷房稼動期間(7月から10月までの期間)に係る電気料金の一部を助成する制度である。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

補助額の負担割合は、国が100分の85、区が100分の15で、その限度額は1万円である。

第4節 騒音・振動対策

4年度予算 54.659 千円

1 移動発生源対策

自動車、航空機、鉄道による騒音・振動に関する調査を行い、関係機関へ環境改善対策の要望を 行っている。

(1) 自動車騒音·振動調査

ア 自動車騒音の常時監視調査

騒音規制法第 18 条第1項の規定に基づき、区内幹線道路沿道の自動車騒音(沿道から背後地50mまで)を毎年監視し、環境基準の達成状況を把握している。

<路線別の環境基準達成状況>

	CELIMO 1 SOCIETY CONTROL					
路線名	昼間達成率(%)			夜間達成率(%)		
始脉石	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
産業道路	100.0	97. 7	97. 7	94. 6	84. 7	79.4
環七通り	99. 9	99. 9	89.8	96. 9	84.0	79. 4
環八通り	99. 6	99. 3	99. 3	99. 5	99. 3	99.3
第二京浜	85. 1	79. 1	78. 9	92. 4	84. 4	84.3
第一京浜	90.8	85. 5	85. 1	64. 3	61.9	61.6
中原街道	86. 4	95. 5	95. 5	66. 3	68. 1	69. 7

イ 自動車騒音・振動の要請限度調査

要請限度調査は、主要幹線道路6路線のうち毎年2路線ずつ実施しており、令和3年度は環八通りおよび中原街道について調査を実施した。

<騒音調査> (令和3年度)

四夕《白	10分白 山山上		昼間		間
路線	地点	環境基準	要請限度	環境基準	要請限度
理ル済ん	西嶺町13番	×	0	×	0
環八通り	羽田五丁目5番	0	0	×	0
中国体法	南千束三丁目32番	×	0	×	0
中原街道	田園調布本町41番	×	0	×	0

○:環境基準または要請限度以下、×:環境基準または要請限度超過

<振動調査> (令和3年度)

路線	地点	昼間	夜間
岭形	地点	要請限度	要請限度
理川済り	西嶺町13番	0	0
環八通り	羽田五丁目5番	0	0
中国建造	南千束三丁目32番	0	0
中原街道	田園調布本町41番	0	\circ

○:要請限度以下、×:要請限度超過

(2) 航空機騒音調査

ア 航空機騒音固定局調査(常時測定)

東京国際空港(羽田空港)に離着陸する航空機による騒音について、固定局(区内3地点)で 常時測定を実施している。

<常時測定調査地点(固定局)の環境基準達成状況>

調査地点	令和3年度	令和2年度	令和元年度
大田市場	0	0	0
中富小学校	0	0	0
新仲七町会会館	0	0	0

○:環境基準達成、×:環境基準超過

イ 航空機騒音調査(短期測定)

羽田空港機能強化による区内への騒音影響を把握するため、固定局(区内3地点)での常時測定に加え、区内4地点で短期測定を実施する。

<短期測定調査地点の環境基準達成状況>

eres total to	1	A 1 L	A - 1	→ N t
調査地点	所在地	令和3年度	令和2年度	平成30年度
大森第五小学校	大森本町一丁目10番5号	0	0	0
大森南四丁目工場アパート (テクノフロント森ヶ崎)	大森南四丁目6番15号	0*	0*	0*
東糀谷防災公園	東糀谷四丁目5番1号	0*	0**	O*
萩中公園水泳場**	萩中三丁目26番46号	0	0	0

- ○:環境基準達成、×:環境基準超過 (令和元年度は実施せず)
- ※ 大森南四丁目工場アパートと東糀谷防災公園は工業専用地域のため基準はないが、住宅のある周辺地域の基準を参考値とした。
- ※ 萩中公園水泳場改修工事の為、北風運用調査は本羽田二丁目第2工場アパートで測定を行った。

ウ 内陸飛行騒音調査

平成20年9月に横田空域の一部が返還され、北風運用時に西方向へ向かう航空機の一部が区内上空を運航する内陸飛行が開始された。大田区を内陸飛行する航空機の騒音影響等を把握するため、平成22年度(D滑走路供用開始後)から内陸飛行騒音調査を実施している。

令和3年度は、北風運用の頻度が高くなる11月に内陸部の5地点で調査を行った。大田区の内 陸部では、航空機騒音の環境基準指定地域となっていない地点もあるが、最も厳しい環境基準値 を適用しても、その値を上回る地点はなかった。

<内陸飛行騒音調査地点>

調査地点	所在地
石川町文化センター	石川町一丁目3番8号
田園調布特別出張所	田園調布二丁目20番16号
馬込区民センター	南馬込四丁目6番5号
矢口小学校	多摩川一丁目18番22号
萩中公園水泳場	萩中三丁目26番46号

(3) 鉄道騒音振動調査

令和3年度は東急池上線で、騒音及び振動調査を7地点で実施した。今回の調査結果をもとに、 環境改善対策の参考となるよう東急電鉄株式会社に情報提供を行った。

<騒音・振動レベル測定結果>

単位: dB

地		最大	騷音•	振動レ	ベル	4	等価騒	音レベル	/
点	所在地(軌道構造)	12. 5r	n地点	25m	地点	12. 5r	n地点	25m	地点
番号	//11上20(特量日本地)	騒音	振動	騒音	振動	昼間	夜間	昼間	夜間
1	東雪谷一丁目8番地先(掘割)	76	53	62	53	57	54	41	37
2	南雪谷一丁目1番地先(無道床鉄桁)	81	41	75	35	62	58	53	51
3	北嶺町9番地先(平坦)	76	65	69	59	56	52	48	45
4	東嶺町19番地先(平坦)	74	56	66	53	56	52	46	44
5	南久が原一丁目11番地先(平坦)	77	59	70	55	57	53	50	46
6	千鳥一丁目13番地先(盛り土)	74	51	74	41	54	50	53	48
7	西蒲田三丁目5番地先(平坦)	76	52	70	49	56	52	48	45

※東急池上線(番号1~7)

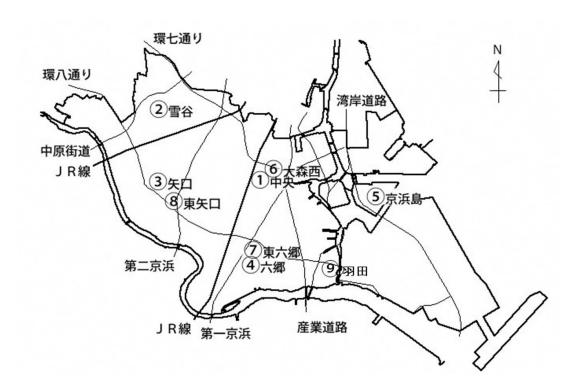
(昼間:7~22時、夜間:22時~7時)

1 大気汚染常時監視

区内9か所に大気汚染常時監視測定局を設置し、大気汚染状況を常時監視している。

大気汚染常時監視地点図

測定	局名	所在地				
	① 中央	大森西一丁目12番1号	大森地域庁舎			
	② 雪谷	東雪谷三丁目6番2号	雪谷特別出張所			
一般環境	③ 矢口	千鳥三丁目7番5号	こども発達センターわかばの家			
	④ 六郷	東六郷二丁目3番1号	東六郷小学校			
	⑤ 京浜島	京浜島二丁目10番2号	京浜島会館			
道路沿道	⑥ 大森西	大森西二丁目2番1号				
□ 単始石垣 □ (自動車	⑦ 東六郷	東六郷一丁目12番6号				
(目動単 排出ガス)	⑧ 東矢口	矢口一丁目2番6号				
	9 羽田	羽田五丁目5番19号				



(1) 一般環境大気汚染調査

区内5か所に一般環境大気汚染測定局を設置し、大気汚染状況を常時監視している。測定項目は、 二酸化硫黄、窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素)、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、炭化 水素、気象である。

<環境基準の達成状況>(令和3年度)

		二酸化	二酸化	光化学	浮遊粒	子状物質
測定局名	所 在 地	硫黄	室素	おがり、ソト	長期的 評価	短期的 評価
中 央	大森西一丁目 12番 1号(大森地域庁舎)	0	0	×	0	0
雪 谷	東雪谷三丁目6番2号(雪谷特別出張所)	_	0	×	0	0
矢 口	千鳥三丁目7番5号(こども発達センターわかばの家)	0	0	×	0	0
六 郷	東六郷二丁目3番1号(東六郷小学校)	0	0	×	0	\circ
京浜島	京浜島二丁目 10番 2号(京浜島会館)	0	\circ	×	0	0

○:環境基準達成、×:環境基準超過、-:測定なし

(2) 自動車排出ガス大気汚染調査

区内4か所の幹線道路沿道と交差点に測定局を設置し、沿道の大気汚染状況を常時監視している。 測定項目は、窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素)、浮遊粒子状物質、気象である。

<環境基準の達成状況>(令和3年度)

	======================================	→ #A / 1 47# ==	浮遊粒子状物質			
測定局名	所在地	二酸化窒素	長期的評価	短期的評価		
大森西	森西 大森西二丁目2番1号		0	0		
東六郷	東六郷一丁目 12 番 6 号	0	0	0		
東矢口	矢口一丁目2番6号	0	0	0		
羽田	羽田五丁目5番19号	0	0	0		

○:環境基準達成、×:環境基準超過

(3) 光化学スモッグ注意報などの発令

光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、原因物質であるオキシダント濃度が区内で高くなり、その状態が継続するおそれがあるときは、状況に応じて注意報等を発令している。

注意報等の発令は、区内の一般環境大気汚染測定局のオキシダント濃度、気象状況をもとに判断 し、防災行政無線等を活用して行っている。

<光化学スモッグ緊急時発令状況>(大田区発令分)

年度	学校情報	注意報
令和元年度	4	2
令和2年度	1	0
令和3年度	2	2

2 一般環境監視

(1) 大気中(一般環境)のアスベスト濃度調査

大森地域庁舎(大森西一丁目)、雪谷特別出張所(東雪谷三丁目)、萩中公園水泳場(萩中三丁目) の3地点で、大気中(一般環境)のアスベスト濃度の調査を行っている。

大気中アスベスト濃度調査 結果

調査地心	点	大森地域庁舎 屋 上**	雪谷特別出張所 屋 上**	萩中公園水泳場 屋 上**
人工一个库	本数	検出せず	検出せず	検出せず
令和元年度	濃度	0.037本/L未満	0.037本/L未満	0.037本/L未満
令和2年度	本数	検出せず	検出せず	検出せず
71412千度	濃度	0.037本/L未満	0.037本/L未満	0.037本/L未満
今和 9年度	本数	検出せず	検出せず	検出せず
令和3年度	濃度	0.037本/L未満	0.037本/L未満	0.037本/L未満

(環境省 アスベストモニタリングマニュアル 第4.1 版による) (検出下限値 0.037 本/L) ※令和2年度までは、各庁舎とも屋上で実施した。令和3年度は、各庁舎とも地上(大森地域庁舎及び雪谷特別出張所では駐車場脇、萩中公園水泳場ではプールサイド)で実施した。

〈基準の目安〉

大気汚染防止法では、特定粉じん(アスベスト)発生施設等の敷地境界で基準が定められており、その 濃度は空気1リットルにつきアスベスト繊維は10本である。

また、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル(平成29年12月東京都環境局)」では、漏えい監視の観点からの目安は、空気1リットルにつきアスベスト繊維は1本としている。なお、このマニュアルは令和4年3月に改正され、外部の一般環境の総繊維濃度について、1リットルあたり1本を目安とすることも可能であると記載されている。

第6節 水質汚濁

1 河川・海域環境監視

(1)河川・海域調査

河川と沿岸海域での水質汚濁状況と、底質汚染状況を定期的に調査・監視し、今後の浄化対策の基礎資料として活用している。河川・海域調査地点は下図のとおり。

【河川】水質:12地点、年4回 底質:7地点、年1回

【海域】水質:6地点、年4回 底質:3地点、年1回

1 運河域 勝平橋西側 2 運河域 内川河口

3 運河域 森ヶ崎の鼻北東側 4 海 域 城南島西防波堤内側

5海 域 多摩川河口 6海 域 羽田空港沖



河川·海域調查地点図

<河川水質環境基準達成状況>

項目	BOD (生	物化学的酸	素要求量)	DO (溶存酸素量)			
地点	多摩川	呑川	内川	多摩川	呑川	内川	
環境基準	3 mg/L以下	8 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以上	2 mg/L以上	5 mg/L以上	
令和元年度	4/4	42/44	4 / 4	4/4	25/44	3/4	
令和2年度	4/4	39/44	4/4	4 / 4	29/44	1/4	
令和3年度	4 / 4	44/44	4/4	4 / 4	32/44	2 / 4	

[※]環境基準達成件数/各水域延べ調査回数(呑川の底層水も含む)

<海域水質環境基準達成状況>

※環境基準達成件数/各水域延べ調査回数(表層+底層)

項 目 COD(化学的酸素要求量) DO(溶存酸素量)				COD(化学的酸素要求量)						(量)		
地 点	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
環 境 基 準		8 mg	/L以下	7		3 mg/L 以下		2 mg/L以上			表層5mg/L以上 底層2mg/L以上	
令和元年度	7/8	8/8	8/8	8/8	8/8	2/8	5/8	7/8	7/8	7/8	8/8	7/8
令和2年度	7/8	7/8	7/8	8/8	8/8	7/8	5/8	7/8	7/8	8/8	8/8	7/8
令和3年度	8/8	7/8	8/8	8/8	7/8	4/8	5/8	7/8	7/8	8/8	8/8	8/8

2 水辺環境改善対策等

(1) 呑川の水環境実態調査

呑川の水環境実態調査を行い、今後の水質浄化対策の検討資料とする。

【現場監視】日蓮橋~御成橋において、原則として平日の毎日、色相、臭気、スカム等の発生状況、魚類や鳥類等の生息状況などについてパトロールを実施

【水質・底質調査】通常時(4地点・年12回)水質等の調査を実施

<現場監視結果>

年度	監視日数 (日)	臭気確認 (日)	スカム確認(日)
令和元年度**	163	47	70
令和2年度	243	32	37
令和3年度	245	19	28

※令和元年12月から令和2年3月までの期間は、現場監視未実施。

<水質調査結果(表層)>

項目	ВС	D (mg/L)	75%水質	〔値*		DO (mg/L)年平均値	Ĺ
地 点	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋
令和元年度	2. 9	4.6	4.6	3. 0	6. 2	3. 4	2. 9	3. 1
令和2年度	2.6	3. 1	2.7	3. 2	6. 4	4. 3	3. 6	4. 1
令和3年度	2.9	3. 4	3.0	2. 3	6. 2	4. 2	4. 0	3. 9

※ 75%水質値:年間を通して4分の3の日数はその値を越えない水質レベル

(2) 水質関係異常事故

川や海で魚が浮上したり、油が流出するなど事態が発生した場合には、関係機関と連携をとりながら、その原因の究明調査等を実施し、迅速な被害拡大防止に努めている。

令和3年度の水質異常事故件数は10件あった。

【水 域 別】 香川 5 件、丸子川 3 件、多摩川 1 件、内川 1 件、洗足池 1 件 (丸子川の 1 件と多摩川の 1 件は同一案件)

【事故の種類】魚浮上4件、濁水流入2件、油流入4件

(3)他の自治体との協働

環境保全の推進には広域的な協働が重要である。この活動を推進するため、東京湾に面した 26自治体で構成する「東京湾岸自治体環境保全会議」、多摩川水系の都内19自治体からなる「多 摩川水系水質監視連絡協議会」に参加し、合同調査やイベントの開催、情報の収集を行ってい る。

1 工場等への指導

工場や指定作業場から発生する公害を防止するために、「都民の健康と安全を確保する環境に 関する条例(以下「環境確保条例」という。)」「騒音規制法」「振動規制法」などの法令に基づき 監視・指導を実施している。

大田区のものづくり産業を支えている工場等での公害発生を未然に防止し、住宅と工場の共存するまちづくりを図るためには、工場等での法令遵守操業を徹底する必要がある。このため、公害防止についての指導に加え、認可工場に対して、認可済みステッカーを配布し、ステッカーを工場前の公衆の見やすい場所に掲出することで、法令遵守工場としての自覚を促している。

<工場等への認可・届出等の件数>(過去3年分)

内			令和3年度	令和2年度	令和元年度	
		全件	3, 634	3, 738	4, 008	
	工 場		設置	16	44	37
		認可	変更	24	11	16
	₩ ≒	全件	<u></u> 数	1, 529	1,530	1, 551
環	指 定作業場	届出	設 置	16	11	14
境	11+未物	/////////////////////////////////////	変更	4	4	5
確	地下	水揚水量の報告		46	49	46
保保	海正	管理化学物質	使用量の報告	278	287	296
	地址	. 自在化于物具	管理方法書提出	34	11	7
条	- 上′	无洗閱核 足虫	調査報告	16	17	27
例	土壌汚染関係届出 ()内は土壌汚染防止指導要綱関係届出		拡散防止計画	2	11	3
			完 了 届	9	7	4
	市 古	公害防止管理者	選任届	14	21	11
	米水仰	公告的正自建有	解 任 届	10	2	0
	石綿飛	散防止方法等計画届	36	51	77	
防止法	特定粉	じん排出等作業実施届	37	52	77	
騒			設 置 届	3	14	7
騒音規制法	特定施設		廃止届	24	39	53
制制			変 更 届	1	1	0
法	特	定建設作業届	508	459	441	
振			設 置 届	1	9	6
振動規制	特 定 施 設		廃 止 届	20	39	47
制			変更届	1	1	2
法	特	定建設作業届	374	310	321	

2 認可未取得工場への指導

認可未取得の工場を把握した場合には、環境確保条例の主旨を周知した上で認可取得を促すとともに、法令遵守操業を行い公害の発生防止に努めるよう指導している。

3 化学物質の適正な管理指導

区内には化学物質を使用している事業所が数多くあり、地震等の災害発生時に化学物質の漏洩による被害の可能性がある。このため区では、事業所自らが応急措置を施して被害の拡大を最小限に抑える態勢づくりを支援し、災害に強いまちづくりを進めている。

(1) 化学物質管理方法書の再提出指導

年度あたり 100 kg以上の適正管理化学物質を取り扱う事業所については、環境確保条例第 111 条に基づき化学物質の保管・取扱い方法及び災害時の対応等を定めた「化学物質管理方法書」の作成が規定されている。さらに従業員数が 21 人以上の事業所については区への届出が義務づけられ、事業所と区の両者が共有することにより事故等発生の際に迅速に対応できる態勢を整えている。

令和3年4月の東京都化学物質適正管理指針の改正では、水害対策方法等の追記が義務づけられ、 区へ「化学物質管理方法書」を再提出した事業所については立入り調査を行った。なお、再提出されていない事業所については、施設に応じた水害対策の助言及び指導を行っている。

<化学物質管理方法書再提出件数>(令和3年度)

	令和3年度
対象事業所数	76
化学物質管理方法書再提出数	22

(2)過去の指導経過

年度あたり 100 kg以上の適正管理化学物質を取り扱う事業所については、環境確保条例第 112 条に基づき平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で立入り調査を実施した。その際に「化学物質管理方法書」の作成を指導し、提出を求めた。なお、現在までに「化学物質管理方法書」未提出の事業所に対して引き続き作成の助言及び支援を行っている。

<実施事業所件数>(令和3年度)

対象事業所数	285
提出義務がある事業所数	88
提出済みの事業所数	76
未提出の事業所数	12
提出義務が無い事業所数	197
提出義務はないが提出している事業所数	130
VO. 10404 V. 7107177	101

また、年度あたり 100 kg未満の適正管理化学物質を取り扱う事業所については、平成 28 年度 から令和 2 年度までの 5 年間で、使用実態把握のために「化学物質等使用状況及び現況報告」を 郵送し、回答を求めた。化学物質の使用有りと回答した事業所及び回答が無かった事業所に立入り 調査を実施し、化学物質の保管・取扱い方法や災害時等に発生する漏洩等に対応できる態勢を 確立するための指導、助言を行い、自主管理体制確立を促した。

<実施事業所件数>(平成28年度から令和2年度)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
郵送数	0※	930	999	2238	2215
回答数	735	326	326	1143	1075
うち化学物質使用なし	276	175	201	678	679
うち化学物質使用有り	146	80	78	387	352
うち事業所の廃止連絡	313	31	47	78	44
宛て所なしで返送	0	40	41	104	49
立入指導	748	629	357	317	70

※ 令和2年度はこれまで郵送して回答を得られなかった事業所について立入等を実施し、化学物質使用の有無を確認した。

(3) 有害ガスを取り扱う事業所

化学物質の取扱事業所に対し、有害ガスの採取分析を行い、規制基準を超過した場合には改善 指導を行っている。

<実施事業所件数>(過去3年分)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
有害ガス濃度等の測定箇所数 (規制基準超過)	10(2)	13(0)	13(0)

4 苦情処理

工場等の事業所の操業に伴う騒音、振動等の公害問題、及び日常生活における諸問題等についての問合せ、相談を受付けている。

また、8日間の範囲内で区民等に騒音計、振動計の貸し出しを行っている。

<苦情受付件数>(過去3年分)

年度 発生源			令和3年度	令和2年度	令和元年度
املا	工	場	43	35	16
対象	指定作	業場	4	4	2
別	建設(作業	135	108	49
נינק	その	他	144	143	61
合		計	326	290	128

<現象別苦情受付件数>(令和3年度)

発生	種目	大気 汚染 (アスベ スト)	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その 他	合計
工	場	1 (0)	0	0	23	3	0	12	4	43
指:	定作業場	1 (0)	0	0	3	0	0	0	0	4
建	設 作 業	27 (26)	0	0	65	34	0	3	6	135
そ	の他	7 (0)	2	0	67	6	0	31	31	144
合	計	36	2	0	158	43	0	46	41	326

[※]この他に、苦情までに至らない公害関係相談として、169件を受付した。

<騒音計・振動計貸し出し件数>(過去3年分)

年度 計器種別		令和3年度	令和2年度	平成 31 年度
騒音計	件数(件)	86	100	83
振動計	件数(件)	33	22	36

[※]貸し出し計器は、騒音計3台、振動計2台。

5 土壤汚染窓口相談

工場跡地から有害物質が拡散するなど、土壌汚染が社会的問題となった。このため、土壌汚染の状況を把握し、人への健康影響を防止することを目的として、土壌汚染対策法、環境確保条例及び大田区土壌汚染防止指導事務処理要綱が定められている。環境対策課では、環境確保条例第116条及び要綱に基づき、工場等を廃止する手続きの際に有害物質等の取扱いを確認し、適正な対策を取るよう指導、助言している。

また、環境確保条例に基づく届出情報について、区政情報コーナー及び区ホームページ上で、 自由に閲覧できるようにしている。

6 環境保全協定について

既成市街地における公害防止等のため集団移転先となった埋立地の地域環境保全を目的に、進出している企業等と大田区との間で環境保全協定を結んでいる。

<協定締結数>119件(令和4年3月31日現在)

協定に参加している企業組合等の団体・事業所数 31 団体 130 事業所

[※]貸し出し期間は、最長8日間。

[※]年末年始、ゴールデンウィーク及び計器検定期間は貸し出しを行っていない。

1 放射線に関する取組み

4 年度予算 159千円

東日本大震災に伴う原発事故に関連して、区民の放射線をめぐる不安の声に応えるため、平成 23年6月1日以降、区内の定点で空間放射線量の測定を行っている。

(1) 東京工業大学との連携

平成23年6月3日に国立大学法人東京工業大学との間で、放射線量率の測定等に関する協力 協定を締結し、放射線問題に対し連携して対応している。

(2) 放射線量の測定

平成23年6月15日から週1回、区内3か所(東糀谷防災公園、大森地域庁舎、本蒲田公園) にて、平成25年7月から月1回、区内1か所(本蒲田公園)において大気中の空間放射線量の 測定を実施している。

測定当初から令和4年3月現在までの測定値は、国際放射線防護委員会が勧告した指標値「平常時は年間1ミリシーベルト(1,000マイクロシーベルト)」より低い値(※)である。

※ 自然放射線量の国内平均である0.05マイクロシーベルトを差し引き、屋外に8時間、木造 家屋に16時間(木造家屋の低減係数0.4)いたとして試算した値で、毎時0.25マイクロシー ベルトとしている。

算出式:(測定結果-自然放射線量)×(8/24+16/24×0.4)×24時間×365日

2 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物に関する取組み

4年度予算 36,705千円

ポリ塩化ビフェニル (PCB) は、変圧器、コンデンサなどの電気機器の絶縁油等として使われてきた。しかし、PCBの毒性が判明し、また世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が地球規模で問題となり、昭和49年からPCBの製造、輸入等が禁止されている。

PCBを含む電気機器等が廃棄物となった場合は、その事業者が自らの責務において保管及び処理を行うこととなっている。また、PCBを含む電気機器等を使用している場合も、処分期間内に使用を中止し、処分することとされている。

区が所有する施設から排出されたPCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物保管場所(京浜島中継所:大田区京浜島3-5-7)で保管している。

PCB廃棄物は法令により、その種類に応じて処分先及び処分期限が定められている。

PCB保管事業者は、法令により令和9年3月31日までにすべてのPCB廃棄物を処理することとされている。

<PCB廃棄物の処分期限>(東京都内の保管事業者)

PCB廃棄物の種類		処 分 先	処分期限
高濃度 変圧器、コンデンサ等		JESCO東京PCB処理事業所	令和4年3月まで
PCB 安定器等・その他汚染物		JESCO北海道PCB処理事業所	令和5年3月まで
低濃度PCB(その他汚染物含む)		無害化処理認定施設(民間事業者)	令和9年3月まで

※低濃度PCB廃棄物: PCB濃度が0.5mg/kg超~5,000mg/kg以下のPCB廃棄物

※高濃度PCB廃棄物:PCB濃度が5,000mg/kg超のPCB廃棄物

※JESCO:中間貯蔵・環境安全事業株式会社(全額政府出資の処理事業者)

<PCB廃棄物の保管状況>(令和4年3月31日現在)

品名	数量	品 名	数量
高圧トランス (微量)	2台	高圧コンデンサ	2台
照明用コンデンサ	4個	蛍光灯用安定器	66個
水銀灯用安定器	12個	_	_

<令和3年度 PCB廃棄物の処理実績>

品 名	数 量
高圧トランス (微量)	7台
高圧コンデンサ	1台
汚染物(ウエス、分析残試料等)	1箱

第3章 清掃事業課、各清掃事務所

第1節 清掃事業計画の概要

1 大田区一般廃棄物処理基本計画(平成28年度~令和7年度)平成28年3月策定・令和3年3月改定(中間見直し)

1 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項で、市区町村に一般廃棄物処理計画を 定めることが義務づけられており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に 該当する法定計画です。現行計画は平成28年3月に策定しました。

2 令和3年3月改定(中間見直し)の背景

地球規模の環境の危機など、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、 これに対応するため、国内外で新たな目標や計画が設定されています。また、令和2年度 以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、その影響は世界各国の様々な分野に波 及しており、一般廃棄物の処理においても例外ではありません。

このような世界的な社会情勢の変化、それに伴う国・都の法令や計画の変更に対応することはもとより、「新おおた重点プログラム」に掲げる目標・施策につながる計画であることを踏まえて、現行計画の計画期間の5年目を迎える令和3年3月、令和3年度以降に向けて中間見直しを行いました。

3 中間見直し時の他計画との関連

国の「第五次環境基本計画」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法を中心とした各種法規制、東京都における「東京都資源循環・廃棄物処理計画」などとの整合を図って中間見直しを行いました。区の計画との関連では、「新おおた重点プログラム」に掲げられた施策を具体化する計画であること、「大田区環境基本計画」、「大田区災害廃棄物処理計画」との整合に留意しました。

本計画の計画期間(平成28年度~令和7年度)



4 基本理念と方針 ※中間見直し後も現行計画当初の理念・方針を継続

国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、世界的な資源制約に対応するため「循環の質」に着目すること、東日本大震災を踏まえて「環境保全と安全・安心」を確保することを掲げています。

「未来プラン」では、10年後のめざす姿を「区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つくらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています」としており、3Rの推進に向けた更なる取り組みが求められています。

前計画では、「区民、事業者、行政が連携し、3つのRで目指すーごみをつくらないまち・おおたー」を基本理念としていました。本計画では、現状の課題を解決するため、「3つのR」に「適正処理」の概念を加えて、「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」を基本理念とします。

区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現

【基本方針1】 3Rの推進

国の「循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルに先立って「発生抑制(Reduce、リデュース)」「再使用(Reuse、リユース)」(以下、「2R」といいます。)を可能な限り推進することとしています。2Rを推進する主体は区民・事業者等です。区民一人ひとり、事業者一社一社の取り組みを促進するため、区は2Rの推進や普及啓発に取り組みます。2Rを推進した上で発生した不用物については、「再生利用(Recycle、リサイクル)」が必要です。費用対効果や環境負荷の低減効果を考慮し、可能な限り質の高いリサイクルに取り組みます。

【基本方針2】 適正処理の推進

3 Rを推進した上で、なお、ごみになってしまったものについては、環境に負荷を与えないように適正に処理をしなければなりません。区は、区民が安心して快適に暮らせるよう、ごみの収集・運搬体制を整備します。平常時のみならず災害時においても、公衆衛生と環境保全を確保するよう取り組みます。

【基本方針3】 協働の推進

循環型社会を実現するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い、行動することが重要になります。区は、区民や事業者に対してさまざまな情報を提供するだけではなく、三者間の情報交流を図り、区民や事業者の意見を清掃・リサイクル事業に反映します。

5 計画指標 ※中間見直し後も計画当初の計画指標を継続

計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、区が関与するごみ(区収集ごみ)と資源の総量を、区民1人1日あたりの量に換算したものです。この指標は、2Rや事業者によるリサイクルの結果を受けて減少します。特に、ごみの減量を推進するにあたって、区民1人1日あたりの区収集ごみ量を減らしていくことが重要です。

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、次の式で算定します。

区民1人1日あたりのごみと資源の総量=

(W+R1+R2+R3) ÷人口(各年度10月1日) ÷年間日数

W: 区収集ごみ量

R 1: 行政回収資源量

R 2:集団回収資源量

R3:小型家電リサイクル事業等による回収資源量(拠点回収・ピックアップ回収)

計画指標2 区民1人1日あたりの区収集ごみ量

「区民1人1日あたりの区収集ごみ量」は、家庭と集積所を利用する小規模な事業所から排出される区収集ごみ量の合計を、区民1人1日あたりの量に換算したものです。この指標は、2Rや事業者によるリサイクルに加えて、行政回収や集団回収の結果を受けて減少します。

「区民1人1日あたりの区収集ごみ量」は、次の式で算定します。

区民1人1日あたりの区収集ごみ量=

区収集ごみ量÷人口(各年度10月1日)÷年間日数

6 目標値に対する達成度合

計画指標1では、平成30年度の実績値は629g/人日であり、同年度の目標値660g/人日に留まらず、令和7年度の最終目標値640g/人日も達成しています。

計画指標2では、平成30年度の目標値512g/人日に対して、実績値は490g/人日で目標値を達成しており、令和7年度の最終目標値471g/人日まで、19g/人日に迫っています。

現行計画の目標値と実績値

単位 (g/人日)

指標名		平成30年度	令和7年度
計画指標1	目標値	660	640
区民1人1日あたりの ごみと資源の総量	実績値	629	
計画指標2	目標値	512	471
区民1人1日あたりの 区収集ごみ量	実績値	490	

7 中間見直し後の数値目標

区民1人1日あたりの区収集ごみ量については、ここまで概ね順調に減量してきていましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、減量のスピードが鈍化することも想定されるため、現行計画の令和7年度の数値目標471g/人日を継続し、着実に目標の達成を目指します。

資源回収量については、紙媒体の新聞や雑誌の購読数が減少し、飲料容器については、容器の軽量化が進むなど、資源の発生量が減少していくと考えられる一方、可燃ごみから資源への適正排出による増要因も考えられます。

以上を踏まえて、各指標における数値目標を改めて設定しました。

計画指標 1 →計画当初の数値目標を修正し、さらなる減量を目指します。

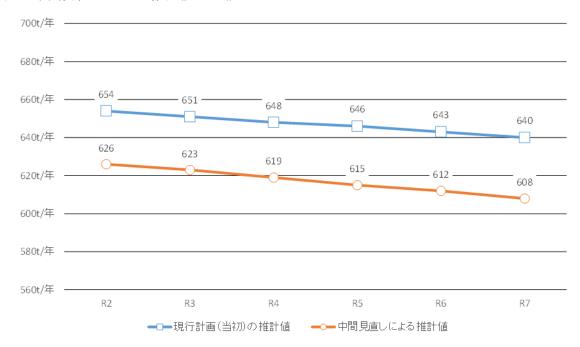
計画指標2 →引き続き、計画当初の数値目標の達成を目指します。

区民1人1日あたりの量・実績値と推計値

単位 (g/人日)

		区民1人1日	あたりの量	七抽4		
		ごみ量	当 一 一 首 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		指標2	
	H26	524	136			
	H27	516	140			
実績値	H28	506	134			
关視但	H29	497	140			
	H30	490	139			
	R1	493	137			
	R2	489	137	626	489	
	R3	486	137	623	486	
推計値	R4	482	137	619	482	
1年611년	R5	478	137	615	478	
	R6	475	137	612	475	
	R7	471	137	608	471	

現行計画と中間見直しによる推計値の比較



令和7年度の区民1人1日あたりの区収集ごみ量の目標値は、引き続き471gとします。これは平成26年度の524gと比べて53gの減量となります。そのため、区のごみ減量のキャッチフレーズも、中間見直し後も引き続き次のように掲げます。

「できることから53(ごみ)g減量!」

大田区では、10 年後の区民 1 人 1 日あたりの ごみ量を 53 (ごみ) g 減らします。

8 重点施策

重点施策1 食品ロス削減

持続可能な開発目標(SDGs)でも掲げられている食品ロス削減に向け、区では、食品ロス削減に取り組む民間事業者と連携した普及啓発、小・中学生を対象とした出前授業、未利用食品を福祉団体等に寄付するフードドライブ等の総合的な取り組みを食品ロス削減プロジェクトとして推進しています。

重点施策2 プラスチックごみ削減

今後さらなる廃プラスチックの回収を推進していく場合、国や東京都の動向をふまえる とともに、発生する環境負荷(温室効果ガス排出量)の評価、及びコスト分析に基づく費 用対効果を十分検証する必要があります。また、区民の利便性などを考慮して、対象品目 や回収方法について検討します。

2 大田区災害廃棄物処理計画 令和2年3月策定

1 計画の目的と位置づけ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼしました。また、近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨等により膨大な災害廃棄物が発生しています。

このような状況を受け、首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生する廃棄物について、処理体制を確保して適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資することを目的として、令和2年3月、大田区災害廃棄物処理計画を策定しました。

当計画は、「災害廃棄物対策指針」(環境省)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、災害対策基本法の一部改正、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(環境省)を踏まえ、「大田区地域防災計画」と整合を図り、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるにあたって必要となる体制、処理の方法などの基本的事項を定めたものです。

2 対象とする災害

当計画では、自然災害のうち、主に地震災害及び風水害、土砂災害、火山災害、その他 自然災害を対象としています。

「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成 24 年、東京都防災会議)における被害想定に基づき、区内の災害廃棄物の発生量を試算すると、東京湾北部地震の場合で最大約 440 万トンにも上ると推測されています。当計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものです。

3 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される 廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物(片付けごみを含む)の処理が必要となります。

表: 当計画で対象とする廃棄物

	こ発生する 勿の種類	概要	本計画 の対象
	し尿生活ごみ	被災施設の仮設トイレからのし尿	0
ńД		通常家庭のし尿	
一 般 廃棄物		被災した住民の排出する生活ごみ	0
茂米 初	生伯しみ	通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	0

		道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	0
	災害廃棄物	損壊家屋等から排出される家財道具 (片付けごみ)	0
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	0
		その他、災害に起因する廃棄物	0
	事業系	被災した事業場からの廃棄物	0
	一般廃棄物	事業活動に伴う廃棄物 (産業廃棄物を除く。)	
産業廃棄物		廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

4 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、 公衆衛生と環境保全を確保するため、災害廃棄物処理の基本方針を定め、これを踏まえて の具体的な取組を進めていきます。災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、その 災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに具体的な処理方針を定めることとなります。

表:災害廃棄物処理の基本方針

1	計画的な対応・処理	災害廃棄物の組成及び量、既存の処理施設、最終処分場の
		処理・処分能力を的確に把握し、計画的に処理を推進する。
2	リサイクルの推進	徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、
		埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材と
		して有効活用する。
3	迅速な対応・処理	区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する
		状況に対応しながら、迅速な処理を行う。区は、処理期間
		を定め、広域での処理が必要な場合は、都と協力して周辺
		や広域での処理を進める。
4	環境に配慮した処理	災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
5	衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害
		廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先
		度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
6	安全作業の確保	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業にお
		いて周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
7	経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が
		見込める処理方法を選択する。
8	関係機関や区民、事業	早期の復旧・復興を図るため、国、都、他区市町村、清掃
	者、ボランティアとの	一組、清掃協議会、関連業界団体等と協力・連携して処理
	協力・連携	を推進する。
		また、区民や事業者、ボランティアにさまざまな情報を提
		供し、理解と協力を得て処理を推進する。

3 令和4年度一般廃棄物の処理に関する計画

大田区告示第 326 号

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成11年大田区条例第36号。以下「条例」という。)第31条第1項及び大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する規則 (平成12年大田区規則第68号。以下「規則」という。)第14条の規定に基づき、令和4年度の一般廃棄物の処理に関する計画を次のとおり告示する。

令和4年4月1日

大田区長 松 原 忠 義

令和4年度大田区一般廃棄物処理実施計画

- 1 施行区域 大田区の区域
- 2 一般廃棄物の年間処理量の見込み
 - (1) ごみ(226,791トン(日量621トン))

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	計
家庭廃棄物	108, 373トン	5, 462トン	7,775トン	121,610トン
事業系 一般廃棄物	101, 899\\/	3, 282トン		105, 181\
計	210, 272トン	8,744トン	7, 775トン	226, 791トン

(2) 資源物(集積所で回収するもの) (25,531 トン(日量70 トン))

	古紙	びん・かん	ペット ボトル	食品 トレイ	発泡 スチロール	計
計	14, 434トン	7, 519トン	3, 358\>	110トン	110トン	25, 531トン

(3) 資源物 (拠点で回収するもの) (131,797キログラム (日量 361キログラム))

	廃食用油	小型家電	古着	計
計	9, 381キロク ラム	2, 416キロク ラム	120, 000キログ ラム	131, 797キロク゛ラム

(4) し尿、浄化槽汚泥等(2,609 キロリットル (日量 7 キロリットル))

	し尿(事業活動に伴って 生じたし尿並びに浄化槽 汚泥及びし尿混じりのビ ルピット汚泥を除く)	事業活動に伴って生じた し尿及びし尿混じりのビ ルピット汚泥(専ら居住 用の建築物から排出され るし尿混じりのビルピッ ト汚泥を除く)	浄化槽汚泥、ディスポー ザ汚泥及び専ら居住用の 建築物から排出されるし 尿まじりのビルピット汚 泥	計
計	25キロリットル	2, 016キロリットル	568キロリットル	2, 609キロリットル

(5) 動物死体

1,002頭

(日量 3 頭)

- 3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
 - (1) 分別収集(ごみ・資源)事業の安定的・継続的な事業の推進
 - (2) 事業系廃棄物の自己処理責任の徹底及び適正排出の徹底
 - (3) 環境学習におけるごみ減量の普及啓発
 - (4) 自主的なリサイクル活動への支援
 - (5) 安定的・継続的な集団回収事業の推進
 - (6) 生産者、流通業者の自己処理責任に基づく資源回収の促進
 - (7) 一般廃棄物処理業者に対する適正処理徹底の指導
 - (8) 食品循環資源の再生利用の促進
 - (9) 小型家電リサイクル及び粗大ごみの再資源化の推進
 - (10) 不燃ごみに含まれる水銀含有廃物の適正処理及び再資源化の推進
 - (11) 古着回収によるごみ減量及び再使用の推進
- 4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の 適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等 別紙一覧のとおり
- 5 資源物を収集・運搬する者として区長が指定する者 大田区リサイクル事業協同組合、東京都環境衛生事業協同組合大田区支部

(1) ごみ・資源物

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ	108, 373トン (日量 297トン)	大田第 33 条の 2 第 1 第 1 第 1 第 2 第 1 第 1 第 2 第 1 年 3 3 条の 2 3 元 住 長 路 5 元 6 元 6 元 6 元 6 元 6 元 6 元 6 元 7 元 7 元 7	自動車による。	東清掃合門に 京掃合中にしたが間おたが間おたたが間がでいる。 東京理理で、 東京理学場では、 関係の 東京理場で、 関係の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、別表に定めるそれぞれの収集曜日の午前8時までに、規則第16条第1項の規定に定める基準に適合した容器に収納して集積所へ持ち出すこと。なお、容器の持ち出し及び引取りが困難である場合、規則第16条第2項に定める基準に適合した袋による持ち出しを認める。 2 不燃ごみのうち、スプレー缶及びカセットボンベについては、使い切ってから中身の見える別袋に入れて、資源の日に排出すること。 3 資源物は、次のとおり排出すること。 (1) 古紙(新聞、雑誌・雑がみ、紙パック及び段ボール)を排出するときは、それぞれの品目ごとにひも等で東
	不燃ごみ	5, 462 トン (日量 15トン)	大田区が集積所で、原則とする。 で、原則とする。 ただびかいての ただびがでいて がいてがないででである。 を対してがでいる。		設別生なとし物施適うそは三事理理て後設最埋る民に利もし、は設正。の、区務す施処、置終如処の後がはて銀間お理のの京掃合中にし京理分分理で、可原売含処いを も二一が間おた都す場す地分再能則却有理で行 の十部管処い がるに	ねて排出すること。古紙のうち紙パックについては、洗浄しパックを開き、乾かした上でひも等で東ねて排出すること。なお、ビニールコート紙などは排出してはならない。 (2) びん・かんを排出するときは、ふた等を除去し、洗浄した上で中身の見える袋または専用容器(コンテナ)に入れて、それぞれ排出すること。なお、飲料用、食品用以外のびん・かんは排出してはならない。 (3) ペットボトルを排出するときは、キャップとラベルを除去し、洗浄及袋に入れて排出すること。 (4) 食品トレイを排出するときは、洗浄した上で中身の見える袋に入れて排出するととった上で、中身の見える袋に入れて排出するときは、洗浄した上で中身の見える袋に入れて排出するとと・中身の見える袋に入れて排出すること。
	古紙びん・かんペットボトル食品トレイ 本紙であるで、いたの方で、いたので、いたので、いたので、いたので、いたので、いたので、いたので、いたの	14, 434トン (日量 40トン) 7, 519トン (日量 21トン) 3, 358トン (日量 9トン)	大田区が集積所で、原則として週 1回、回収する。		本 古利資売びペルイロ間に処原す ・紙用源却んッ、、一処お理り ・でしるか、品泡は施てたし ・のが、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	

スチ ロー/J をい	ス	110トン (日量 0.3トン)				
5.)	チロール					
資源物 (再和 用を目 的とし	食用	9,381キロク゛ラム (日量 26キロク゛ラム)	各特別出張所で 回収する。		売却する。	各特別出張所等に設置する回収ボックスに水曜日の11時から15時までの間に立てて入れること。ペットボトル入れ、キャップをしっかり閉めること。
て分別 して技 点にて 回収す るもの	小型家電	2,416キロケ ラム (日量 7キロケ ラム)	大田区が設置し た回収ボックスか ら回収する。		売却する。	区が指定する 10 品目を区内 42 か所に設置する回収ボックスに入れること。また、区が関与するイベントに置いて当該品目を持ち込むこと。
で、原金油、水質を含まれて、原金油、水質を含まれて、原金は、水質を含まれて、またのでは、水質を含まれて、	古清着	120,000キログ・ラム (日量 329キログ・ラム)	大田区が設置し た会場にて回収す る。		売却する。	透明又は半透明の袋に入れて、区が指定した日及び場所に持ち込むこと。
さねメ超で庭さ家用(効促る成第2に指化特機化1097条規定器く車が30一え、かれ具電資な進法348第2に指化特機化1097条規定器く車が30円を表現では10円である。	辺おセトる一らる、化原利に律年 号。定再品家再(法)4す庭を、ち具のおンルご般排畳家製の用関(法)2 す資及庭商平律第項る用:自ゅ類長むチをみ家出、庭品有のす平律策項る源ひ用品成第2に特機除転う等	(日重 21 シ)	区民大。民区所区と ちょうと とり	百込はに 区らむ自る。 日本の 日	ご(所大お家源のへそは三事理理て後設最埋る大み京及中い電化は売の、区務す施処、置終立の田中浜び継て等可民却他東清組る設理東管処処区継島糀所、、能間すの京掃合中に理京理分処組施中谷)小再な業るも二一が間おし都す場分大設継粗に型資も者。の十部管処いたがるにす	大田区粗大ごみ受付センター(電話 5465-5300)に申告し、条例第 34 条の規定により、有料粗大ごみ処理券を貼付して、申告した排出日に自宅前に排出すること。自ら持ち込む場合も大田区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第 34 条の規定による有料粗大ごみ処理券を貼付して、区長が指定する場所、指定する日に持ち込むこと。なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)は除去すること。

	粗大ごみ(転居廃棄物)	のド (日 0ド) (日 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	よる。	東清合中にしてがるにしている。というでは、一本では、一本では、一本では、一本では、一本では、一本では、一本では、一本	1 転居者は、転居廃棄物の運搬について、 やむを得ない事情のあるときは、引越荷物 運送業者に委任状をもって依頼する。その 際、転居廃棄物を適切に引き渡すこと。 2 引越荷物運送業者は、転居者の委任を受 けた転居廃棄物を運搬する保管倉庫を区内 に設置する場合は、事前に区に登録するこ と。 3 区長が一般廃棄物処理業の許可をした者 は、転居廃棄物を東京二十三区清掃一部事 務組合の中間処理施設に搬入するときは事 前に搬入日を予約すること。
	特定家庭用 機器廃棄物	特定家庭用機器再商品化法第9条の 引取義務のある場合は、区民の依頼 業者が収集する。引取義務のない場 の申告により、区長が一般廃棄物処 をした者が収集する。	頁により小売 場合は、区民	小売業者等は、製造業者等が設置する 指定引取場所において引き渡す。	 小売業者等に依頼して、適切に引き渡すこと。 収集及び運搬料金と再商品化料金を支払うこと。
	パーソナルコンピュ事業をはいいます。()	年法律第137号。)第9条の9第1	棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 律第 137 号。)第 9 条の 9 第 1 項に定める 大臣の認定を受けた者が収集運搬を行う。		製造業者等に申し込み、指示に従うこと。
	パーソナル コンピュー タ	使用済小型電子機器等の再資源 24 年法律第 57 号)第 10 条第 3 ¹ 下「認定事業者」という。)が収集	頁に定める認定	を受けた者(以	認定事業者に申し込み、指示に従うこと。
事業系一般解棄物	可燃ごみ	101,899トン (日量 279トン) (区が行う 家庭廃棄物 の収集に併せて集積所で、原則として週2 回、収集する44,051トンを含む) 事業者が自らのの 情報を で、原則として 週2 に併せて集積所で、原則として 週2 に併せて集する 44,051トンを含む)	者の行及が乗業をにて を を を を を を を を を を を を を を を を を を	事業者が自 らの責任で処 分するものの	大田区が実施する収集に排出する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、条例第35条第1項及び第2項の規定により、有料ごみ処理券を貼付して集積所へ排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。なお、分別方法、排出方法は家庭廃棄物の協力義務等の例による。また、排出に当たって事業者は、条例第40条又は第49条に定める保管場所から集積所まで持ち出すなど大田区の指示によること。
	不燃ごみ	3,282トツ 事業者が自らの 責任で行うものの ほかは、処理業の にが行う 家庭廃棄物 の収集に併せて集積所 で、原則として月2 回、収集する1,400トツを含む) 事業者が自らのの 責任で行う医療棄物のと者に表りがたる。 記する。 これによりがたして月2 可、収集する 東に併せて集積所で、原則として月2	車による。	వ _ం	もの及び区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託して行うものを区長の指定する処理施設等(東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設及び東京都が設置管理する最終処分場)を利用して処分する場合は、東京二十三区清掃一部事務組合が規定する「東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱」及び東京都が規定する「埋立処分場における一般廃棄物等の受入要綱」を遵守しなければならない。
	資源物	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。これによりがたい場合は、区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として週1回、回収する。	:		

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理 施設の機能に支障が生じない範囲 において、家庭廃棄物及び事業系 一般廃棄物と併せて大田区が集積 所で収集する。	自動車 による。	東京掃合中に 下清組の中にしたが でを を設理したが ででのでする。 東京神のでである。 東京神のでは、 ででのでする。 でのできる。 でのでのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのでできる。 でのででのででのでのででででできる。 でのででのでででででででででででででででででででででででででででででででで	大田区が実施する収集に排出する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、条例第 35 条第1項及び第2項の規定により、有料ごみ処理券を貼付して集積所へ排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。なお、分別方法、排出方法は家庭廃棄物の協力義務等の例による。また、排出に当たって事業者は、条例第40条又は第49条に定める保管場所から集積所まで持ち出すなど大田区の指示によること。
事業系一般廃棄物	食品循環資源	連が責うほ区般処許た委る。食事自任もか長廃理可も託品業らでのはが棄業をの託関者の行の、一物のしにす	食者に受いている。 というのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する登録再生利用事業者としての登録を受けたものが処分する。

備考

- 1 大田区が収集を行う廃棄物の全ての区分において、条例第36条に規定する次の排出禁止物、特定家庭用機器等を排出してはならない。
 - (1) ガスボンベ等 (プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等)
 - (2) 石油類(ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル等)
 - (3) 毒物及び劇物等(塩酸、硫酸、硝酸、クロム等)
 - (4) 花火、マッチ、バッテリー等
 - (5) 自動車、オートバイ、タイヤ、ピアノ、消火器、大型金庫
 - (6) 特別管理一般廃棄物 (PCB部品、感染性廃棄物等)
 - (7) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器
 - (8) パーソナルコンピュータ(その表示装置であって、ブラウン管式又は液晶式のものを含む。)
- 2 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 法律第 137 号)第 2 条第 4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 2 条に掲げる 産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを 除く)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く)、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くずで、 従業員の数が 20 人以下の事業者から排出されるものかつ一事業者において一排出日当たりの排出量の合計が 50 キログ ラム未満のものをいう。
- 3 一般廃棄物収集運搬業の許可に関しては、「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針」に定める。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に 伴って生じたし 尿並びに浄化槽 汚泥及びし尿混 じりのビルピッ ト汚泥を除く)	25キロリットル (日量 0.1キロリットル)	大田区が杉並区に 収集作業を委託する こととし、原則とし て月2回、収集す る。	吸い上げ自動車 による。	東京二十三区清掃 一部事務組合が管理 する品川清掃作業所 において、下水道放 流により処分する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第 11 条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他異物を
事業活動に保尿の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	2, 016キロリットル (日量 6キロリットル)	事業者等からの依頼に基づき、一般廃棄物処理業の許可を受けた者が収集する。	吸い上げ自動車による。	一般廃棄物処分業 (汚泥)の許可を受けた者が処分する。	投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流 入しないようにすること。
浄化槽汚泥、 ディスポーザ汚 泥及び専ら居住 用の建築物から 排出されるし尿 まじりのビル ピット汚泥	568キロリットル (日量 2キロリットル)			東京二十三区清掃 一部事務組合が管理 する品川清掃作業所 において、下水道放 流により処分する。	

(3) 動物死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	1,002頭 (日量 3頭)	占有者又は管理者が 自らの責任で行うも ののほかは、申告に より大田区が収集す る。	占有者又は管理 者が自らの責任 で行うもののほ かは、自動車に よる。	占有者又は管理者が 自らの責任で行うも ののほかは、火葬に より処分する。	1 大田区に収集を依頼する場合 は、規則第 19 条に定める動物 死体届出書により、所管の清掃 事務所長へ申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を 生じないよう大田区の指示によ ること。

別表(収集曜日一覧表)

	回収・収集地区	資 源	可燃	不 燃
	1丁目・2丁目・4丁目	土	月・木	第2・4金
	3丁目・5丁目(1~22番・25番・26番)			
	6丁目・7丁目(1~23番・25番・26番・29番)	水	月・木	第1・3火
池上	8丁目(1~19番)			
	5 丁目 (23番・24番・27番・28番)	金	水・土	第2・4木
	7丁目(24番・27番・28番・30番・31番)	金	水・土	第1・3木
	8丁目(20番~27番)			
石川町	全域〔1丁目・2丁目〕	木	火・金	第2・4水
鵜の木	1丁目	木	火・金	第1・3土
	2丁目・3丁目	<u>木</u> 木	火・金	第2・4土
大森北	1 丁目・4 丁目・5 丁目 2 丁目・3 丁目・6 丁目	木	火・金 火・金	第2・4水
 大森中	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	<u></u> 金	水・土	第1・3水 第2・4木
八林中	1丁目・2丁目	立 火	水・土水・土	第2・4月
	3丁目・4丁目・5丁目・6丁目	人	· // / / /	
大森西	7丁目(1~6番・7番〈6~19号〉)	火	水・土	第1・3月
	7丁目(7番<1~5号・20~28号>・8番・9番)	木	火・金	第1・3水
1	1丁目・2丁目	金	水・土	第2・4木
大森東	3丁目・4丁目・5丁目	<u></u> 金	水・土	第1・3木
	1丁目(1~8番)	木	火・金	第1・3水
	1丁目(9~11番)			
大森本町	2丁目(1~24番・25番<1~9号・20~30号>	火	水・土	第2・4月
	26番・27番〈1~4号〉・31~33番)			
	2丁目(25番<10~19号>・27番<5~7号>・28~30番)	金	水・土	第2・4木
	1丁目(5~11番・12番〈8~16号〉・17番〈7~17号〉			
	18番〈7~14号〉)	金	水・土	第1・3木
大森南	2丁目・3丁目・4丁目・5丁目			
	1丁目(1~4番・12番<1号・2号・18号・20~26号>	r	п .	## a 0 A
	13~16番・17番<1~6号・18~27号> 18番<1~6号・16~26号>・19~24番)	土	月・木	第1・3金
		4-	ula - A	笠1.9→
蒲田	1 丁目・2 丁目・3 丁目 4 丁目・5 丁目	<u>木</u> 木	火・金 火・金	第1・3水 第2・4水
上 蒲田本町	全域〔1丁目・2丁目〕	木	火・金	第2・4水
佃口木口	1丁目・4丁目	土	月・木	第2・4金
上池台	2丁目・3丁目	水	月・木	第1・3火
	5丁目	水	月・木	第2・4火
北糀谷	全域〔1丁目・2丁目〕	土	月・木	第1・3金
北千束	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	土	月・木	第1・3金
北馬込	全域〔1丁目・2丁目〕	月	火・金	第1・3土
北嶺町	全域〔丁目区分なし〕	金	水・土	第1・3木
	1丁目	金	水・土	第2・4木
久が原	2丁目	火	水・土	第1・3月
	3丁目・4丁目・5丁目・6丁目	火	水・土	第2・4月
	1丁目	月	火・金	第1・3土
山 王	2丁目	月	火・金	第2・4土
マ サ フ	3丁目・4丁目 - 2丁目・2丁目・4丁目)	月	火・金	第2・4水
下丸子	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目〕	火	水・土	第1・3月
新蒲田 多摩川	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕 全域〔1丁目・2丁目〕	<u>金</u> 火	<u>水・土</u> 水・土	<u>第1・3木</u> 第2.4月
夕净川	生場 (1) 日・2) 日	火火	水・土水・土	第2・4月
千 鳥	1 丁目(1~19番) 1 丁目(20~26番)・2 丁目(1~26番・28~35番・37番)	木	火・金	第2・4月
l <u>wa</u>	2丁目(27番・36番・38~41番)・3丁目	火	水・土	第1・3月
	7 1 日 (71.年 190年 190 41年) 1 0 1 日	八	小,工	和工、3月

別表(収集曜日一覧表)

	回収・収集地区	資 源	可燃	不 燃
	1丁目	月	火・金	第2・4土
中央	2丁目	水	火・金	第2・4月
	3丁目・7丁目・8丁目	水	月・木	第2・4火
	4丁目・5丁目・6丁目	土	月・木	第2・4金
田園調布	1丁目	木	火・金	第2・4水
	2丁目・3丁目・4丁目・5丁目	木	火・金	第1・3水
田園調布本町	全域〔丁目区分なし〕	月	火・金	第1・3土
田園調布南	全域〔丁目区分なし〕	月	火・金	第1・3土
仲池上	全域〔1丁目・2丁目〕	火	水・土	第1・3月
中馬込	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	土	月・木	第1・3金
仲六郷	1丁目	木	火・金	第2・4水
11.7.1761	2丁目・3丁目・4丁目	月	火・金	第2・4土
西蒲田	1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目	金	水・土	第2・4木
	8丁目	金	水・土	第1・3木
西糀谷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目〕	水	月・木	第2・4火
西馬込	全域〔1丁目・2丁目〕	土	月・木	第1・3金
西嶺町	全域〔丁目区分なし〕	月	火・金	第1・3土
西六郷	1丁目	木	火・金	第2・4水
,	2丁目・3丁目・4丁目	月	火・金	第2・4土
萩中	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	水	月・木	第1・3火
羽田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目〕	土	月・木	第2・4金
羽田旭町	全域〔丁目区分なし〕	土	月・木	第1・3金
東蒲田	全域〔1丁目・2丁目〕	木	火・金	第1・3水
東糀谷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目〕	土	月・木	第1・3金
東馬込	全域〔1丁目・2丁目〕	月	火・金	第1・3土
東嶺町	全域〔丁目区分なし〕	金	水・土	第2・4木
	1丁目(1~4番・8番・9番〈1~7号・19~21号〉 10番〈8~13号〉)	水	月・木	第1・3火
東矢口	1 丁目(5~7番・9番〈8~18号〉・10番〈1~7号〉 11~18番) 2 丁目・3 丁目	金	水・土	第1・3木
東雪谷	1丁目・4丁目	水	月・木	第1・3火
来 当 位	2丁目・3丁目・5丁目	水	月・木	第2・4火
東六郷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	月	火・金	第1・3土
平和島	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目〕	金	水・土	第2・4木
本羽田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	土	月・木	第2・4金
南蒲田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	水	月・木	第1・3火
南久が原	全域〔1丁目・2丁目〕	火	水・土	第2・4木
南千束	1丁目・2丁目	土	月・木	第2・4金
HI I A	3丁目	土	月・木	第1・3金
	1丁目・2丁目・3丁目	月	火・金	第2・4土
南馬込	4丁目・6丁目	土	月・木	第2・4金
	5丁目	土	月・木	第1・3金
南雪谷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目〕	金	水・土	第1・3木
南六郷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	月	火・金	第1・3土
矢 口	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	火	水・土	第2・4月
雪谷大塚町	全域〔丁目区分なし〕	木	火・金	第2・4水

第2節 清掃事業経費概要

清掃事業経費

/月川于木性貝						
項目	令和2年度	構成比	令和元年度	構成比	平成30年度	構成比
ごみ収集人件費 ※	約26億5千万円	26.1%	約27億8千万円	29.6%	約27億9千万円	29.6%
清掃工場中間処理費等分担金	約26億7千万円	26.3%	約24億円	25.6%	約24億円	25.5%
ごみ運搬車両経費	約17億8千万円	17.5%	約17億円	18.1%	約16億円	17.0%
その他清掃事業に係る経費	約8億6千万円	8.4%	約7億2千万円	7.7%	約6億8千万円	7.2%
各施設の管理運営費	約1億5千万円	1.5%	約1億円	1.1%	約1億円	1.0%
清掃事務所の建設	約3億8千万円	3.7%	約1億円	1.1%	約3億4千万円	3.6%
ごみ処理券に係る経費	約3千万円	0.3%	約3千万円	0.3%	約3千万円	0.3%
ごみ処理関係経費 計	約85億2千万円	83.8%	約78億3千万円	83.5%	約79億4千万円	84.2%
リサイクルに係る経費	約4億1千万円	4.0%	約3億8千万円	4.0%	約3億8千万円	4.0%
資源回収運搬車両経費	約12億4千万円	12.2%	約11億7千万円	12.5%	約11億1千万円	11.8%
リサイクル関係経費 計	約16億5千万円	16.2%	約15億5千万円	16.5%	約14億9千万円	15.8%
合 計	約101億7千万円	100.0%	約93億8千万円	100.0%	約94億3千万円	100.0%

[※] ごみ収集人件費は、正規職員の他、再任用職員・再雇用職員の給与等を含む。(本取扱いは、令和4年度事業概要からとし、本表においては令和元年度、平成30年度のごみ収集人件費も併せて修正した。)

【大田区のごみ量、人口】

項目	令和2年度	令和元年度	平成30年度
大田区のごみ量実績	196,647 t	203,067 t	198,373 t
大田区の人口	733,793 人	738,128 人	732,618 人

*人口基準日 令和3年4月1日現在 令和2年4月1日現在 平成31年4月1日現在

【ごみ処理事業にかかる経費(リサイクル関係経費を除く)】

項目	令和2年度	令和元年度	平成30年度
区民1人当たりのごみ量	約268 kg	約275 kg	約271 kg
区民1人当たりのごみ処理経費	約11,611 円	約10,608 円	約10,838 円
ごみ1kg当たりの処理経費	約43 円	約39 円	約40 円

【リサイクル事業にかかる経費】

項目	令和2年度	令和元年度	平成30年度
区民1人当たりのリサイクル経費	約2,249 円	約2,100 円	約2,034 円

第3節 事業別概要

1 作業収集計画、収集・運搬事業

(1) ごみ・資源物収集量

[ごみ収集実績] (単位:t)

しての私来人							(単位・け)
年度	区分	可燃ごみ	不燃ごみ		粗大ごみ		合計
				収集	持込	小計	
	大森地区	40,166	1,247	1,703	237	1,940	43,353
令和3年度	調布地区	31,431	925	1,677	164	1,841	34,197
7和3十度	蒲田地区	51,347	1,383	2,127	291	2,418	55,148
	合計	122,944	3,555	5,507	692	6,199	132,698
	大森地区	42,029	1,442	1,536	279	1,815	45,286
令和2年度	調布地区	32,419	1,067	1,727	187	1,914	35,400
7 和 2 千皮	蒲田地区	52,650	1,546	2,116	294	2,410	56,606
	合計	127,098	4,055	5,380	761	6,141	137,294
	大森地区	40,735	1,332	1,529	226	1,755	43,822
令和元年度	調布地区	31,987	980	1,753	159	1,912	34,879
71/11/11/1/1/皮	蒲田地区	51,711	1,455	1,740	268	2,008	55,174
	合計	124,433	3,767	5,022	653	5,675	133,875

[資源分別収集実績] (単位:t)

	区分	合 計	古 紙	布 類	びん	かん	ペットホ゛トル	食品トレイ・ 発泡スチ ロール	廃食用油
令和	行政回収	25,852	14,841	0	5,849	1,722	3,307	123	10
3年	集団回収	10,747	10,458	66	1	222	0	0	0
度	合計	36,599	25,299	66	5,850	1,944	3,307	123	10
令和	行政回収	26,134	14,904	0	6,030	1,766	3,265	159	10
2	集団回収	10,973	10,656	97	1	220	0	0	0
年度	合計	37,107	25,560	97	6,031	1,986	3,265	159	10
令和	行政回収	23,438	13,208	0	5,484	1,537	3,063	134	11
元年	集団回収	11,327	10,988	132	1	206	0	0	0
年 度	合計	34,765	24,196	132	5,485	1,743	3,063	134	11

^{*}資源量(トン数)は、ごみ種ごとに小数点以下四捨五入(合計値とは合わない場合もある)。 *発泡スチロールは平成27年10月1日から回収開始。

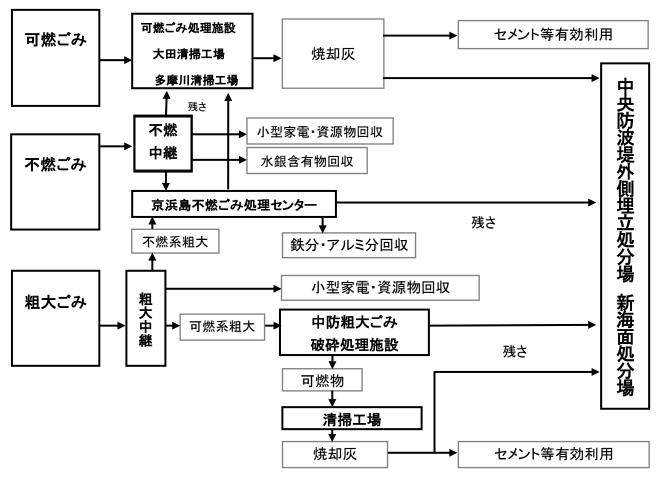
^{*}ごみ量(トン数)は、ごみ種ごとに小数点以下四捨五入(合計値とは合わない場合もある)。 *令和元年度及び令和2年度の粗大ごみの実績値に一部誤りがありました(令和2年度及び令和3年度事業概要に 掲載)。そのため、今回掲載分から、数値を修正のうえ記載しています。

^{*}かんは飲食用かんのみ。

(2) 大田区の資源とごみの流れ

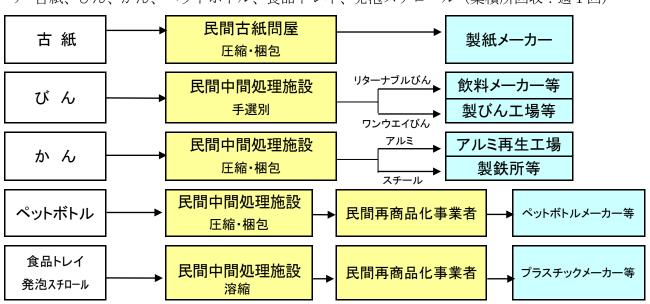
[ごみの流れ]

- ア 可燃ごみ(集積所収集:週2回)
- イ 不燃ごみ(集積所収集:月2回)
- ウ 粗大ごみ (戸別収集又は自己持込:申込み制 受付センター125465-5300)



[資源の流れ]

ア 古紙、びん、かん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール(集積所回収:週1回)



イ 廃食用油 (拠点回収:特別出張所(入新井・蒲田西を除く)・エセナおおた・大田区社会 福祉センター 18 か所週1回)



(3) 令和 4 年度作業収集計画

	種 別	収集回数	収集場所	1日稼動 車両台数	備 考
1	ごみ収集			117 台	
	可燃ごみ	週2回	集積所	100 A	
家庭	不燃ごみ	月2回	集積所	108 台	
	粗大ごみ	申込制	各戸	13 台	申込制。品目ごとに粗大ごみ処理券の貼付が必要。
事業	可燃ごみ	週2回	集積所	(100) 4	ごみ量に応じて事業系ごみ処理券の貼付が必要。
亲系	不燃ごみ	月2回	集積所	(106) 🗇	この里に応じて事業ポニの処理券の貼刊が必安。
2	資源回収			77 台	
	古紙(段ボールを除く)	週1回	集積所	40 台	
	びん・かん	週1回	集積所	(40) 台	
	発泡スチロール	週1回	集積所	(40) 台	
品口	古紙(段ボールのみ)	週1回	集積所	28 台	
目別	ペットボトル	週1回	集積所	(28) 台	
内訳	食品トレイ	週1回	集積所	(28) 台	
	全品目	週1回	集積所	9 台	軽小型車
	廃食用油	週1回	区内18か所	0.3 台	水曜日のみ
	小型家電	月2回	区内42か所	0.1台	
3	し尿収集	週2回	各戸		水曜日及び金曜日のみ。1台で収集。
4	動物死体収集	申込制	各戸		申込制。 頭数に応じて廃棄物処理手数料の納付が必要。

^{*} 車両台数の()はごみ種又は資源品目ごとに混合収集していることを示す。

(4) 令和4年度ごみ収集体制

4年度予算 1,878,277千円 【車両雇上費】

区分	地区	収集車両(台	3数/日)	
运 为	地区	雇上	直営	
	大森地区	34台	3台	
可燃ごみ・不燃ごみ 集積所	調布地区	26台	3台	
無傾別 約30,000か所	蒲田地区	35台	7台	
	計	95台	13台	
	大森地区	4台	0台	
41十一ブフ,	調布地区	4台	0台	
粗大ごみ	蒲田地区	5台	0台	
	計	13台※ ¹	0台	

^{※1} 中継用車両2台を含む台数。

^{*} 資源回収車両合計台数は小数点以下四捨五入

(5) 令和4年度清掃車両保有状況

4年度予算 47,706千円【車両等維持管理】

(ア) ごみ収集車両

令和4年4月1日現在

車種	小型プレ	⁄ス車	新大型特殊車		軽小型 平ボディー車		^{翌特殊単} 平ボディー車 ダンプ車 (環境学習車)					計	•
燃料種別	軽油	1	軽油	1	ガソリ	リン	ガソリ	リン	C N ※ 2		ī		
大森清掃事務所	0	台	0	台	7	台	2	台	0	台	9	台	
蒲田清掃事務所	8	台	0	台	15	台	6	台	1	台	30	台	
計	8	台	0	台	22	台	8	台	1	台	39	小	

※² CNG:天然ガス

(イ) その他車両

車種	軽ワンボックス車※ ³	乗用車※ ⁴ (ハイブリット車)	計
大森清掃事務所	2 台	1台	3 台
蒲田清掃事務所	2 台	3 台	5 台
計	4 台	4 台	8 台

^{※3} 軽ワンボックス車:排出指導に使用。

(6) 臨時ごみ

4年度予算(歳入) 3,717千円

引越し、大掃除、植木の枝葉のごみなど一度に多量に出るものは、臨時ごみとして有料で収集・ 運搬している。

〇回収実績

令和3年度	令和2年度	令和元年度
636件	477件	711件

^{※4} 乗用車:各清掃事務所とその他関連施設への連絡・荷物の運搬のために使用。

(7) 大田区粗大ごみ受付センター

4年度予算 91,807 千円

大田区粗大ごみ受付センターでは、粗大ごみを処分しようとする区民からの申し込みを受け付けています。

○受付日 毎日(ただし、12月29日~1月3日及び保守点検日は休みます。)

〇受付時間 午前8時~午後7時

○受付方法 電話受付 電話番号 5465-5300

から HP アト・レス https://sodai.tokyokankyo.or.jp/

〇受付区分 ① 収集車による各戸収集

② 自己持込(年末年始を除く毎日)*インターネットからの申し込みはできません。

○受付制限 ① 収集車による各戸収集

・電話受付 1回につき 20 個まで。

・イターネット受付 1回につき 10 個まで。

② 自己持込

・回数 1世帯あたり年度内4回まで。

・個数 1回につき 10 個まで。*引越しの場合は 20 個まで。

・期限 2日前までに電話で申し込み。(当日の受付はできません)

〇粗大ごみ排出状況(上位品目)

品目	令和:	3年度	令和 2	2年度	令和元年度		
п н	個 数	排出率	個 数	排出率	個数	排出率	
ふとん(毛布・電気毛布を含む)	76, 774	9. 19%	78, 375	9.52%	68, 664	9.81%	
箱物家具特小 ※1	55, 903	6. 69%	52,800	6.41%	43, 079	6. 16%	
いす(応接用いすを除く)	42, 247	5. 06%	41, 793	5.08%	34, 431	4. 92%	
衣装箱 (衣装ケース)	37, 829	4. 53%	36, 227	4. 40%	31, 588	4. 51%	
箱物家具小 ※2	25, 345	3. 04%	23, 669	2.87%	19, 940	2.85%	
敷物大	22, 862	2. 74%	22, 869	2.78%	19, 533	2. 79%	
年度総排出個数	835,0)23 個	823, 2	280 個	699, 8	332 個	

^{*}平成29年10月に品目改正

○粗大ごみ自己持込実績

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
受入件数	20,999件	22,446 件	20,733件
処理量(トン)	691.33 トン	760.88トン	653.65 トン

^{*}粗大ごみの自己持込制度は平成18年度から開始した。

○粗大ごみ受付センターの電話応答数と受付件数

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
電話応答数	144, 106 件	147,008 件	187, 506 件
受付件数	626, 258 件	613,888件	470,904件

^{*}受付件数には、インターネット受付・FAX受付・清掃事務所受付を含む。

^{※1}高さと幅の合計 135 cm未満の棚・たんす等を「箱物家具特小」とした。

^{※&}lt;sup>2</sup> 高さと幅の合計 135 cm~180cm 未満の棚・たんす等を「箱物家具小」とした。

(8) 廃棄物処理手数料減免制度

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第54条・同施行規則第44条の規定に基づくもの (動物死体処理手数料を含む)

(単位:件)

	3-4 72 LL 52	減	4	和3年	度取扱件		ŕ	今和2年	度取扱件	
	減免対象	免率	大森	調布	蒲田	合計	大森	調布	蒲田	合計
1	暴風、豪雨、地震等の天災その他大規模な 災害を受けた者	免除	0	7	1	8	2	1	0	3
2	生活保護法第11条に規定する保護を受けて いる者	免除	303	158	420	881	265	137	452	854
3	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律第14条に規定 する支援給付を受けている者	免除	4	0	7	11	1	0	8	9
4	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支 給を受けている者及び特別児童扶養手当等 の支給に関する法律に基づく特別児童扶養 手当の支給を受けている者	免除	640	375	950	1, 965	648	355	959	1, 962
5	国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者	免除	0	0	0	0	0	0	0	0
6	火災等の災害を受けた者 (暴風、豪雨、地震等の天災、その他大規 模な災害を受けた者は除く。)	減額	0	0	12	12	0	0	0	0
	その他区長が特別の理由があると認めた者 (1)区民が排出する粗大ごみを自ら区長 が指定する受入施設に持ち込んだ者	減額又は免除	7, 580	4, 981	8, 504	21, 065	8, 367	5, 547	8, 532	22, 446
7	(2) 町内会等による道路・公園清掃や町内会等が主催する行事から一時的に排出されるごみ及びその他必要と認めたごみ	免除	0	8	0	8	10	3	23	36
	(3) 飼い主不明の動物死体の届出をした 者 *平成16年度から免除対象を私有地内まで 拡大した。	免除	114	46	72	232	123	70	120	313
	合 計		8, 641	5, 575	9, 966	24, 182	9, 416	6, 113	10, 094	25, 623

(9) 高齢者・障害者への支援事業

ア 戸別収集事業

O目 的 ごみ(可燃・不燃ごみ)を自ら集積所まで出すことが困難な高齢者 世帯等に対して、ごみを戸別に訪問収集することで、日常生活の負担 を軽減し、在宅生活の継続を支援する。

〇対 象 者 ① 要介護2以上に認定されている。

- ② 身体障害者程度1・2級に認定されている。
- ③ その他区長が認めたとき。

○事業開始 平成14年4月1日 (モデル事業開始日 平成13年4月1日)

〇実 績

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
件数	390件	343件	389件

イ 粗大ごみ運び出し収集事業

O目 的 区民サービス向上の観点から、高齢者・障害者などで、運び出しが 困難な場合に屋内から粗大ごみの運び出し収集を行う。

○受付手続 相談・受付は清掃事務所。清掃事務所職員が事前に下見を行う(無料)。 ※運び出しの依頼とは別に、粗大ごみ受付センターを通じて、収集 の申込が必要。

○対象世帯 身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない65歳以上の高齢世帯あるいは障害者のみの世帯。

〇実 績

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
件数	402件	381件	606件

(10) 防鳥ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害を防止するため、防鳥ネットの貸し出しを行っている。防鳥ネットは大: $3 \times 4 \,\mathrm{m}$ 、小: $2 \times 3 \,\mathrm{m}$ 。集積所の近隣世帯が共同で使用・管理することを条件に貸出している。

〇実 績

O) (1)			
年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
防鳥ネット使用数	約18,900件	約17,600件	約16,700件
集積所数	約31,000か所	約30,000か所	約30,000か所
貸出率	60%	59%	56%

2 リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業

(1)リサイクル対策

4年度予算 1,803,991千円 4年度予算(歳入) 153,731千円

ア 分別回収

4年度予算 1,760,114千円 4年度予算(歳入) 147,649千円

区分	回収品目	回収場所	回収車両7	台数/日
	古紙類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール)、びん、		協同組合委託	62台
	かん、食品トレイ、紙パック、ペットボトル、発 泡スチロール	集積所 約31,000か所	雇上 4社	15台

[※]平成27年10月1日より、回収品目に発泡スチロールを追加した。

イ 拠点回収

4年度予算 4.978千円 4年度予算(歳入)64千円

区 分	回収品目 回収場所		回収車両台数/日	
拠点回収	廃食用油	特別出張所等18か所	協同組合委託	分別回収に含む

ウ 小型家電リサイクル事業 4年度予算 1,904千円 4年度予算(歳入)659千円

平成25年4月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイ クル法)」の施行に伴い、平成25年10月1日から小型家電の資源化事業を開始した。また、平 成24年度から開始した粗大ごみの資源化事業については、その対象のほとんどが法に基づく 小型家電に該当することから、本事業に統合した。

(ア) 実施体制

対象品目	① 小型家電10品目 携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、 ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、 ACアダプター、USBメモリ
	② 小型家電(小型家電10品目含む)、粗大ごみ及び不燃ごみに係る有価物
資源化方法	国が指定する認定事業者に売却し、国内においてリサイクル
回収車両	雇上1社 2台/月

	T				
	① 拠点回収				
	区内42か所に回収ボックスを常設して小型家電10品目を回収				
	区	そのでは、そのでは、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで			
	〔設置場所〕 所	等、一部の区立図書館、消費者生活センター、南馬込文化セン			
	タ	一、池上会館、雪谷文化センター、区民プラザ、産業プラザ			
回収方法	② イベント回収				
		ιるイベントにおいて区民への啓発を行う中で小型家電10品目			
	を回収				
	3 ピックアップ	 			
		これ と粗大ごみ及び自己持込みされた粗大ごみ並びに不燃ごみから			
	小型家電及び	•			
	· — • — ·				
	平成24年度	・自己持込みされた粗大ごみからのピックアップ回収開始			
	平成25年度	・拠点回収(区施設26か所)、イベント回収開始			
		・収集した粗大ごみからのピックアップ回収開始(大森清掃事			
		務所管内)			
	7 + 0 c / r / r	・収集した粗大ごみからのピックアップ回収拡大(蒲田清掃事			
	平成26年度	務所管内)			
事業変遷	平成27年度	・収集した粗大ごみからのピックアップ回収拡大(区内全域)			
		・拠点回収拡大(5月36か所、12月 42か所)			
	平成28年度	・不燃ごみからのピックアップ回収開始(大森清掃事務所管内			
		の一部地域)			
	亚比00年产	・不燃ごみからのピックアップ回収拡大(大森清掃事務所及び			
	平成29年度	調布清掃事務所管内)			
	平成30年度	・不燃ごみからのピックアップ回収拡大(区内全域)			

(イ) 資源化量

(単位:kg)

年度	回収方法	携帯電話	携帯電話 除く9品目	その他 有価物	計
	拠点回収	1, 016	1, 383	2, 103	4, 502
	イベント回収				
令和3 年度	粗大ごみからのピッ クアップ回収			1, 308, 780	1, 308, 780
	不燃ごみからのピッ クアップ回収	1, 170	15, 295	1, 036, 674	1, 053, 139
	計	2, 186	16, 678	2, 347, 557	2, 366, 421
	拠点回収	940	1, 685	1,774	4, 399
	イベント回収				
令和 2 年度	粗大ごみからのピッ クアップ回収			1, 385, 470	1, 385, 470
	不燃ごみからのピッ クアップ回収	1, 367	21,064	1, 074, 724	1, 097, 155
	計	2, 307	22, 749	2, 461, 968	2, 487, 024

年度	回収方法	携帯電話	携帯電話 除く9品目	その他 有価物	計
	拠点回収	897	1, 957	949	3, 804
	イベント回収	11	18	6	34
令和元	粗大ごみからのピッ クアップ回収			1, 244, 976	1, 244, 976
年度	不燃ごみからのピッ クアップ回収	1,024	15, 969	938, 967	955, 960
	計	1, 932	17, 944	2, 184, 898	2, 204, 774

エ 集団回収事業への支援

4年度予算 26,140千円

(ア) リサイクル活動グループへの支援

自主的に資源回収を行っているリサイクル活動グループに、資源回収の実績に応じて古紙の市況価格に連動した報奨金を支給している。

○リサイクル活動グループの登録・活動数

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
登録数	849件	854件	856件
活動数	746件	753件	752件

- ※登録数は各年度3月末現在のグループ数
- ※活動数は当該年度で活動実績があったグループ数

(イ) 集団回収登録業者への支援

令和3年度から、集団回収登録業者に対し、資源回収の実績に応じた支援金の交付を開始 した。

○集団回収登録業者数(活動グループと契約して資源を引取る業者)

令和3年度 令和2年度		令和元年度
50業者	50業者	50業者

※登録数は各年度3月末現在の登録数

オ 資源持ち去り防止パトロール

4年度予算 10,854千円

平成20年度に「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、平成21年4月から指定事業者以外の者が資源物を集積所から持ち去る行為を禁止するとともに、区長の禁止命令に対する違反者に罰金を科すことができることとした。また、資源持ち去り防止対策として、区内集積所のパトロールを民間事業者に委託し、持ち去り行為を行う者への注意・指導を行っている。

令和2年度の委託パトロールの体制は、委託車両3台により週6日実施(月~土曜日、各日6:30~9:00)、令和3年度は委託車両を1台に減とするが、より効果的なルート設定と職員によるパトロールを強化した。令和4年度は委託車両を2台とし、引き続き資源持ち去りに向けた取り組みを継続する。

(ア) 実施体制

T-10F 4 F 4 F	
平成12年4月1日	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行
	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行
	【改正内容】
	1「資源ごみ」を「資源物」と位置付ける。
	2 所定の場所(集積所)に持ち出された資源物の所有権は大田区に帰属する
	こと、区長が指定する事業者以外の者が資源物を収集・運搬することを禁
平成15年7月1日	止すること、を規定した。
十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	【持ち去り防止対策】
	1 区民及び関係機関(警察、古紙問屋等)への周知及び協力依頼
	2 持ち去り防止パトロールの実施(本庁及び清掃事務所職員によるパトロ
	ール)
	3 持ち去り業者への警告(集積所看板への持ち去り禁止シールの貼付。警告
	看板の掲示。)
	4 集団回収への誘導
	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行
	【改正内容】
	1 区長が指定する者以外の者が資源物を収集・運搬した場合、区長はその者
	に持ち去り行為を行わないよう命ずることができる規定を追加。
	2 前項の規定による命令に違反した場合、罰則として20万円の罰金を科す
	こととした。
亚宁01年4月1日	【持ち去り防止対策】
平成21年4月1日	1 区民及び関係機関(警察、古紙問屋等)への周知及び協力依頼
	2 持ち去り防止パトロールの強化(職員によるパトロールに加え、委託業者
	によるパトロールを実施。)
	3 持ち去り業者への警告(集積所看板への掲示。)
	4 「資源持ち去り防止シール」「意思表示紙」を貼付した上での資源の排出の
	呼びかけ。
	5 集団回収活動の実施を奨励

(イ) 告発までの流れ

	持ち去り 発見		持ち去り 発見		持ち去り 発見	
パトロール	\rightarrow	警告書 交付	\rightarrow	命令書 交付	\rightarrow	警察へ 告発

(ウ) 警告書・命令書の発行および告発等の件数

	令和3年度 令和2年度		令和元年度
警告書	10件	55件	69件
命令書	3件	3件	5件
告発等	1件	1件	1件

(2) ごみの適正処理及び資源化

ア 羽毛布団再資源化事業

4年度予算 0千円 4年度予算(歳入) 4.139千円

※その他の経費(作業運営費)は小型家電リサイクル事業に含む。

平成27年度5月より、京浜島中継所及び糀谷粗大中継所に搬入した粗大ごみの中から、羽毛布団のピックアップの回収を開始した。粗大ごみ品目のうち最も排出個数の多い「布団」の再資源化を進めることで、引き続き粗大ごみの減量を図る。

羽毛布団回収実績

令和3年度	令和2年度	令和元年度
3,071枚	4, 248枚	2,932枚

イ 不燃ごみの適正処理及び資源化事業

4年度予算462,596千円 4年度予算(歳入) 1,041千円

平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定・公布され、令和元年度末で埋立処分場での水銀含有物(※)の受入れが終了となることを踏まえ、平成28年度から不燃ごみの適正処理及び資源化事業を開始した。

平成28年度は大森清掃事務所管轄の一部地域、平成29年度は大森清掃事務所管轄及び調布 清掃事務所管轄の全域と年々実施地域を拡大し、平成30年度以降、大田区全域で実施してい る。

※水銀含有物とは、主に蛍光管や水銀体温計、水銀血圧計などの水銀使用製品を指す。

(ア) 実施体制等

実施区域	区内全域
回収品目	不燃ごみ
回収場所	集積所
	軽小型貨物車
	【大森地区】
	軽小型貨物車 8台/日
回収車両	【調布地区】
	軽小型貨物車 8台/日
	【蒲田地区】
	軽小型貨物車 9 台/日
	民間中間分別施設(選別)
	⇒水銀含有物⇒専門業者において適正処理
収集後の流れ	⇒有用金属(資源化物)⇒認定事業者へ売却
	⇒陶器⇒認定事業者へ売却
	⇒その他不燃ごみ⇒清掃一部事務組合処理施設

(イ) 実績

収集量

管轄	令和3年度	令和2年度	令和元年度
大森地区	1,247 t	1,442 t	1,332 t
調布地区	925 t	1,067 t	980 t
蒲田地区	1,383 t	1,546 t	1,455 t
計	3,555 t	4,055 t	3, 767 t

資源化量

年度	小型家電 10品目	電池	蛍光灯	家電類	鉄類	その他	計
令和 3年度	16 t	138 t	54 t	441 t	592 t	148 t	1,389 t
令和 2年度	22 t	144 t	60 t	481 t	594 t	55 t	1,356 t
令和 元年度	17 t	125 t	52 t	410 t	528 t	106 t	1, 238 t

[※]家電類及び鉄類に係る経費については、小型家電リサイクル事業に含む。

ウ 古着の行政回収モデル事業

古着の行政回収モデル事業は令和元年度から開始し、当初は4会場で2か月に1回の頻度で実施した。令和2年度からは各会場で月に1回の実施とし、回収量は大幅に増加した。令和3年度は会場数の拡大を図り、回収量のさらなる伸長を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症防止対策で開催を中止した月もあり、開催計画の120回に対して半分以下にとどまった。

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
会場数	10か所	4か所	4か所
回収頻度	56回/年	48回/年	24回/年
回収量	56, 695kg	46, 130kg	4, 315kg

年度別会場一覧 (順不同)

令和元年度(4会場):大森地域庁舎、調布地域庁舎、蒲田地域庁舎、羽田特別出張所

令和2年度(4会場):大森地域庁舎、調布地域庁舎、羽田特別出張所、蒲田地域庁舎(9月ま

で)、消費者生活センター(10月以降)

令和3年度(10会場):大森地域庁舎、調布地域庁舎、消費者生活センター、羽田特別出張所、

池上会館、ライフコミュニティ西馬込、鵜の木特別出張所、

六郷特別出張所、洗足区民センター、嶺町特別出張所

3 指導事業

4年度予算 1,867 千円

事業者及び区民に対し、適正排出についての普及・啓発及び指導を行っている。

事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物について、自らの責任において処理するか、民間処理業者に委託することが原則であるが、少量で家庭ごみの収集に支障のない範囲において、事業系有料ごみ処理券を貼付して集積所に排出することができる。

(1) 一般廃棄物処理業(一般廃棄物の収集・運搬、処分を業とする者)の指導業務

一般廃棄物処理業の許可は、平成24年度まで各区で事務処理を行っていたが、平成25年度から、東京二十三区清掃協議会の管理執行事務として行っている。

項目	収集運搬業	処分業
許可件数(大田区分)	294 件	7件

令和4年3月31日現在

(2)排出指導

ア 保管場所届出・立入指導の実施

大規模	集団住宅	延べ床面積 3,000 ㎡以上の建築物
建築物	事業用	事業用途に供する部分の延べ床面積 3,000 ㎡以上の建築物
事業用	本米田 (人)。	(出土マガリハのブ × サブキ 1 000 2DI 1 0 000 2十分サの7中/空間
建築物	事業用速に 	供する部分の延べ床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の建築物

(ア) 保管場所の届出件数 (廃棄物の減量及び再利用の促進)

				件 数	
種類	対象	保管物	令和	令和	令和
			3年度	2年度	元年度
廃 棄 物 保管場所	延べ床面積 3,000 ㎡ 以上の大規模建築物	可燃ごみ、不燃ごみ *(集団住宅は資源を含む)	27 件	14 件	21 件
再利用対象物保管場所	事業用途に供する部分の延 ベ末面積 3,000 m以上の建 築物	事業用大規模建築物の資源	22 件	8件	11 件
回収資源保管場所	居住予定人員 100 名 以上の集団住宅	集団回収資源(古紙)	17件	9件	7件

^{*}集団住宅の廃棄物保管場所には資源物保管スペースも含む。

(イ) 立入指導(事業系廃棄物の減量と適正排出の確保)

年 度	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
区 分	対象建築物	調査件数	対象建築物	調査件数	対象建築物	調査件数
事業用大規模建築物	614 棟	36件	592 棟	99件	579 棟	86件
事業用建築物	565 棟	38件	568 棟	103件	572 棟	197件

イ 廃棄物管理責任者講習会

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者を選任して区長に届出を行う(条例 第18条)。

事業用大規模建築物の新任の廃棄物管理責任者を対象に、ごみの減量やリサイクルの推 進の基本について講習を実施している。

年 度	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
区分	実施回数 受講者数		実施回数 受講者数		実施回数	受講者数
新任講習会	1回	99人	1回	118人	2回	112人

ウ 事業用大規模建築物(延べ床面積 3,000 m²以上)における廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰

事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、自主的かつ積極的 に取組み、顕著な成果を挙げている優良事業者の表彰を行っている。

令和3年度は、1件の建築物の所有者等を表彰した。

エ マニフェスト(一般廃棄物管理票)制度

事業系一般廃棄物の排出事業者で、次の3つの条件に該当する場合は、廃棄物の種類、 重量、排出場所等を記載した「マニフェスト」の作成を義務付けている。この制度により 不適正処理の防止を図っている。

- ① 事業系一般廃棄物(汚泥を除く。)を1日平均100kg以上(月3t)以上排出する事業者
- ② 事業系一般廃棄物のうち汚泥を排出する事業者
- ③ 事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者

(3) ふれあい指導(集積所における排出指導)

ごみの適正分別・排出・処理がなされるように、区民・事業者との対話を中心とするきめ 細かな「ふれあい」を大切にした指導を行うため、清掃事務所では、東京都清掃局時代の平 成10年度からふれあい指導活動に取り組んでいる。

清掃事業の区移管後も、循環型社会をより一層推進する観点から、指導業務の強化を図るため指導業務運営方針を策定し、指導班を設置して、収集班との連携のもとに、区全域に係る共通課題や各清掃事務所の地域特性を踏まえた所別重点課題を設定して活動している。

具体的には、集積所の可燃・不燃・資源の分別や排出状況、事業系有料ごみ処理券の貼付、 医療系廃棄物・危険物等の排出状況などの調査・指導を行っている。

(4) 浄化槽の設置状況

大田区の排水処理は、ほとんどの地域で下水道により行われている。しかし、一部地域で は浄化槽で処理されている。

区内における浄化槽は、令和4年3月31日現在で16基が登録されているが、その多くは 事業用のものである。

※令和2年度に中央防波堤埋立地の一部が令和島として大田区に帰属したことに伴い、それまで江東区に届出がされていた浄化槽も大田区に移管された。

(5) 浄化槽清掃経費助成

下水道の敷設が進んだことなどから、令和2年度以降助成対象となる浄化槽がなく、また、 事業用途以外の新設相談もない。当区の下水道普及率が概ね100%であることを考えると、 今後助成対象となる浄化槽が設置されることはないと判断できるため、令和4年3月31日 付けで浄化槽清掃経費助成特別措置に関する要綱及び同実施要領を廃止した。

(6) 浄化槽清掃業者の許可・指導

浄化槽管理者(設置者)は、浄化槽を年1回以上、区長の許可を受けた浄化槽清掃業者に清掃させなければならない。

浄化槽清掃業を営む者は、浄化槽清掃業の許可と浄化槽汚泥の収集運搬を行うための一般 廃棄物処理業の許可を併せ持たなければならない。

23 区内許可業者数	45 社	うち大田区内許可業者数	3社
------------	------	-------------	----

令和4年3月31日現在

(7) 浄化槽管理者の保守点検履行

浄化槽管理者は、浄化槽の法定検査を年1回行わなければならない。このため、管理者の求めに応じて、業界団体を通じて保守点検業者を紹介している。

4 安全衛生管理

(1) 安全衛生委員会

「労働安全衛生法」に基づき、各清掃事務所において「安全衛生委員会」(構成員:総括安全衛生管理者・産業医・安全管理者・衛生管理者・所属長・指定委員・労働組合)を設置して、職員の安全確保と健康の保持増進及び快適な作業環境の実現に取り組んでいる。

令和3年度も、各所とも新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に留意し開催した。 〇内容

①作業管理 ②作業環境管理 ③健康管理

○ 開催 月1回

(2) 安全衛生の普及・啓発

- 産業医による健康管理等に関する講演会の開催
- 安全衛生関連図書の配付
- 安全衛生運動の推進

(3) 公務災害・労務災害発生状況(多摩川清掃事業所の実績を含む)

ア 公務災害・労務災害発生件数

令和3年度	休業が必要な災害	14件	
発生件数 18件	休業が必要ない災害	4件	
令和2年度	休業が必要な災害	16件	
発生件数 20件	休業が必要ない災害	4件	
-			
令和元年度 発生件数 21件	休業が必要な災害	14件	
	休業が必要ない災害	7件	

イ 公務災害・労務災害の発生原因

	転倒・転落	切擦・切れ	挟まれ	動作の反動	腰部捻挫等	虫刺され	交通事故	その他	合計
令和 3年度	5件	0件	1件	8件	0件	0件	0件	4件	18件
令和 2 年度	3件	0件	2件	4件	4件	0件	0件	7件	20件
令和 元年度	6件	0件	2件	10件	1件	0件	0件	2件	21件

*切擦・切れとは、擦り傷・切り傷 *認定結果により件数は変動する可能性がある。

(4) 安全衛生連絡会

部内の安全衛生に係る情報交換と、各清掃事務所職員の安全・衛生にに関する 共通事項について連絡・調整を行う。令和3年度も新型コロナウイルス感染症 に関することを主な議題とし、会議自体も感染拡大防止に留意し開催した。

- 構成員 環境清掃部長、部長指名委員、労働組合
- 開催 年4回

(5) 清掃事業自動車事故一覧表

ア 交通事故 (走行時・作業運行時の事故件数)

(ア) 直営

				f	5和3	年度				令	和2年	三度				令	和元年	年度	
配	車先	有	責	無責	合計	稼働	有責事故	有	責	無害	合計	稼働	有責事故	有	責	無害	合計	稼働	有責事故
		人身	物損			台数	発生率	人身	物損			台数	発生率	人身	物損			台数	発生率
大	森	0	2	0	2	3,720	0.054%	0	0	0	0	3, 696	0.000%	0	2	0	2	3, 732	0.054%
調	布	0	1	0	1	3, 410	0.029%	0	1	0	1	3, 388	0.030%	0	1	0	1	4,043	0.025%
蒲	田	1	1	0	2	6,820	0. 029%	0	2	0	2	4,620	0.043%	1	4	2	7	4,665	0.107%
清掃	事業課	0	0	0	0	2	0.000%	0	0	0	0	616	0.000%	0	0	0	0	622	0.000%
合	計	1	4	0	5	13, 952	0.036%	0	3	0	3	12, 320	0.024%	1	7	2	10	13, 062	0.061%

※稼働台数(大森・調布・蒲田)= (各配車先での小プ、軽小、指導車等保有台数) ×各年度の作業日数

(イ) 雇上・資源・粗大

				f	5和3	年度				令	和2年	E 度				令	和元年	年度	
配	車先	有	責	無責	合計	稼働	有責事故	有	責	無害	合計	稼働	有責事故	有	責	無害	合計	稼働	有責事故
		人身	物損	無貝		台数	発生率	人身	物損			台数	発生率	人身	物損	無貝		台数	発生率
大	森	3	17	5	25	19, 375	0. 103%	3	21	12	36	16, 016	0.150%	1	13	5	19	18, 909	0.074%
調	布	2	8	1	11	15, 655	0.064%	2	7	1	10	12, 936	0.070%	2	7	1	10	14, 617	0.062%
蒲	田	3	23	4	30	19, 685	0. 132%	1	9	12	22	18, 788	0.053%	3	17	5	25	18, 971	0. 105%
清掃	事業課	0	0	0	0	310	0.000%	0	0	0	0	924	0.000%	0	0	0	0	930	0.000%
合	計	8	48	10	66	55, 025	0. 102%	6	37	25	68	48, 664	0.088%	6	37	11	54	53, 427	0.080%

※稼働台数(大森・調布・蒲田)=(雇上車両配車台数+資源回収車両平均配車台数+粗大収集配車台数)×各年度の作業日数
※ 〃 (清掃事業課)=資源持ち去りパトロール車
※小型家電回収車両は除く

(ウ) 合計

(9)																			
	令和3年度					令	和2年	E 度		令和元年度									
配:	車先	有	責	無害	合計	稼働	有責事故	有	責	無責	合計	稼働	有責事故	有	責	無害	合計	稼働	有責事故
		人身	物損	具無		台数	発生率	人身	物損	具無		台数	発生率	人身	物損			台数	発生率
大	森	3	19	5	27	23, 095	0. 095%	3	21	12	36	19, 712	0.122%	1	13	5	19	22, 641	0.062%
調	布	2	9	1	12	19, 065	0.058%	2	8	1	11	16, 324	0.061%	2	8	1	11	18,660	0.054%
蒲	田	4	24	4	32	26, 505	0. 106%	1	11	12	24	23, 408	0.051%	3	19	5	27	23, 636	0.093%
清掃	事業課	0	0	0	0	312	0.000%	0	0	0	0	1,540	0.000%	0	0	0	0	1, 552	0.000%
合	計	9	52	10	71	68, 977	0. 088%	6	40	25	71	60, 984	0.075%	6	40	11	57	66, 489	0.069%

イ 火災事故

件数	発 生		発生原[因 別 内	訳(件)	
年度	件 数 (直営車)	スプレー缶等	ライター	たばこ	その他	不明・特定 できず
令和3年度	1(0)	0	0	0	0	1
令和2年度	2(0)	0	0	0	1	1
令和元年度	1(0)	0	1	0	0	0

注 発生原因が2つ以上と思われる事故は、主原因と思われるほうに分類した。

⁽清掃事業課) =連絡車等

[※]令和元年度以降には、大森・調布清掃事務所管内一部地域の可燃ごみ委託収集分を含む

5 普及·啓発事業

(1) 啓発事業

○ 令和3年度参加イベント等

イベント名等	開催日(※)	会 場	内 容
大田区子ども ガーデンパーティー	中止 (例年、4月下旬)	_	スケルトン車ごみ積込み体験
夏休みバス見学会	中止 (例年、8月上旬)	㈱リーテム東京工場 大田清掃工場	回収品の分別工程見学
大田清掃工場夏休み親子 見学会	中止 (例年、8月上旬)	大田清掃工場	大田清掃工場の見学、スケル トン車ごみ積込み体験など
多摩川清掃工場 環境フェア2021	中止 (例年、10月上旬)	多摩川清掃工場	小型家電回収、スケルトン車 ごみ積込み体験など
OTAふれあいフェスタ	中止 (例年、11月上旬 (2日間))	平和の森公園緑のエリア	小型家電回収、スケルトン車 ごみ積込み体験など
エコフェスタワンダーランド	令和4年2月1日 ~2月28日	_	オンライン開催のため、小型 家電回収については実施せ ず。

[※] 令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) 広報活動(冊子・リーフレット等配布、アプリ配信)

○ 令和3年度実績

	7143千段天順		
	名 称	配布部数・ ダウンロード件数	配布場所
	「資源とごみの分け方・出し方」 (転入者向け)	69,000部	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
1	「資源とごみの分け方・出し方」 外国語版(英語・中国語・ハングル・ タガログ語・ネパール語・ベトナム語)	随時庁內印刷	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
2	「年末年始の資源とごみ収集の お知らせ」	30,000部	町会回覧
3	小学校環境学習副読本 「みんなでごみを減らそうよ」	6,600部	区内小学校 清掃事務所等
4	「大田区清掃とリサイクル」	1, 100部	清掃事務所等
5	「事業者の皆さんへ」	1,000部	清掃事務所等
6	「清掃だより」	年10回発行	地域力推進各地区委員会等
7	「大田区ごみ分別アプリ 〜資源とごみの分け方・出し方〜」	10, 469件 (累計40, 720件)	スマートフォンアプリ にて配信中 ※ ¹

[※]1平成29年11月導入

(3)資源循環学習教室

小学校(主に4年生を対象に、総合学習の授業の中で実施)

○実績

管轄	令和:	3年度	令和2	2年度	令和方	元年度
大森清掃事務所	0 校	0 人	0 校	0人	10校	967人
調布清掃事務所	0 校	0人	1 校	67人	8校	812人
蒲田清掃事務所	1 校	49人	1 校	53人	10校	586人
計	1 校	49人	2 校	120人	28校	2,365人

(4)児童館・保育園における環境学習

平成28年度より蒲田地区をモデルに開始し、平成29年度より実施地域を拡大。

○実績

管轄	令和3年	年度	令和2年	变※	平成元	年度
大森清掃事務所	1園0館	36 人	0園0館	0人	8園1館	306人
調布清掃事務所	0園0館	0人	0園0館	0人	4園0館	135人
蒲田清掃事務所	0園0館	0人	0園0館	0人	4園0館	112人
計	1園0館	36人	0園0館	0人	16園1館	553人

[※] 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(5) 出前講座

平成25年10月から自治会や町会など地域に出向いて実施。

○実績

管轄	令和3年度	令和2年度※	平成元年度
大森清掃事務所	0回	0回	2回
調布清掃事務所	0回	0回	7回
蒲田清掃事務所	1回	0回	1回
計	1回	0回	10回

[※] 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

6 大田区清掃・リサイクル協議会

〔設置目的〕

本協議会は平成 13 年 1 月に設置された。循環型都市大田区を目指し、大田区におけるごみの減量 化と資源の有効活用を図り、大田区の清掃及びリサイクル事業施策の推進に資することを目的とし ている。

〔委員構成〕

選出区分	人数
公募委員	3名以内
リサイクル活動団体	6名以内
リサイクル業界	2名以内
清掃環境廃棄物業界	2名以内
商業・工業等連合会	2名以内
資源回収賛同団体	1名以内
区議会常任委員会 環境清掃部所管委員長	1名
PTA代表	1名
合計	18 名以内

〔主な協議項目〕

は励みば日		
期	任 期	主な議題
第十一期	令和3年10月 ~令和5年6月	(第1回~第3回)1 プラスチックのリサイクルの推進2 食品ロス削減プロジェクト
第十期	令和元年7月 ~令和3年6月	循環型社会を目指して 1 ごみと資源の流れと分担 2 有用金属の資源化の取り組み 3 徹底した分別によるリサイクルの推進 4 普及・啓発事業 5 食品ロス削減に向けた取り組み 6 大田区一般廃棄物処理基本計画中間見直し
第九期	平成 29 年 7 月 ~令和元年 6 月	1 小型家電リサイクル事業の充実2 不燃ごみの適正処理及び資源化事業の拡大実施3 フードドライブ事業4 ごみ減量及びリサイクルの普及啓発
第八期	平成 27 年 7 月 ~平成 29 年 6 月	 1 大田区一般廃棄物処理基本計画 (計画期間 平成 28 年度~平成 37 年度) 2 資源回収品目の拡大(平成 27 年 10 月) 3 小型家電リサイクル事業の充実 4 不燃ごみ再資源化モデル事業の実施(平成 28 年 4 月)
第七期	平成 25 年 7 月 ~平成 27 年 6 月	1 小型家電リサイクル事業の実施(平成 25 年 10 月) 2 資源モデル回収事業の実施
第六期	平成 23 年 7 月 ~平成 25 年 6 月	1 資源モデル回収事業の実施(平成24年2月) 2 資源持ち去り防止対策

[※]第十一期については新型コロナウイルスの影響により協議会の開催が延期になり、委嘱状の 交付が遅れ期間が短縮された。

第4節 一般財団法人大田区環境公社事業概要(令和4年度)

大田区基本構想に掲げる地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまちをつくるため、環境と清掃に関する事業を推進し、もって区民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に平成29年1月に設立。

1 可燃ごみ収集業務

- (1) 区が契約する雇上会社から配車された収集車で、集積所に排出された可燃ごみを収集する。
- (2) 不適正な排出物(可燃ごみ以外の不燃ごみや粗大ごみ等)がある場合、警告シールを貼付し、所管の清掃事務所に報告する。
- (3) 収集曜日及び収集地域

大森清掃事務所及び蒲田清掃事務所(調布地区)管内のうち下表の地域の一部

収集曜日	所管	収集地域
月・木曜日	大森	中馬込一丁目~三丁目、西馬込一丁目・二丁目 南馬込四丁目~六丁目、中央四丁目~六丁目、池上一丁目
	調布	北千東一丁目~三丁目、南千東一丁目~三丁目、 上池台一丁目~五丁目、東雪谷一丁目・二丁目・四丁目
	大森	山王一丁目~四丁目、東馬込一丁目・二丁目
火・金曜日		北馬込一丁目・二丁目、南馬込一丁目・二丁目田園調布一丁目~五丁目、石川町一丁目・二丁目
	調布	雪谷大塚町、田園調布本町、田園調布南
		親の木一丁目・三丁目、西嶺町
水・土曜日	大森	大森東一丁目~五丁目、大森南一丁目~五丁目、平和島五丁目 大森中一丁目~三丁目、大森本町二丁目
	調布	久が原一丁目~五丁目、南久が原一丁目・二丁目、東嶺町
	Ü/il]√l 1	仲池上一丁目・二丁目、南雪谷一丁目~五丁目、北嶺町

(4) 収集ごみ量実績(令和3年度)

実績量 37,343.25 トン (1日あたり平均 120.07 トン) 清掃車 19 台/日相当分

2 粗大ごみ自己持込受入業務及び中継業務

- (1) 粗大ごみ自己持込受入業務
 - ア 申込みにより区民自ら持ち込む粗大ごみを受け入れる。
 - イ 受入時間:月曜から土曜日 午後1時から4時まで

日曜日 午前9時から4時まで

- ウ 受入除外日:令和4年12月29日から令和5年1月3日まで
- 工 実績(令和3年度):日曜日 14,552 件(1日あたり平均 285 件)上記以外の曜日 6,447 件(1日あたり平均 21 件)

(2) 粗大ごみ中継業務

ア 自己持込受入分及び収集された粗大ごみについて、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等 に分別しそれぞれ適正に処理する。

イ 作業時間:月曜日から土曜日までの午前8時から午後4時まで

(3) 場所

京浜島中継所(大田区環境公社環境資源センター)

(4) 実績(令和3年度)

3,403.165 トン (1日あたり平均 11.01 トン)

3 資源持ち去り防止パトロール業務

集積所に排出された新聞・雑誌・段ボール・かん等の資源物が、持ち去られる行為を防止するため、車両により巡回パトロールを行う。

(1) 実施日時

ア 実施日:日曜日及び年末年始(12/31~1/3)を除く毎日(310日)

イ パトロール時間:6時30分から10時までの間の2時間30分

(2) 実施地域

大田区より指示された地域

(3) 実施方法

車両1台に2名が乗車(内1名は運転手)し、区により指定された地域をパトロールする。

- (4)業務内容
 - ア 持ち去り行為防止のための巡回パトロール
 - イ 持ち去り行為者を発見した場合の説明・チラシ配布及び発見した地域・集積所の記録
 - ウ 排出された資源物への持ち去り禁止シールの貼付
 - エ パトロール終了後、大田区への実施結果報告

4 調布清掃事業庁舎における窓口等業務

調布清掃事業庁舎(旧調布清掃事務所)において、清掃事務所の窓口業務の一部を行う。

(1) 受付時間

月曜日から土曜日及び祝日の8時30分から16時まで

ただし、年末年始(12月29日~1月3日)を除く

(2)業務内容

ア 防鳥用ネットの貸し出し

イ 集団回収実績報告書の取次ぎ

- ウ 小型家電回収ボックスの設置等
- エ その他区清掃事務所所管事務の問い合わせに対する取次ぎ

5 食品ロスに関する普及啓発等業務

区民、区内事業者等へ食品ロス削減を目的とした区の普及啓発事業を行う。

- (1) 大田区内小・中学校を対象とする食品ロスに係る出前授業 授業の講師となる事業者や団体等との連絡調整や参加者への対応を行う。
- (2) 大田区食べきり応援団の運営業務 区が実施する「大田区食べきり応援団登録制度」の普及啓発資材の制作・頒布、広報活動、
- 登録事業者との連絡調整等の運営業務を行う。 (3) 地産地消型未利用食品マッチング

区内事業者から排出される未利用食品を、必要としている区内の福祉団体等で有効活用 するための広報活動、問い合わせ対応、社会福祉協議会等との連絡調整を行う。

(4) 食品ロス削減月間における普及啓発 「食品ロス削減に関する法律」にて制定された「食品ロス削減月間」における普及啓発資材 の制作・関係団体への配布調整、広報活動等の業務を行う。

(5) その他食品ロス削減に係る普及啓発

食品ロス削減のPRのための普及啓発資材の制作と頒布、区民等からの食品ロスに係る 問い合わせ対応、大田区に寄せられた食品ロスに係る調査等回答に必要な情報提供、その 他食品ロス削減に係る普及啓発実施に係る業務を行う。

第5節 清掃事業関係資料

1 都区制度改革と清掃事業の区移管

(1) 都区制度改革と清掃事業の区移管の経緯

年 月	内 容			
昭和22年4月	「地方自治法」が公布(同年5月施行)され、特別区は基礎的自治体と位置づけ			
	られ、原則として市と同一の権能がみとめられたが、清掃事業はそれまでどおり			
	都が行った。			
昭和27年8月	地方自治法が改正(同年9月施行)され、区長公選制の廃止など、特別区の自治			
	権が大幅に制限され、都の内部的団体に位置づけられた。			
昭和39年7月	地方自治法が改正(昭和40年4月施行)され、福祉事務所の事務の特別区へ委譲			
	などが行われた。ごみの収集、運搬は特別区の事務とされたが、別に法律で定め			
	る日まで引き続き都の事務とされた。			
昭和49年6月	地方自治法が改正(昭和50年4月施行)され、区長公選制の復活や保健所の事務			
	の委譲、配属職員制度の廃止など特別区の権能が拡充されたが、特別区の性格は			
	なお都の内部的団体にとどまった。			
昭和61年2月	都区協議会で「都区制度改革の基本的方向」がとりまとめられ、特別区を基礎的			
	自治体と位置づけ、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務を特別区に移管するこ			
	と等について都区で合意した。			
平成6年9月	「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」の都区合意がなされた。協議案は、特			
	別区における清掃事業の実施にあたり、各区が一般廃棄物の収集、運搬、中間処			
	理、最終処分のすべてに責任を負うことを原則とし、運営形態としては、①一般			
	廃棄物の収集・運搬は各特別区が行うこと、②雇上車両について、歴史的経緯を			
	踏まえ都における現行方式の継承を基本とすること、③可燃ごみの中間処理は、			
	自区内に工場が整備されるまでの間、隣接区等と委託処理協定を結び処理する「地			
	域処理」方式を採ること、④最終処分は都の設置管理する新海面処分場を使用す			
	ること、⑤不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の処理は、自治法に基づく「一部			
	事務組合」による共同処理を行うこと、⑥自治法に基づく「協議会」を設置し、			
	各区間や都との調整及び雇上車両関係の事務等を行うことなどとした。また、清			
	掃事業の移管時期を平成12年4月とし、職員の身分取扱いについては、移管後、			
亚子10年 月	一定の派遣期間を経た後、特別区職員へ身分切替するなどとした。			
平成10年5月	「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布(平成12年4月施行)され、清掃			
	事業をはじめとした住民に身近な事務を特別区に移管するとともに財政自主権を			
亚出10年10日	強化し、特別区を「基礎的地方公共団体」として位置づけることとなった。 区長会において、収集・運搬は各特別区が直接実施すること、そのための車庫整			
平成10年10月	区域芸にわいて、収集・運搬は各特別区が直接美施すること、そのだめの単庫登 備を確実に行うこと、可燃ごみの中間処理について自区内処理を原則としつつ平			
	崩を確実に行うこと、可然にみの中間処理に ラバ (自体的処理を原則としう) 成17年度まで共同処理を行うことなどの基本方針が了承された。			
平成10年12月	「移管後の清掃事業の運営形態」及び「職員の身分取扱い」についての基本的な			
一,从10平12万	考え方が都区及び労使で合意された。			
平成11年3月	移管後の清掃事業の運営(共同処理の形態や都と特別区の役割分担等)及び職員			
	の身分取扱いを内容とする「清掃事業の移管について」が都区で合意された。			
平成12年4月	清掃事業が都から特別区に移管され、各区による清掃事業がスタートした。			
1 /2/412 1 /1	特別区の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の公共下水道への投入			
	事業を共同で行う一部事務組合として、東京二十三区清掃一部事務組合が設立さ			
	れた。			
平成15年11月	平成17年度末を目途に可燃ごみの中間処理の共同処理を廃止するとした方針を転			
, ,,,,,,,,	操し、特別区における中間処理は、平成18年4月以降も当分の間、東京二十三区			
	清掃一部事務組合により共同処理する等の方針が区長会で了承された。			
平成18年4月	平成18年4月、東京都からの派遣職員は区職員に身分切替され、清掃事業の移管			
. , , , = = , 2 / 4	が完結した。			
	· · · / — · · · · · ·			

(2) 移管後の清掃事業運営

ア 事業の運営形態

- (ア) 収集・運搬は各特別区が実施する。
- (イ) 「東京二十三区清掃一部事務組合」の設置 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理及び、し尿の共同処理をするために23特別 区を構成員として設置した。
- (ウ) 「東京二十三区清掃協議会」の設置

各特別区間や清掃一部事務組合及び東京都と事業運営上の連絡調整を行うため「東京 二十三区清掃協議会」を設置した。

(エ) 最終処分場について

東京都が特別区から委託を受けて埋め立て処分を行う。

(東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場)

イ 事業従事職員の人事制度

清掃事業の移管に伴う職員の身分取り扱いを概ね次のとおりとした。

- (ア) 平成12年3月31日現在の清掃事業従事職員を対象とする。
- (イ) 派遣期間は、平成12年4月1日から6年とする。
- (ウ) 派遣期間中の勤務条件は、原則として東京都の勤務条件を適用
- (エ) 平成18年3月31日現在、特別区に派遣されている清掃事業従事職員は、同年4月1日 付けで、当該特別区へ身分切替する。 等

ウ 事業移管に伴う財産の取り扱い

清掃事業の用に供する財産は、原則として、事業運営主体となる特別区または、東京二十三区清掃一部事務組合に無償譲渡する。

エ 地域処理協定の考え方

東京二十三区清掃一部事務組合規約附則第2項に「可燃ごみの処理については、平成17年 度末を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の安定的処理体制の確立をもって、共同処理を廃止するものとする。」と規定した。

しかし、平成15年11月に方針を転換し、特別区における中間処理は、平成18年4月以降も 当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する等の方針が区長会で了承され た。

(3) 清掃事業における役割分担

大田区 東京二十三区清掃一部事務組合 東京都 1 循環型社会づくりの推 1 一般廃棄物処罪| 画の策定 1 清掃工場等の整備・管理・運営 進 2 ごみ し尿の収集・運搬・中継作業 2 不然ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理 3 ごみの再利用、資源化の推進 2 区市町村の廃棄物処理 運営 に関する財政的・技術的 4 分別収集計画の策定 3 し尿投入施設の整備・管理・運営 援助 5 容器・場察棄物の分別収集の実施 (上記3点には下記を含む) 3 新海面処分場の設 6 大規模排出事業者等に対する 施設整備計画の策定 置・管理・運営 排出指導 ・ 建設・建替・プラント更新、改造 7 一般廃棄物処理業の許可及び指導 ・ 焼却灰、スラグ等の輸送 4 産業廃棄物に関する事 8 動物死体の処理(飼主等から 務 清掃工場運営協議会の運営 5 一般廃棄物処理施 の依頼分) • 発電、余熱利用 設の届出及び許可 9 浄化槽の設置の届出及び指導 4搬入調整 指導 10 浄化槽清掃業の許可及び指導 5 あわせ産廃の処理 など など 東京二十三区清掃協議会(平成18年4月1日、平成25年4月1日清掃協議会規約改正) 平成17年3月31日まで 平成18年4月1日から 平成25年4月1日から 1 一般廃棄物処理業、浄化槽 1 廃棄物の収集及び運搬に係る請 1 廃棄物の収集及び運搬 清掃業の許可等に関わる事 負契約の締結に関する事務(管理 に係る請負契約の締結 務(管理執行事務) 執行事務) に関する事務(管理執行 2 雇い上げ車両関係事務 (管理執 2前項の管理執行事務に関する連 事務) 2一般廃棄物処理業の許 行事務) 絡調整事務 3 清掃協議会部長会・課長会等各 *清掃協議会事務事業62項目のう 可に関する事務及び浄 種会議の開催 ち前記に関する事務24項目を除 化槽清掃業の許可に関 4 各区等のごみ処理計画作成 き、各区へ15項目、自主運営会 する事務(管理執行事 の調整など 議体(調整事務)へ11項目、清掃 5 廃棄物処理手数料に関する 一組(専門性・継続性が求められ 3前項の管理執行事務に る連絡調整事務)へ11項目移行、 関する連絡調整事務 6 大規模排出事業者に対する排出 1項目を廃止する事務事業分担

○ 東京二十三区清掃一部事務組合

など

可燃·不燃·粗大ごみの中間処理、し尿の下水道投入について 23 区が共同処理するために地方自治法 第284条に基づき23 特別区を構成団体として平成12年4月1日に設置された。

の再編を行った。

組織及び運営は、条例や予算及び基本方針を決定する議決機関と、業務を執行する執行機関があり、 議決機関は各区の議長で構成される「清掃一部事務組合議会」、執行機関は各区長の互選による代表管 理者1名、管理者が組合議会の同意を得て選任する副管理者2名と他職員により運営されている。

また、清掃一部事務組合には事務執行を監査する監査委員が3名置かれている。

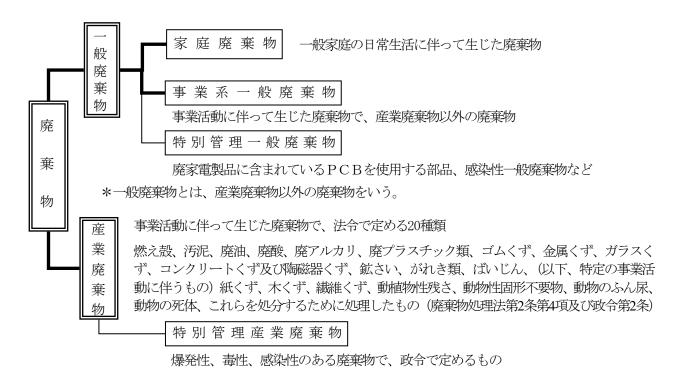
○ 東京二十三区清掃協議会

清掃事業の円滑な運営のため、地方自治法第252条の2に基づき区間・都区間・清掃一部事務組合との連絡調整業務を行う清掃協議会を平成12年4月1日に設置した。区長、助役、清掃担当部長、担当課長を構成員とする各種会議の開催や廃棄物の収集運搬にかかる請負契約に関する事務の管理執行・連絡調整などを行ってきた。平成18年4月1日付で清掃協議会規約が改正され、清掃協議会の62事務事業が、清掃協議会、各区、自主運営会議体、清掃一部事務組合の事務に再編された。

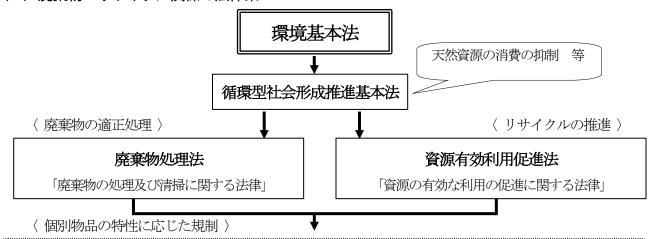
また、平成25年4月1日付で清掃協議会規約が改正され、一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務が、各区事務から清掃協議会の管理執行事務となった。

2 関連資料

(1) 廃棄物の種類と分類の体系



(2) 廃棄物・リサイクル関係の法体系



容器包装リサイクル法	自治体の容器包装収集、利用者による再商品化について規定		
家電リサイクル法	家電製品に関する製造者の再商品化責任、消費者の費用負担等について規定		
建設リサイクル法	建築物の分別解体、建設廃材の再資源化について規定		
食品リサイクル法	食品廃棄物に関する食品関連事業者の排出抑制・再生利用等について規定		
自動車リサイクル法	自動車に関する所有者の費用負担、製造業者等による再資源化について規定		
小型家電リサイクル法	使用済の小型電子機器等の再資源化について規定		
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等について規定 (国・自治体が率先して再生品を購入)		
プラスチック資源循環法	製造・販売・排出事業者などによるプラスチックの再資源化等について規定		

(3)清掃事業関連施設

令和4年4月1日現在

·			们 4 年 4 月 1 日 現住
	施設名	種類	面積(m²)
1	大森清掃事務所 大田区中央 2 - 3 - 6 電話 3774-3811	敷地	968. 63
		建物	1, 747. 52
2	大森清掃事務所大森西分室 大田区大森西1-13-2	敷地	1, 069. 04
		建物	760. 99
3	蒲田清掃事務所(蒲田地区) 大田区下丸子 2 - 3 3 - 5 電話 6451-9535	敷地	682. 81
		建物	1, 334. 13
4	蒲田清掃事務所分室(調布地区) 大田区下丸子 2 - 3 3 - 1 電話 6459-8201	建物(事務所)	1, 052. 77
		建物(洗車棟)	472. 75
		建物(油庫)	29. 05
5	蒲田清掃事務所糀谷粗大中継所 大田区羽田旭町 9 - 6 電話 3745-1891	敷地	817. 65
		建物	147. 98
6	調布清掃事業庁舎 (一般財団法人大田区環境公社) 大田区田園調布本町32-12 電話5755-5095	敷地	962.78
		建物	1, 607. 52
7	京浜島中継所 (大田区環境公社環境資源センター) 大田区京浜島 3 - 5 - 7 電話 3799-2215	敷地	3082. 15
		建物	1, 033. 64
	調布清掃事業庁舎 (一般財団法人大田区環境公社) 大田区田園調布本町32-12 電話5755-5095 京浜島中継所 (大田区環境公社環境資源センター) 大田区京浜島3-5-7	敷 地 建 物 敷 地	962. 78 1, 607. 52 3082. 15

※建物については延床面積





しげんきもるくん



令和 4 年 7 月発行 大田区環境清掃部環境計画課 〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 TEL 03-5744-1625 FAX 03-5744-1532

「環境清掃部事業概要」の表紙は使用済みコピー用紙を区役所内で再生して作成したものを使用しています。